

博 士 論 文

高校野球の制度と構造

—デュルケム理論からみた歴史的分析—

2021年3月

龍谷大学大学院社会学研究科社会学専攻

竹 村 直 樹

学位請求論文

論文題目：高校野球の制度と構造 —デュルケム理論からみた歴史的分析—

申請者名
竹村 直樹 印

目次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 序論 | 本論文の目的・方法・構成 | 1 |
| 第1節 | 目的 | 1 |
| 1-1 | 学校スポーツの起源 | 1 |
| 1-2 | 高校野球の特異性 | 2 |
| 1-3 | 先行研究からの検討 | 5 |
| 第2節 | 方法 | 7 |
| 2-1 | 中範囲の理論による制度分析 | 7 |
| 2-2 | デュルケーム理論の概要 | 8 |
| 2-3 | 儀礼論による慣習的行為の分析 | 11 |
| 2-4 | 中間集団論による法的制度の分析 | 14 |
| 第3節 | 構成 | 15 |
| 第I部 | 儀礼論による分析 | 19 |
| 第1章 | 儀礼論による高校野球の考察 | 20 |
| | はじめに | 20 |
| 第1節 | 儀礼の分類と変化 | 20 |
| 1-1 | デュルケームの宗教概念と儀礼 | 20 |
| 1-2 | 日常の相互作用儀礼 | 21 |
| 1-3 | 甲子園大会にみる儀礼とその変化 | 22 |
| 第2節 | 武士道的儀礼から愛国主義の時代 | 24 |
| 2-1 | 一高式野球による儀礼と信念 | 24 |
| 2-2 | 中等野球における武士道的儀礼の形成 | 26 |
| 2-3 | 高校野球における聖物 | 29 |
| 第3節 | 個人主義の台頭と儀礼の変化 | 31 |
| 3-1 | 宗教的儀礼の衰退 | 31 |
| 3-2 | 指導者－野球部員・保護者における功利的相互行為 | 32 |
| 3-3 | 相互作用儀礼への転換期 | 34 |
| | おわりに | 35 |
| 第2章 | 高校野球における体罰 | 38 |
| | はじめに | 38 |
| 第1節 | デュルケームによる儀礼と体罰 | 38 |
| 1-1 | デュルケームによる贖罪的儀礼 | 38 |
| 1-2 | デュルケームによる規律と体罰の関係 | 40 |

| | | |
|------|---------------------|----|
| 1-3 | 贖罪的儀礼と体罰 | 42 |
| 第2節 | 高校野球に見る体罰 | 43 |
| 2-1 | 高校野球と道徳 | 43 |
| 2-2 | 道徳と不祥事 | 45 |
| 2-3 | 暴力と体罰の区別 | 47 |
| 第3節 | 時代の変化と体罰 | 49 |
| 3-1 | 具体的な体罰 | 49 |
| 3-2 | 体罰の経験者 | 50 |
| 3-3 | 体罰を防止する傾向 | 52 |
| | おわりに | 54 |
| 第3章 | 高校野球部員の行動分析 | 57 |
| | はじめに | 57 |
| 第1節 | ドラマトゥルギー的方法論による分析 | 57 |
| 1-1 | ドラマトゥルギー | 57 |
| 1-2 | 舞台設定 | 59 |
| 1-3 | オーディエンスの分類 | 60 |
| 第2節 | 高校球児のパフォーマンス | 61 |
| 2-1 | 舞台衣装—容貌 | 61 |
| 2-2 | 舞台所作—行動様式 | 63 |
| 2-3 | 表—裏の使い分け | 65 |
| 第3節 | 具体的なオーディエンス | 68 |
| 3-1 | 野球関係者 | 68 |
| 3-2 | 保護者 | 69 |
| 3-3 | 問題の生起 | 70 |
| | おわりに | 72 |
| 第II部 | 中間集団論による分析 | 74 |
| 第4章 | 処分規約の運用からみた日本高野連の構造 | 75 |
| | はじめに | 75 |
| 第1節 | 日本高野連の歴史と組織 | 75 |
| 1-1 | 競技団体設立の経緯と規約の成立 | 75 |
| 1-2 | 処分を審議する機関について | 78 |
| 第2節 | 規約の分類と歴史的变化 | 80 |
| 2-1 | 自治組織の持つ規約と審議機関 | 80 |
| 2-2 | 処分規約の変化 | 81 |

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 第3節 | 処分運用の変化 | 83 |
| 3-1 | 歴史的統計にみる変化 | 83 |
| 3-2 | 具体的事例の検討 | 84 |
| 第4節 | 連帯責任を伴う処分制度維持への背景と要因 | 86 |
| | おわりに | 89 |
| 第5章 | 高校野球にみるプロ・アマ問題 | 93 |
| | はじめに | 93 |
| 第1節 | プロ・アマの組織形態の違い | 93 |
| 1-1 | 中間集団としての日本高野連 | 93 |
| 1-2 | 組織としての日本野球機構 (NPB) | 95 |
| 1-3 | 日本におけるアマチュア野球組織の分類 | 97 |
| 第2節 | 高校野球におけるプロ・アマ断絶の歴史 | 99 |
| 2-1 | 日本高野連の制定するプロ・アマ規約 | 99 |
| 2-2 | プロ・アマ断絶の歴史的背景 | 102 |
| 2-3 | 「学生野球資格回復制度」とは何か | 104 |
| 第3節 | 断絶回復後の指導現場 | 106 |
| 3-1 | 元プロ選手の高校野球への指導 | 106 |
| 3-2 | 元プロ選手の指導を受ける高校の指導者 | 108 |
| | おわりに | 110 |
| | 結論 | 113 |
| 第1節 | 本論文のまとめ | 113 |
| 1-1 | 慣習的行為の継承とは | 113 |
| 1-2 | 規約の持つ意味 | 116 |
| 1-3 | 高校野球が再生産される構造 | 119 |
| 第2節 | 本論文の意義 | 121 |
| 第3節 | 今後の課題 | 122 |
| | 引用、参考文献 | 124 |
| | 図表一覧 | 128 |
| | 初出一覧 | 129 |

序論 本論文の目的・方法・構成

本論文を展開するにあたって、その目的・方法・構成について以下に説明をおこなう。この序論では、まず第1節において、高校野球についての何を明らかにするのかという目的を述べる。次に第2節では、目的に近づくためにどのような方法をとるのかについて明示する。そして、最後に本論文がどのように構成されているのかについて提示する。

1. 目的

1-1 学校スポーツの起源

本論文では、高校野球における慣習や規約をそれぞれ制度として捉え、それらが成立し維持されている構造について明らかにすることが目的である。

高校野球とは日本の高等学校において、課外活動として行われているひとつの競技である。ここでは、まず、はじめに日本の学校教育の中でスポーツがどのように育まれてきたかについて述べる。

日本の教育現場にスポーツが取り入れられたのは、正課の授業からよりも課外活動に依るところが大きいといえる。近代日本で行われていた体育教育は「体操」が中心であり、現在の体育授業のように、様々なスポーツを体験できる機会を得られる内容ではなかった。特に、1886(明治19)年、初代文部大臣森有礼により「中学校令」・「師範学校令」などから成るいわゆる「学校令」が公布されてからは、男子中等学校では兵式体操の実施を含む体育の実行が積極的に行われるようになった(安東 2002: 86)。

また、それ以前に文部省(当時)は、1878(明治11)年に、体操の普及をはかるために体操伝習所(以下、伝習所という)を開設し、体育教員の養成を始めている(安東 2002: 86)。この伝習所では、体操以外にベースボール、フットボール、ホッケー、クリケット、テニス、ボートなどの各種スポーツも行われていた。伝習所の卒業生は、各自が最も得意とし、愛好する競技を赴任した小学校や中等学校で児童、生徒に伝授していたようである(君島 1972: 48)。さらに、伝習所の初代講師リーランドの助手を務めた坪井玄道は、東大講師であったストレンジに、先述した体操以外の戸外スポーツの伝授をうけ、『戸外遊戯法』を出版し、同書籍は全国の各校へ行き渡ったとされている(君島 1972: 46)。こうした内容からは、日本の教育現場においてスポーツは、遊戯として各校に伝えられた様子がうかがえる。しかし、それらはやがて勝敗を競う競技へと変化し、同時に、自然発生的に各校で種目別の同好会が

発足することとなる。そして、各学校が公認する、課外の部活動へと発展したのである。

1913(大正 2)年に文部省(現文部科学省)から刊行された『学校体操教授要目』の中には「体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動」として「角力(男子)、弓術、薙刀(女子)、遠足登山ノ類、水泳及漕艇、羽子ツキ・毬ツキノ類(女子)、凧揚(男子)、ベースボール(男子)、ローンテニス」と記載されている(文部省 1913:39)。この内容から、文部省は、大正期に至るまでの部活動の発展を鑑み、課外活動である部活動について、教育の一環としての価値を認めていたことが理解できる。そして、こうした訓令から、日本のスポーツの発展には、学校の部活動が寄与している点が大きな特徴として捉えることができる。また、このことを、近代スポーツの発祥の地とされるイギリスと比較した場合、イギリスにおいてもクリケット、フットボール、ボートなどの集団スポーツの発展にはパブリックスクールが大きく寄与しており、日本と同様の傾向にあるといえる。しかし、当時から日本の中等学校や旧制高等学校ではスポーツへの参加は必須ではなく、「選手制度」が採用され、あくまでも一部の生徒による課外活動として発展したことに対して、パブリックスクールでは、本来、生徒の課外活動であった運動競技を、学校側が生徒の自治ごと教育体系の中に取り込み、人格陶冶のための有効な教育手段として重要視していた(村岡 1987:231)。即ち、イギリスではスポーツが公式のカリキュラムに導入されており、日常的な寮対抗試合へは、生徒の「全員参加」が必須であった点に日本との相違がみられる(寒川 2017:104)。

現在においても日本では、近代教育の現場から継承された形で、大部分のスポーツが教育機関である学校の課外活動として行われているケースが多い。そして、その中でも野球は、旧制高等学校において特に盛んに行われており、やがて各地の中等学校へと広範囲に広がったことで、現在の高校野球の礎が築かれることとなった。

1-2 高校野球の特異性

中等学校への野球の伝播には、3つのケースがあげられる。1つ目は、先述した伝習所を卒業して赴任した教師によって伝えられたケース、2つ目は、旧制の第一高等学校など野球が盛んであった学校の部員が、郷里へ帰省した際に母校で野球を説いたことによるもの(君島 1972:44)、そして、3つ目には、キリスト教系の学校において、アメリカ人教師によって伝えられたケースに分類することができる(谷川 2018:70)。

表序-1は中等野球に対する当時の文部省の対応と、野球の課外活動としての発展を時系列に示したものである。そこには既に、明治期において学校間の対外試合¹⁾が活発になり、

それにつれて部活動への過熱化がやがて教育的な問題を抱えることとなっていた点がかうか
 がえる。1907(明治 40)年の全国中等学校校長会は、文部省の答申の中で、過熱化する部活
 動に対して、「学業を阻害する」、「疾病傷害を受けしむる」、「勝負に重きを置く為公德を傷
 害し而して紛擾の基となる」などといった弊害を指摘している(神谷 2015: 14)。さらに、
 部活動の中の野球に対して、東京朝日新聞は1912(明治44)年8月29日から9月19日まで、
 「野球と其の害毒」をテーマにして、中等学校関係者からの意見を中心にその弊害を連載し
 ている²⁾。

表序-1. 高校野球の創世記に関わる歴史的動向

| 文部省 | | 課外活動としての野球の動向 | |
|------|---|---------------|---|
| 1878 | 体育伝習所開設 | 1888 | 『戸外遊技法：一名戸外運動法』出版 |
| 1886 | 「学校令」公布 | 1911 | 東京朝日新聞社「野球と其の害毒」を連載 |
| 1907 | 全国中学校長会に於いて運動部活動の弊害 を指摘(文部省諮問) | 1915 | 大阪朝日新聞社が全国中等学校学校野球 大会を開催 |
| 1913 | 『文部省体操教授要目』において「体操科 授業時間外ニ於テ行フヘキ諸運動」ベース ボールを記載 | 1924 | 大阪毎日新聞社が選抜中等野球大会を開催 |
| 1932 | 「野球ノ統制並施行ニ関スル件」 野球統制令を公布(文部省訓令) 学生野球の過熱化を抑制に向けた施策 | 1927 | 大阪毎日新聞社が選抜大会の優勝チームを 米国へ派遣 |
| 1947 | 野球統制令廃止 | 1946 | 全国中等学校野球連盟結成 日本学生野球協会結成 中等野球連盟はそ の傘下となる |
| | | 1947 | 学制改革に伴い全国高等学校野球連盟へ 改称 |

しかし、こうした部活動への批判の一方で、東京朝日新聞と同系列の大阪朝日新聞は、
 1915(大正4)年から全国中等学校優勝野球大会を開催している。そして、この大会は現在の
 夏の甲子園大会へと続いているが、既に、大正期においても連日4万人を超す観衆を集める
 など、中等学校の課外活動としては異例の観客数を記録している(玉置 2004: 52)。

歴史学者有山輝雄はメディア史の研究の中で³⁾、戦前、甲子園球場で開催された中等学校
 の全国大会は、大阪朝日新聞社の経営戦略の一環として始まったメディアイベントであり、
 やがてライバル社である大阪毎日新聞社にもその戦略が波及し、二社が対抗するようにな
 った点を分析している。さらに有山は、甲子園大会が大衆の娯楽として成立し、その過程で、
 当時の民衆の理念に見合う、理想的な日本独特の武士道野球が、物語的な報道操作によって
 形作られた点を指摘している。1927(昭和2)年、大阪毎日新聞社が、選抜大会の優勝チーム
 を、米国に派遣する新企画を打ち出したことをみても、メディア側において、中等野球の大
 会に対するイベントとしての価値の大きさをうかがうことができる(山室 2010: 5)。

このように、高校野球の前身である中等野球は、明治期から大正期、昭和初期の事例から

みても、当時、学校の課外活動としては異例の人気を博していた点が理解できる。そして、こうした人気は、過熱化に対する国家からの抑制⁴⁾を受けながらも第二次世界大戦後も継続することとなる。そこには、戦後、中等野球関係者が中心となり民主的に設立された統轄団体、日本高等学校野球連盟（以下 日本高野連という）の力が大きく関わっているといえる。

日本高野連は、設立以来、極めて自立性の高い組織へと発展するとともに高校野球の特異性を生む源泉として機能しているのである。現代においても、高校野球の世界は、他の高校スポーツと比較しても特異な点が数多く見受けられる。例えば、春夏に甲子園球場で開催される全国大会では、メディア各社が「国民的行事」⁵⁾とまで表現するなど、その集客人数やテレビの放映時間、新聞紙面への掲載など、量的な面で他の高校スポーツを圧倒している⁶⁾。また、高校生の課外活動であるにも拘らず、高等学校の生徒指導上の規約とは別に、競技団体である日本高野連や、その統轄組織である日本学生野球協会（以下、学生野球協会という）が定める様々な規約に従うことが、野球部員には課せられている。さらに、その規約の適用範囲は、単に生徒である野球部員個人に留まらず指導者や野球部自体にまで及んでいるのである。規約では、野球部員や指導者の行為がそれに抵触する内容であれば処分を科し、商業主義的なイデオロギーを排除するために、プロ野球やメディア、民間企業との関係に対して規制を設けている。

このように高校野球は、日本の高等学校で行われている他のスポーツ系クラブとは大きく異なり、競技団体の権限が高等学校を上回っているといっても過言ではない。因みに、他の多くのクラブを統轄している全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連という）では、生徒や指導者の管理は基本的に所属する高等学校に任しており、自らが部や個人に処分を科すといった規約が定められているようなことはない。さらに、競技団体が開催する大会へ参加する際、スポーツメーカーとのモニター契約を交わした選手が、同社のユニフォームを着用して参加することや、民間企業とクラブがスポンサー契約を結び、ユニフォームに企業名を表示して出場することなどへの規制は緩和される傾向にあり⁷⁾、商業的なニーズを否定することなく、各学校単位にその判断を委ねているのである。そして、このような背景からは、高校野球の世界のみが、それを統轄する競技団体の権限がたいへん高いレベルで維持されているといった状況が見えてくる。

また、こうした日本高野連の傘下である高校野球の現場では、同じ野球で比較した場合にも、大学や社会人、プロの野球と比べて、選手の風貌や行為、行動において全く違った様相を含んでいる。例えば、髪型を坊主にそろえた選手の風貌や試合中の攻守交替における全力

疾走、軍隊風の礼や挨拶など、グラウンドの内外において他の組織で行われることのない慣習が維持されている。そして、そうした行為からは、近世の武士道的な儀礼や、近代日本における精神主義や集団主義を再生産しているようにも捉えられる。

1-3 先行研究からの検討

これまでの高校野球研究について概括すると、制度史やメディア史を中心とした歴史研究とメディア論を中心とした社会学的なアプローチに分類される。制度史においては、中村哲也による学生野球憲章についての研究⁸⁾が挙げられる。中村は、戦前に国家による野球の統制を受けた教訓として、戦後、学生野球憲章が制定された過程を明らかにし、その成立期から、2010年に行われた全面改正に至るまでの期間を通して、高校野球の歴史的経過を明らかにしている。その中で、戦後、民主的な自治によって創設された日本高野連を中心とした組織形態が、実際には、トップダウン形式の権力主義的な内容を秘めたものである点を指摘している。

社会学的な研究としては、小椋博と江刺正吾の研究⁹⁾や清水論の研究¹⁰⁾が代表的である。小椋・江刺の研究では、高校野球の選手、スタンドで応援する人、テレビ中継を通して視聴者の得る高校野球の充足と、それを人々に意識付けるメディアの役割等が社会学的視点から捉えられている。また、小椋は、当時、サッカーJリーグが開幕し、日本国内がサッカー人気に沸き、将来的には野球人口を超える競技へと発展することを予測しており、選手の風貌、ユースチームの構築など組織的な内容からも、高校野球から導かれる古典的イメージとは異なったグローバルスポーツとして、国内の野球人気を超える日が近いと予測していた。しかし、この予測は高校サッカー人口が増加した点では確かであったが、21世紀になっても、高校野球へのメディアを中心とした注目には変化がなく、以前と同様に何年かに一度スター選手が作り上げられながら、先述した通り、全国大会での入場者数やテレビ放映時間等は他の高校スポーツを圧倒し人気を博しているといえる。

清水は、高校野球の歴史と、その発展に対してメディアの果たした役割を明らかにした研究の中で、テレビ中継が作り出す「青春のドラマ」について、球場にあるテレビカメラが捉える選手のプレイやリプレイ、応援席や試合後のインタビューなどから詳細に分析している。さらに、フィールドワークによって、甲子園大会のテレビや新聞によって作られた、選手や野球部、高等学校のイメージが、はじめは異なっているとしても、しだいに現実の姿へと変化していく過程を、地元の人たちや、選手へのインタビューを通して分析している。そして、

それらの分析をもとに、甲子園野球の健全で厳格なイメージが強化され、神聖なる「物語」を演出するメディアの実態を明らかにしている。

これらの研究においては、高校野球の歴史的過程からみる権力的組織の実情や権力者の存在など、また、メディアによる高校野球の印象操作について明確に実証されており、本論文においてもたいへん共振するところである。しかしそれらは、いずれも表面的なひとつの行為を分析するに留まり、そうした行為が派生する根本的な要因について触れられていない。そこで本論文では、それらの視点からさらに踏み込み、高校野球の現場における独特な慣習や規約を制度として捉え、それらがどのような過程を経て構築されてきたかについて歴史的経過化をもとに分析する。そして、現在でも戦前のイデオロギーが継承されているようにも見えるそうした制度が、実際の指導現場ではどのように受け入れられながら維持されているのかについて、社会学的分析を通してその根本的な構造を明らかにすることを目的とする。

具体的には、はじめに慣習的な行為について、実際の現場ではどのような指導によって、選手のグラウンドでの態度や行為が作られてきたのかについて歴史的資料をもとに考察する。さらに、筆者の指導現場での体験から、指導者、選手の「ホンネ」にも触れながら、グラウンド内での理想と現実についてよりリアルに分析を加えることを1つ目の目的とする。

次に、法的な規約をもとに、高校野球を統轄している日本高野連が、何故、公的な教育機関である高等学校や民間のメディア、商業関連などから距離をとりながら、独自の権限によって高校野球の世界を守ろうとするのかという点について明らかにすることを2つ目の目的とする。即ち、高校野球の現場において、戦前の武士道や集団主義的なイデオロギーが保たれている構造について、指導現場における慣習的な行為に対する義務と競技団体による法的な規約に基づく義務に分類し、前者について歴史的過程を整理した上で、指導現場での選手や指導者、保護者の行為に対する分析を行う。後者については規約が制定されるまでの歴史的経緯を時系列で整理し、それらが現在でも維持されている現状とその背景を直視し、上記の目的を明らかにしていく。そして、最後に、野球部員のグラウンド上での慣習的な行動様式と法的な規約が、それぞれ制度としてどのような補強関係を持ちながら、われわれが抱く戦前から変わらぬ高校野球へのイメージを再生産しているのかについて、その構造を明らかにすることを本論文における最大の目的とする。

2. 方法

2-1 中範囲の理論による制度分析

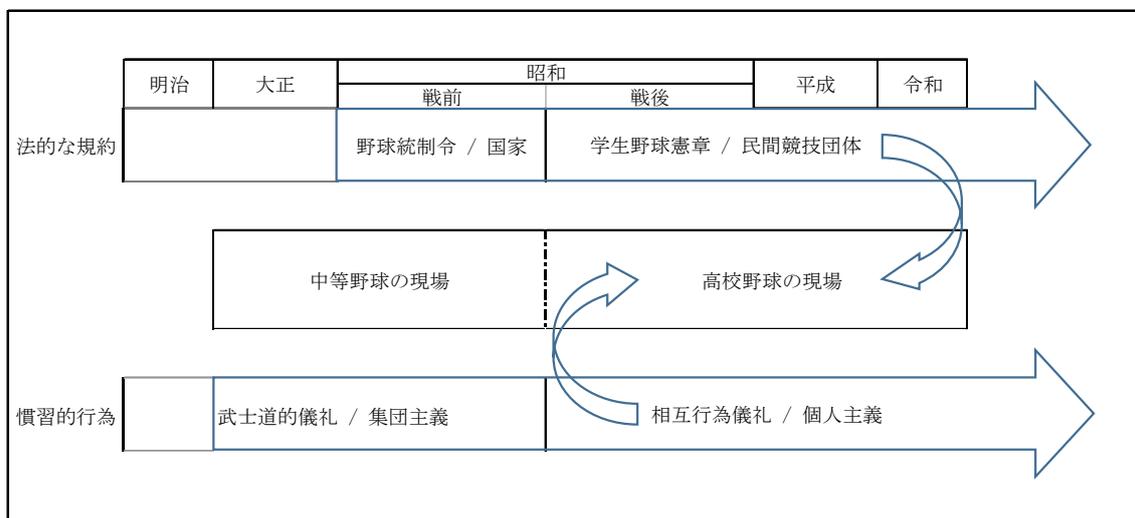
次に、本論文の目的を達成するためにどのような方法を用いて分析していくのかについて述べる。制度とは、機能的側面ないし諸機能システムにおける人びとの確定した行動様式の体系化をさす。そうした行動様式は、細かな行為規則から慣習や法に至るさまじまの水準で社会規範に準じて強制され習得されたもので、拘束的な性格を有している（森岡他編 1993:863）。この制度について、社会学者エミール・デュルケームは（以下デュルケームという）は、集合体によって制定されたあらゆる信念や行動様式を制度とよび、社会学とは諸制度およびその発生と機能に関する科学であると定義している（Durkheim 1895=1978:43）。

デュルケームはまた、社会の凝集力の根底には宗教的・聖的存在と同様な存在があるとして、社会が宗教現象であると考え、宗教を社会理解の鍵であるという見解を示している（作田 1983:57）。そして、宗教に類似した集合力が秩序を生み出し、やがて集合的規律として成立する制度の背後には、「共同の観念や感情を、同一の対象への共同の愛着を、規範の形で表現する」（Durkheim 1950=1974:62）ものがあるという。さらに、デュルケームは、制度は組織化されたものの内部にある法の規則、道徳、宗教教義から社会的潮流までを含むと述べている（Durkheim 1895=1978:56）。本論文ではこうしたデュルケームの制度概念を軸に、自身の指導現場における経験的調査と、新聞報道等における記事やデータによる仮説をもとに、社会学的理論による分析を加えた中範囲の理論¹⁾をもって明らかにする。

図序-1は、本論文の研究方法を図式化したものである。図中の矢印は高校野球における「慣習化した行為」と「法的な規約」の2つをそれぞれ歴史軸の上に示している。「慣習化した行為」とは高校野球において、戦前から変わらぬ様相を含んだ集団的で宗教的な儀礼にも見える慣習化した個人レベルの行為をさす。一方、「法的な規約」は組織の次元から見た集団的レベルの行為の様式である。そして、中心に位置する「高校野球の現場」では、そうした上下に表した2つの行動様式が互いに補強関係を保ちながら高校野球の世界が再生されている点を示している。

本論文では、このように類別した2つの行動様式について、デュルケームによる制度論のなかから、第I部においては、高校野球における不文の慣習的行動様式について「儀礼論」を援用し、第II部では成文化された規約をもとに、日本高野連という組織について「中間集団論」によって考察を加える。そして、それらを現場における経験的な実証と統合することで、高校野球の世界が戦前の面影を維持しながら再生産されている構造について分析し、そ

の実態を明らかにする。



図序-1. 研究方法の類別

2-2 デュルケーム理論の概要

本論文では、前節でも述べた通りデュルケームの理論を援用して高校野球の構造について分析を進める。ここでは、実際にデュルケーム理論のどの部分に関与するのかについて簡潔に述べる。まず第Ⅰ部では彼の著作の中から、『宗教生活の原初形態』で論じられている儀礼論によって慣習的行為を儀礼と位置づけて考察する。さらに、そうした行為への逸脱に対する罰について、『道徳教育論』の中で述べられている道徳性や、『社会分業論』において示された社会的連帯の類型とも関連づけて分析する。

次に、第Ⅱ部においては、デュルケームの『社会学講義』の中で述べられている中間集団の理論を日本高野連に当てはめ、組織の誕生からその歴史の変遷を辿りながら、中間集団としての日本高野連の機能について分析をする。以下に、本論文に関連するデュルケーム理論の概要を示す。

デュルケームは、19世紀末の西欧社会において、分業を基礎過程として進行する歴史の中で宗教の機能がしだいにせばめられ衰耗し、集合体の精神が脆弱になってきている点に危機感を感じた。著作『社会分業論』では、近代社会における資本主義化、合理化、世俗化の進行に対して、集合意識の覆う領域は縮小され、従って宗教の機能も次第にせばめられ衰退していくと論じている。

その一方で、デュルケームは、宗教に代わる「道徳生活の諸事情を、実証諸科学の方法で

とりあつかおう」(Durkheim 1893=1971 : 31) と試みている。これは、社会的分業が進行するにつれ「個人がますます自立的になりつつあるのに、いよいよ密接に社会に依存するようになるのは、いったいどうしてであるか。個人は、なぜいよいよ個人的になると同時にますます連帯的になりうるのか」(Durkheim 1893=1971 : 37) という事態の矛盾を解明した。

近代社会は、分業の発展により社会的連帯が近世までの内容から変化している。この点についてデュルケームは、分業は「二人あるいは数人のあいだに連帯感を創出すること」(Durkheim 1893=1971 : 58) や「諸機能の連帯がなければ存在しえない社会を可能ならしめること」(Durkheim 1893=1971 : 62) へと寄与するとともに、分業によって創出される社会の凝集が道徳的效果をもたらしていると主張している。

さらに『社会分業論』では、法を分類することによって社会的連帯の類型を検証している。法は近代社会において、個人の道徳への外部標識であり目に見える象徴として機能している。人びとの社会生活の中で形成された社会的連帯の本質的な様相はみな法律に反映されているという見解をデュルケームは示している。また、その際、法と習俗は対立するものではなく、習俗は法の基礎となるという。さらに、法を分類することによって社会的連帯の類型を考えたデュルケームは、近世から近代への社会進化を、抑止的法律に対応する機械的連帯、復元的法律に対応する有機的連帯の二つに分類し、機械的連帯から有機的連帯へと連帯の持つ質の変化をもって区分している (Durkheim 1893=1971 : 72)。

機械的連帯とは、親族共同体の内部における集合意識の強い社会連帯であり、その内部は諸個人の同質性、強い集合意識、抑止的な宗法—刑法的制裁によって特徴づけられるという (作田 1983 : 32)。この場合の抑止的制裁とは、受刑者に身体的苦痛を与える制裁であり、集団規範への違反に対する抑止的制裁の厳しさに伴って集合意識が形成される。集合意識はそれが大きな活力をもてばもつほど、より大きな作用を個人に及ぼす。また、その中での信念と慣行とが確定していればいるほど、個人的な多様性が加わる余地は少ない (Durkheim 1893=1971 : 150)。我が国の共同体的な近世村落は機械的連帯に近い状況であったといえよう。

一方、有機的連帯は、諸個人が相互に異質であることを前提とし、それぞれ固有の人格を尊重することによって成立する機能別の分業に由来する連帯である (Durkheim 1893=1971 : 128-9)。このような機能別の社会では、機械的連帯による環節別の社会と比べ集合意識は弱まる。有機的連帯とは、分業による抽象化・合理化のもとで、個人を尊重する過程によって生じた新しい社会紐帯であるといえる (中島 2001 : 50-1)。個人はその労働が分割され

ばされるほど、その中での各人の活動が専門化され、より一層個人的となる。社会の凝集性はそうした個人間の機能的な相互依存を通して維持されるのである。デュルケームは、「分業によってこそ、個人が社会にたいする自己の依存状態を再び意識する」(Durkheim 1893=1971 : 384) という。そして、近代社会において、人びとの相互依存による連帯が、国家に対してどれだけ貢献しているかについて、『社会学講義』の中でつぎのように明らかにしている。

近代以前の社会では、個人は地域社会における共同体的な中間集団の中に埋没し、閉じられた世界の中でのみ生活を営むことが可能であった。しかし、近代国家の権力によって個人はそうした生活から開放されることとなる。その一方で、近代社会における分業が築いた社会的連帯は、国家—個人の間を介する機能をもったあらたな職業集団や同業者組合などの中間集団を形成することとなった。この中間集団について、デュルケームは「国家は二次的集団の存在するところに初めて存在する」(Durkheim 1950=1974 : 79) という。そして、個人を開放するためには、国家が二次的集団に制約されなければならないという近代以前への理論とは逆の内容を支持している。しかし、二次的集団においても個人を拘束し意のままに統治することがあってはならず、かつ国家への拮抗力の必要性を示している。そして、個人の自由は、国家と二次的集団との葛藤のなかから生まれるということを付言している(Durkheim 1950=1974 : 98-9)。

分業によって創出された社会の中でデュルケームが実践的関心を継続したものが道德教育についてである。前近代的な社会が衰退した後のフランス共和制は、教育改革によって世俗教育を実現させた。しかし、それまでの宗教的な権威が衰退していく中で、世俗的な道德秩序をいかに形成していくべきかが社会的課題となる。こうした課題に向かいデュルケームは、『道德教育論』において、道德を規則の総体であるとし、道德性の三要素として、「規律の精神」、「社会集団への愛着」、「意志の自律性」をあげた。そして、「規律の精神」において体罰を否定するとともに、「意思の自立性」の中で、規則の概念と、規則違反に加えられる罰の中に含まれている権威の概念との間のパラドキシカルな関係について述べている。

デュルケームは晩年、宗教の役割および役割を演じる可能性について、それまでにはなかった明確な見解を示している。先述した『分業論』においては宗教の衰退について、『社会学講義』ではポリネシアンでのタブーとされる行為への考察から、宗教のもつ社会的機能に関心の照準を合わせていたが、それらの後に書かれた『宗教生活の原初形態』では、宗教に対する信念と儀礼を伴う生活をもとに、宗教のもつ機能論としてさらに深く発展させてい

る。

社会学者宮島喬は、デュルケームが宗教の演じる役割について目を向けたのは1895年のことで、「ロバートソン・スミスとの一統の著作に接したことが大である」（宮島 1987：151）点を明らかにしている。デュルケームはその後、『宗教生活の原初形態』において、オーストラリアの未開社会から宗教のもっとも単純な形態を発見する作業を試みている。そこには、宗教とは「神聖すなわち分離され禁止された事物と関連する信念と行事の連帯的な体系」（Durkheim 1912=[1941]1975：31）であること、即ち信念とそれに対する儀礼をもって宗教が構成されているという点が示されている。そして、この定義にある宗教的信念の特徴は、聖なるものと俗なるものに二分することである。

聖なるものとは、われわれの日常生活から分離されたものであり、俗なるものとは聖なるものへの接近が禁止されたものである（Durkheim 1912=[1941]1975：77）。一方、宗教的儀礼とは、人が聖なるものに対してどのように振る舞うべきかを規定した準則行為であり、俗の世界から聖なる世界への接近を可能にする行為である。あらゆる宗教体系に共通するのは、そうした宗教的儀礼をもって、あるものが特別の意味をおびて分離、禁止となるという事実である。デュルケームはこの点に注視をして聖一俗の二分法によって区別することをもって宗教的思惟の本質と見なしたのである。

2-3 儀礼論による慣習的行為の分析

デュルケームは、諸個人が様々な立場の中でその務めを果たすとき、個人は自身および自身の行為の外部にあって、法や慣習の中に規定されている諸義務を果たしていると定義している（Durkheim 1895=1978：52）。本論文では、まず、第I部において、日常の指導現場で実際に展開されている高校野球ならではの選手や指導者の慣習的な行為や行動に対して、その起源はどこにあるのかについてこの定義に沿って考察を加える。

高校野球のグラウンド内で求められている集団主義的な集合性からは、教育現場というよりもむしろ神聖化された宗教的な儀礼に近い世界観を感じることもある。また、選手の容姿や大会での行進などからは、戦前の軍隊にも似た体質として捉えることができよう。そこで、こうした高校野球独得の世界観はどのようにして形成され、近代から現代まで継承されているのかについて、デュルケームのいう、集合体の中の一つの観念が宗教信仰と同じ畏敬の念を抱かせるという宗教理論を軸に分析を加える（Durkheim 1893=1971：164）。

デュルケームは、宗教を社会的連帯について理解する鍵であると捉えていた。そして、宗

教とは世界を聖と俗とに二分化するものであるという見解を示し、聖的存在に対する宗教的な諸儀礼について、日常の俗的存在との分離を目的として行われていると定義している (Durkheim 1912=[1942]1975 : 118)。本論文の第 I 部ではそうした儀礼論を、高校野球の現場で行われている慣習化された選手の行動準則に援用することで、戦前から変わらぬ集団主義的かつ精神主義的な印象が何故維持できているのかについて明らかにする手掛かりとする。

デュルケームが指摘するように、聖と俗との二元論によって宗教を分析することは、宗教以外の他の領域における連帯の力労を説明する手掛かりになる。そして、宗教とは信念と儀礼から成り立っており、儀礼を正確に遂行することが聖なるものへの信念であり、個々人が俗と分離された神的なものに帰属している現実こそが社会である (Collins 1984=1992:50)。即ち、社会にはどんな個人よりもはるかに大きな力があり、誰もが社会に依存して生きているということになる。そして、社会への依存は、神への依存と同じく個別的観念を飛び越えて人と人をつなぐものであり、そうした観念を用いて思考することで、社会が個々人の心の中まで浸透するのである (Collins 1984=1992 : 53)。さらに、その中で行われる儀礼とは、社会集団内の共通意識を表現する行為であり、儀礼を尊重することが正しく、違反することが正しくないという集団内の道徳感情が生じるのである。

戦前の日本においては、個々人は分業により細分化された何れかの社会集団に依存しながら、良き成員としての社会的義務を果たすといった具合に道徳感情が高い状態であったといえる。そして、現在の高校野球において慣習化している野球部員の成文化されていない儀礼的な行動様式も、そうした社会全体レベルでの統合として捉えることができるのではないか。

第 1 章では、デュルケームのいう、宗教の本質は神の観念のみにあるのではないという観点をもとに、高校野球の世界に宗教的儀礼の理論を援用し、社会学的分析をもって考察を加える。そして、戦前の精神主義や集団主義に沿った儀礼を含む行動様式が、現在まで何故維持できているのかについて、歴史的事象を紐解きながら明らかにする。さらに、戦後の社会変化に伴う儀礼のもつ意味の変化について、社会学者アーヴィング・ゴッフマン (以下ゴッフマンという) の相互作用儀礼の理論を援用して明らかにする。

次に、第 2 章において、高校野球の指導現場における指導者の野球部員に対する行為の中から体罰に焦点をあてて考察を加える。その際、体罰は苦悩や恐怖の感情を吹き込んで穢れを祓い贖罪的な観念を呼び起こす手段であるとされる、デュルケームによる贖罪的儀礼の

理論をもって高校野球の前身である中等野球の時代に遡り考察する。そして、デュルケームのいう規律と体罰の関係から、指導現場において体罰はどのような観点から発生し、どのようにして選手側から受け入れられ容認されていたかについて、中等野球の時代から現代までを辿りながら明らかにする。またその際に、贖罪的儀礼としての体罰について社会的連帯に関連づけて考察を加える。そして、以前までは社会自体で暗黙に受け入れられていたとも思われる体罰が、現代の高校野球ではどのようにして否定されるようになったかについて、社会変化を手掛かりに、指導現場における贖罪としての価値の変化をもとに分析する。

そして、第3章では、第1、2章での研究結果を踏まえて、組織の象徴として武士道や集団主義に則り展開されていると捉えられがちな野球部員の慣習的な儀礼が、現代の高校野球の現場ではどのように受け入れられているかについて、野球部員の日常の行為における事例をもとによりリアルな現実に触れながら考察を加える。その際、高校生の持つ野球部員としての行為への意識について、デュルケームのいう社会の象徴的レベルでの宗教的儀礼から、ゴッフマンによる挨拶などの社会的レベルでの相互作用儀礼へと儀礼論を置き換えて再考を試みる。

デュルケームによれば、産業社会では分業が高度に発達するので諸個人は次第に異質化するという。それ故、神という観念はより抽象化するとともに、人間性という一般概念に転化するのである (Collins 1984=1992 : 77)。そして、こうした過程の中で宗教的な儀礼は遠隔化し、形式的なありふれた儀礼へと変化するのである。ゴッフマンはこのありふれた儀礼を、日常生活における相互作用儀礼と定義している。

多くの高校生は野球部に入部すると同時に、髪形を丸坊主に統一し、グラウンド内で機敏かつ集団的な行為を義務として高校生活を過ごすようになる。即ち、高校球児らしさが彼らに必然的に課せられるという社会的環境の圧力の中で行動様式が規定されていくのである。しかし、そうした実践は野球部に在籍している間のみであり、野球部員の引退後には極端とも言える態度、行動の変化が大いに見られるのも現実である。そして、こうした指導現場における実情を加味すれば、野球部員としての行為には、先にも述べた宗教的儀礼のように、ある信念をもって行われている儀礼ではなく、実際には人と人のコミュニケーションの中での適切な秩序を維持するための、即ち高校球児らしさを作り出す相互作用儀礼として捉え直すことができる。そこで、高校生の持つ野球部員としての行為への意識を、ゴッフマンのドラマトルギー論を通して分析する。

ゴッフマンは特定の状況にある参加者の行為が、他の参加者（観察者）に影響を与えるの

に役立つすべてのことをパフォーマンスと定義し、パフォーマンスを遂行する者をパフォーマー、他者のパフォーマンスに寄与する人びとをオーディエンス（観察者）と表現している（Goffman 1959=1974 : 18）。本論文においては、この理論を高校野球の世界に当てはめて考察を加え、パフォーマーを野球部員である高校生に特定し、オーディエンスは高校野球を知るすべてのひとびとと定義する。そして、このパフォーマーとしての野球部員の振る舞いと、オーディエンスの野球部員への要求が、相互的に影響しあいながら高校野球の世界が創造されている部分を、指導現場での実態を通して明らかにする。

以上の方法をもって高校野球の中で見られる慣習としての様々な儀礼について、それは戦前の精神論や集団主義を継承したものではなく、外部に属性を示すためへの思考や行動そして感覚であり、それらは野球部員にとって個人が欲するか否かに関わらず、不文の上で命令と強い強制力をもった慣習的な規範であることを明確に示していきたい。

2-4 中間集団論による法的制度の分析

第Ⅱ部では、学生野球憲章を中心とした、高校野球の世界における成文化されている法的な規約をもとに、日本高野連のもつ組織としての意味を明らかにする。そして、高校野球の競技団体による規約が、何故に高等学校での生徒指導の範囲を超えたかたちで強権的に保たれているのかについて明らかにする。そして、その際、文部省（当時）と日本高野連との歴史的な関係について、デュルケームの中間集団の理論を援用して考察する。

デュルケームの中間集団の理論には2つの主張が含まれている。1つ目は、国家という普遍的な権力が、近世までの農村共同体のような中間集団を否定することによって個人がはじめて解放されていくという、中間集団の存続の問題性についての主張である（Durkheim 1950=1974 : 98）。そして2つ目は、近代以降、肥大化する国家権力への対抗として、国家の圧力から個人を守るためには中間集団の再建が必要であるという、中間集団の不在の問題性についてである（Durkheim 1950=1974 : 98）。本論文においては、まず、日本高野連について、組織設立の意義として中間集団の不在の問題性から捉えることとする。そして、現代社会において独自の制度が、野球部や野球部員にとって強権的となっている日本高野連の実態について、中間集団の存続の問題性の視点に置き換え分析する。

先にも触れたが、デュルケームは、近代社会における分業によって個人の社会集団への依存がより強まったことについて言及している（Durkheim 1893=1971 : 384）。そして、その社会集団は、国家—個人の間で介在する機能をもつ中間集団として個人を国家から解放す

るために機能すると示している (Durkheim 1950=1974 : 98)。第4章では、こうした中間集団の不在の問題性の理論を援用し、日本高野連設立に関する歴史的経緯と、高校野球の世界における法としての規約である日本学生野球憲章(以下、学生野球憲章という)との関係から、日本高野連のもつ組織としての意義を分析する。

競技団体による不祥事への処分制度は、高校野球独特な制度であるといえる。野球部をひとつの単位として罰せられる処分は、競技団体である日本高野連を通して学生野球協会の審査室に委ねられている。こうした他の競技では見られない「連帯責任」を伴う処分が何故存在しているのかという疑問を手掛かりに、処分規約の内容や運用の変遷を分析し、現代において緩和しつつも維持されている「連帯責任」をもとに組織のもつ意義を探る。

第5章では、他競技の競技団体や同じ野球界における別の競技団体、例えば、プロ野球や社会人野球、大学野球と高校野球との世界についての比較を行う。そして、徹底した商業主義の排除やプロ野球との関係において、何故、高校野球だけが、他には見られない競技団体による厳しい規約が設けられているのかという点について、中間集団の存続の問題性としての視点から考察を加える。

具体的には、これまで日本の野球界を牽引してきたといえる日本高野連と、プロ野球を統轄している日本野球機構の2つの組織について、その成立期から現在に至るまでの様々な歴史的背景を辿りながら、日本スポーツ界においてたいへん人気の高い野球に限って、何故、プロからアマへの指導制限が設けられたのかについて、それぞれの組織を中間集団の理論をもって比較しながらその要因を分析する。そして、「高校野球指導の雪解け」と表現される、元プロ野球関係者による高校野球指導緩和後の、指導現場での事例にも触れながら、2013年に始まった「学生野球資格回復制度」の実施が高校野球へ与える影響について検討を加える。

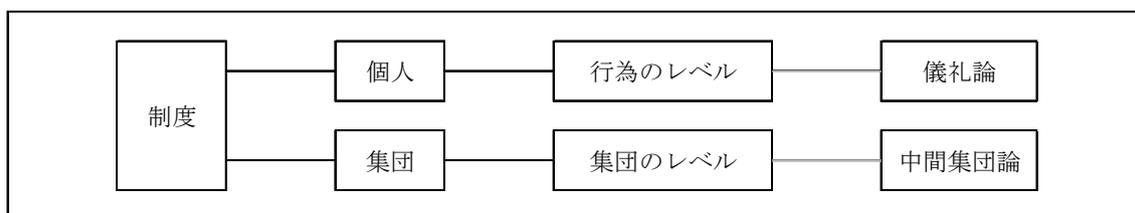
以上の方法によって、日本高野連のもつ組織的な意味を問いながら、組織を支える指導現場での慣習的な行為と規約の分析を行い、高校野球の世界が維持されている構造について明らかにする。そして、最後に、今後の高校野球の向かう方向について検討する。

3. 構成

本論文を展開するにあたり、筆者は次のような構成をとる。

筆者は高校野球における慣習的な行動様式と法的な規約を1つの制度とした。そして、その制度の内容について、本論文では、個人と集団のレベルに分類したうえで、図序-2

に示したように2部構成によって分析する。第Ⅰ部では、高校野球における行動様式について、個人の行為のレベルとして儀礼論を援用して考察する。また、法的な規約については、集団における組織のレベルとして捉え、中間集団論に関連させて分析する。



図序-2. 本論文の構成

本論文の構成をまとめると以下のようなになる。

まず、はじめに、先に述べた内容を総合する意味で序論を構成した。そして、第Ⅰ部では、第1章から第3章において、野球部員のグラウンド上での行為と指導者の体罰について、それぞれの歴史的経過を辿りながら儀礼論を援用して分析する。そして、それらは戦前・戦後を通して現代まで、各時代の野球部員においてどのような観念のもとで継承されているのかについて社会学的分析を加える。

第1章では、デュルケームとゴッフマンによる各々の儀礼論の視点から、高校野球の世界における慣習的な行為を儀礼とし、それらは、中等野球の時代から現代に至るまで、野球部員においてどのような観念によって遵守されているのかについて考察する。

次に、第2章では、高校野球において指導者の体罰は、どのような観点から発生しやすいのかについて分析する。その際、体罰を贖罪的儀礼として捉え、デュルケームの社会連帯論から儀礼論へと関連させて考察する。さらに、指導者からの体罰が、選手側において、これまでどのように受け入れられてきたのかについて、歴史的な動向とともにその傾向を明らかにする。

そして、第3章においては、現代の野球部員にとって、歴史的な慣習的行為がどのような観点のもとで展開されているのかについて、実際の指導現場の事例をもとに、第1章で示した内容をさらに具体的に明らかにする。そして、高校野球の指導現場をひとつの舞台に例え、ゴッフマンのドラマトルギーの理論を援用して分析する。

第Ⅱ部では、第4章、第5章において、高校野球の特徴として他の競技には見られない成文化された厳しい法的な規約の中から「不祥事処分」、「プロ・アマの規定」の2つを取

り上げる。そして、それらを継続してきた競技団体である日本高野連について、組織の成立に関わる歴史的過程を紐解いた上で、デュルケームの「国家－中間集団－個人」という中間集団論を援用して組織のもつ意味を探る。

第4章では、競技団体である日本高野連による法的な規約のなかから、学生野球憲章における処分制度について、その成立期から現代までの歴史的変遷を整理する。そして、他の競技団体にはない「連帯責任」を伴う厳しい処分がもつ、日本高野連にとっての意味について考察する。また、その際に、日本高野連という組織について、デュルケームによる中間集団論を援用して分析する。

さらに、第5章においても、中間集団論をさらに発展させ、日本高野連とプロ野球を統轄する日本野球機構という2つの組織について、それぞれの組織のもつ意味を比較する。その上で、両組織の成立期から現在に至るまでの様々な歴史的背景を辿りながら、プロからアマへの指導制限が設けられた要因について分析する。そして、近年、プロ・アマの関係が弛緩したことによる高校野球への影響について、指導現場での事例をもとに検討を加える。

註

- 1) 中等学校の野球部の対外試合の活躍は、1897（明治30）年に郁文中学が上級学校である第一高等学校に勝利、1901（明治34）年には愛知一中が慶応大学に勝利した記録がある。また、1910（明治43）年には第1回東京都下中学校野球大会が実施されている。
- 2) 1911（明治44）年8月29日から9月22日までの間に、東京朝日新聞は「野球と其害毒」と題した記事を22回にわたって掲載した。著名人や全国の中学校校長の談話による学生野球を批判する記事が掲載されている。
- 3) 有山輝雄（1997）を参照した。
- 4) 1932（昭和7）年、文部省は「野球ノ統制並施行ニ関スル件」を訓令し、小学校、中学校、大学、高等専門学校における野球への過熱化に対して、商業主義的な大会の開催や選手の競技への偏重を抑制した。
- 5) 西原茂樹の研究では、メディア各社が、甲子園大会をして「国民的行事」と表現する習慣が1970年代後半から激増し、定着していく変容を検証している。
- 6) 高校野球の場合、全国大会（春の選抜大会、夏の選抜大会）はNHKが1回戦から全試合

を全国放送している。サッカー、ラグビーにおいては、全国大会の準決勝、決勝のみが全国放送である。また、2013(平成 25)年度の高校スポーツ全国大会における観客動員数は以下の通りである。

全国高等学校野球選手権大会 862,000 人

全国高校サッカー選手権大会 313,000 人

全国高校ラグビー大会 127,000 人

出所：日本高等学校野球連盟，2013，2018年3月31日取得

<http://www.jhbf.or.jp/sensyuken/spectators/>

日本サッカー協会，2014，2018年3月31日取得

http://www.jfa.jp/match/alljapan_highschool_2015/schedule_result/

「12万人が観戦 プレーにも熟」『毎日新聞』朝刊20面、2016年1月12日

- 7) 近年、高校生のクラブ活動において、高体連が主催する以外の大会ではスポンサー企業名をユニフォームにつけて試合に出場するケースが増えている。テニスや卓球のオープン大会や全日本選手権、高校サッカーが J リーグのユースチームとともに参加している高円宮杯 U-18 サッカープレミアリーグなどにおいてよく見られる。
- 8) 中村(2010)を参照した。
- 9) 小椋博・江刺正吾編(1994)を参照した。
- 10) 清水諭(1998)を参照した。
- 11) 中範囲の理論とは社会学者マートンの用語で、経験的な社会的事象の観察から得られた諸命題と社会学の理論を統合させた、理論的一般水準において中間的な社会学理論をさす(森岡他編 1993:1011-2)。本論文では、高校野球の歴史的資料および筆者による指導現場での個別的な経験的調査とデュルケームの理論を軸とした社会学理論を統合させ、戦前からの行動様式を再生産しているように見える高校野球の世界についてその構造を分析する。また、歴史的資料においては、主に新聞社による報道内容を参考資料として利用するが、その中でも朝日新聞社の記事をその中心とする。同社は高校野球の大会を主催する機関紙でもあり、高校野球自体を擁護する報道に偏りがちでもあるが、なによりも他社以上の情報量があり、大会主催者であるが故に他社では得ることのできない詳細な内容を含むため、高校野球における様々な出来事の経緯を確認するには最適であると判断した。

第 I 部 儀礼論による分析

第 I 部では、高校野球の世界で展開されている野球部員・指導者の慣習的な行動様式について、歴史的な資料をもとに分析する。そして、戦前から現代までの中で、社会変化を伴いながら変化する行動様式の意味について、デュルケームとゴッフマンの儀礼論に関連させて考察する。

第 1 章 儀礼論による高校野球の考察

第 2 章 高校野球における体罰

第 3 章 高校野球部員の行動分析

第1章 儀礼論による高校野球の考察

はじめに

第1章においては、高校野球の前身である学生野球の歴史を振り返り、その中から選手の慣習的な態度について儀礼論の枠組みから検討する。

高校野球らしさを象徴するグラウンド内での礼儀正しい挨拶や全力疾走などによる懸命さの態度から、われわれは精神主義的な印象を受けずにならない。また、全国大会における入場行進の風貌から戦前の軍隊に似た全体主義を連想してしまう。本章では、野球部員たちのこうした慣習化した行為は、どのような過程から何を糧にして成立し現代まで継承されているのかについて、時系列的に見ながら時代による変化とその特徴を整理する作業を行なう。

また、その際に、宗教などにみられる象徴的レベルでの人間の形式行動を宗教的儀礼とするデュルケームの儀礼論をもとに、戦前の中等野球における武士道や愛国主義から派生する精神主義、集団主義へのイデオロギーについて社会学的分析をもって考察を加える。さらに、戦後における個人主義の台頭が高校野球に与えた影響について、指導現場での事例をもとに分析する。そして、その際、それまで社会を象徴とした中で執り行われていた儀礼が、どのような形態に変化しているのかについて、ゴッフマンの儀礼論を援用して考察する。

1. 儀礼の分類と変化

1-1 デュルケームの宗教概念と儀礼

デュルケームは宗教について、それは信念と儀礼から構成されている点を指摘している。そして、宗教的信念の特徴は、世界を聖なるものと俗なるものに二分することにあると示している。

聖なる世界とは、われわれの日常生活から分離された神聖なものをさし、世俗的な日常生活と区別している。また、聖物は神々や霊などの人格的存在のみに限られず、岩、木、泉、礫、木片、家など、要するにどのような事物でも聖物となり得るのである（Durkheim 1912=[1941]1975:72）。このことについて、デュルケームはオーストラリアの未開社会におけるトーテミズムの研究によって、何が聖物となるかは宗教によって異なるが、宗教思想の存在するところには必ず聖と俗との区別があることを実証している。

デュルケームによればオーストラリアの部族にとってトーテムとは、聖物としてのトー

テム神の象徴であるとともに、氏族の集合体を示す記号、紋章でもあるという (Durkheim 1912=[1941]1975 : 199)。即ち、トーテムとは氏族というひとつの社会の象徴でもあるといえる。デュルケームはこの点について、トーテムが「神と社会の象徴であるとするれば、神と社会は一つでないであろうか」 (Durkheim 1912=[1941]1975 : 373) と指摘している。実際に社会は、神と信者の関係のように、我々の精神に神的な感覚に似た道徳的権威を備えており、我々の行動様式を規定している。こうした点から神と同様に「社会もまたわれわれに永遠の依存感覚を抱かせ」 (Durkheim 1912=[1941]1975 : 374) るという宗教的な現象を含んでいるといえる。そして、誰もが多くの点で社会に依存しながら生きているのである。

人びとは社会の象徴とされた聖物に対して、特別の尊敬あるいは畏怖の態度によって、俗のカテゴリーに属するものと区別をする。「聖観念は人間の思想において常にいたるところで俗観念から分離されているので、」 (Durkheim 1912=[1941]1975 : 76) 人びとは聖と俗の区別において様々な儀礼を展開するのである。デュルケームはこの宗教的な諸儀礼の機能について「儀礼の機能は、不当な混淆と接近をさけ、これら二領域の一つが他を侵すことを妨げるところにある」 (Durkheim 1912=[1942]1975 : 118) と示している。あらゆる宗教において、信者たちは様々な聖なるものに対して、厳粛な態度で敬意をもって接するために遂行される特定の宗教的儀礼をとまなう点では共通している (Collins 1984=1992 : 48)。そうした儀礼とは、集団内の個人の共通意識を表現する行為であり、身振り手振りを互いに調整しながら、一つの様式を実演する共通の行為である。本論では明治期、大正期、そして戦前の昭和期において保たれていた中等野球のイデオロギーについて、こうした宗教的儀礼の理論によって分析する。

1-2 日常の相互作用儀礼

産業社会の発展は社会的分業を複雑化し、諸個人は様々な社会的経験の中で異質化する (Collins 1984=1992 : 76)。そして、そうした異質化の進行は、人々の個別化を生み、同時に聖なるものの対象も社会ではなく個人の人格へと転化する (Collins 1984=1992 : 79)。このような社会変化の中、ゴッフマンは現代社会において、社会全体をあらゆる宗教的な信念や儀礼はあまりにも遠隔化し、聖物に対する宗教的儀礼が希薄化している点に注目をした。

現代社会は個々人が自分自身に責任をもつ社会である。こうした社会では個々人は自分で考え決定する個人的自我を持つこととなる。そして、人々は個人として自我に従って行動するよう要求されている。即ち、そうした内的自我はあらゆる聖なる理念がそうであるよう

に、現代の道徳が私たち全員にそれをもつように要求するひとつの理想的な概念となり得るものである (Collins 1984=1992 : 82-4)。

ゴッフマンは、「ある特定の出会いのさい、ある人が打ち出した方針、その人が打ち出したものと他人たちが想定する方針にそって、その人が自分自身に要求する積極的価値」(Goffman 1967=2002 : 5) を面子と定義した。さらに、「人間の面子は聖なるものであり、だからその聖なるものを維持するのに必要な明示的秩序が儀礼的な秩序なのである」(Goffman 1967=2002 : 17) と示している。そして、日常的な会話のなかで、各人が個人的な自我を維持するために、自分の面子はもちろん他者の面子も保つことができるよう礼儀に則して執り行う行為を相互作用儀礼と定義した。諸個人はこうした共同的な相互作用によって、それぞれの場所でそこに見合った自我を形成して理想的自我を提示している。

また、ゴッフマンは、人びとが交わす会話や態度のなかにはしばしば「罪のないソ^リ」が含まれているという。それは、自分を実際以上に立派に見せたり、よく思われたい相手には気の利いた好意を見せたり、また、自分に敵対する者や競争相手を実際以上に悪く描くなど、人が行うさまざまな誇張的な行為のことを指す。

このように、ゴッフマンが述べる相互作用儀礼はひとつの循環過程であり、そこでは誰もが他者に理想的自我を与え、そのお返しに自分好みの自我を受け取るという内容であるといえよう (Collins 1984=1992 : 84) 。そして、こうした儀礼が展開される社会では、人びとの凝集性によってではなく、各個人の自我という観念の中に象徴化されることとなる。本論文では、高度成長期以降を起点として、こうした理論を現代の高校野球の世界に援用して分析する。

1-3 甲子園大会にみる儀礼とその変化

社会学者の作田啓一は、高校野球にはスポーツの中に含まれる遊戯としての自由を否定するイデオロギーが支配しており、それは宗教的儀礼に近いものであると述べている (作田 1967 : 263)。

宗教的儀礼と遊戯はともに実生活から離れた象徴的な活動であり、それぞれ特定の時に、特定の場所において行なわれる。さらに両者においては、それぞれの活動のみに適用される厳しいルールが支配している。しかし、それぞれの日常からの離脱の方向は正反対である。宗教的儀礼は特に厳粛であり規範に満ちているという点で日常生活を超えており、遊戯は遊びであるという点で日常から離れている。宗教的儀礼は良い結果を導くために行われ、遊

戯は結果に拘ることなく自由に楽しみを満喫する手段である。儀礼と遊戯とは、一方での自由の縮小と他方での拡大という二方向への分極であるといえる（作田 1967：264）。

しかし、競技スポーツにおいては、遊戯性より儀礼の厳肅性が要求されるケースが多い。高校野球にとって特にこの点が顕著に表れる。また、郷土や母校の期待を背負って甲子園大会を目指し出場する選手たちに対して、人々は宗教的儀礼をもって演出する。そのことは、地元各校への応援への加熱具合からも見受けられることができる。例えば、次のような例がある。

長野県の古豪松本商業（現松商学園）においては、1926（大正 15）年松本中との対戦に大敗、学校に帰った応援団幹部が当日応援に参加しなかった者を呼び出し、鉄拳制裁を加え「信農日報」に暴力事件と大きく取り上げられた。また、同校が1928（昭和 3）年に甲子園球場で開催された14回全国中等学校優勝野球大会で初優勝を遂げた際には、選手が松本駅に到着すると大群衆の出迎えのみならず祝賀飛行機までが飛び、夜は提灯行列が松本の町を彩ったと同校の野球部百年史に記されている（松商学園硬式野球部 2013：61）。

このことから、選手たちはもはや個人ではなく母校のさらには郷土の集団的象徴として集団の繁栄を儀礼的に演出する祭司であるとみなすことができよう（作田 1967：264）。そこには甲子園に出場すること、そして勝つことこそが、母校、郷土、関係する個人に至るまでの精神的な繁栄を担っているのである。

作家の虫明亜呂無は、戦前の丁稚や奉公人の立場にある若者にとっての、甲子園大会は、自分とは全く違う恵まれた境遇にある選手たちを「個人」として羨むことよりも、故郷を代表する集団と捉えて一体化し、敗れて球場を去るときにかけられる「また来いよ」という甲子園特有の掛け声も自らのものへと同化していたのではないだろうかと回想する（虫明 1996：46-7）。こうした視点からは、彼らにとって年2回開催される甲子園大会は宗教的行事であり、選手たちは郷土の集団的象徴であると捉えることができる。

しかしながら、作田、虫明の述べるこうした選手の役割も、戦前から戦後を通じた社会変化の中で大きく変化していることも現実として捉えられる。特に、現代では学校経営や個人の進学などとの関わりが中心となり、選手が郷土の集団的象徴と捉えられるケースは少ない。さらに、選手個人においても個人主義的な観点の中で集合意識を忘却する傾向を辿っているといえる。こうした状況から察するならば、戦前から同様に集団的なイデオロギーを継続しているように見える甲子園大会も、実際の中身は大きく変化している点がかうかえる。次節以降では、そうした変化について、先に述べたそれぞれの儀礼論をもとに分析する。

2. 武士道的儀礼から愛国主義の時代

2-1 一高式野球による儀礼と信念

日本にはじめて野球が紹介されたのは、1872(明治5)年現在の東京大学の前身である第一大学区第一中学でアメリカ人教師ホーレス・ウィルソンが学生たちに教えたのが最初であるとされている。同校は1894(明治27)年の高等学校令によって第一高等学校(以下一高)と改称され、そこで展開された野球が一般的に日本の学生野球のはじまりであるとされている。先行研究においては、その多くがこの一高野球部の武士道的儀礼をもった精神主義が、現代の高校野球精神に継承されていると捉えられている。しかし、現在の指導現場においてはそのような精神は機能しているとは言い難い状況にもある。では、一高時代の学生野球とは如何なるもので、何故に今もなお一高式野球のイデオロギーが強調されているのかについて考察を加える。

1889(明治22)年一高は学校の敷地を神田から本郷に移転している。その際、籠城主義のもととなる学生自治寮が設立されている。この自治寮創設時の校長木下廣次の演説筆記は次のような内容である。

抑モ此第一中学高等學校ノ生徒ハ後年社會ノ上流ニ立テ學術ニアル技藝ニアル政治ニアル先達トナリテ日本ヲ指揮スルキ人々ナリ左レ其品行ハ端正ニ志ハ高尚ニシテ他ノ青年者ノ標準トモナル(中略)諸君カ本校ニ入リタルハ學術競争ノ結果カ諸君ハ天下ノ青年者ヲ相手トシ劇シク競争ニ打勝テ勝利ヲ得タル人々ナリ。(第一高等学校編 1939:103)

この内容から当時の一高生は、同世代の青年たちの中から、国家における学術、芸術、政治など、各分野の上層階級を養成する為のエリート校であり、特権的な意識が養生されていたことが理解できる。また、同校の校旗は同じく木下の提案によって作られ「護国旗」と名付けられた。木下は「國家の觀念は國人の片時も忘れるべからざるものなり、故に教育者は大に國家てふ觀念の發達を計らざるべからず」(第一高等学校編, 1939:194)と述べている。そして、学業のみならず徳育上国家的精神の涵養を大きな目標に掲げ、国家的精神について護国旗の意義を介して次のように表現している。

國家の爲には同一の精神を以て全校一致身命をも顧みず砲烟彈雨を冒す大決心昌す大決心を起こさしめんが爲にして、護国旗の稱偶然に非ざるなり。(第一高等学校編

1939 : 194)

このように、当時、一高においては、国家と一体化するべく集団的な精神主義がとなえられていたのである。そして、自治寮創設の翌年の 1890(明治 23)年には「文武ノ緒技藝ヲ奨励スル」(第一高等学校 1939 : 100) との方針から交友会が組織されると同時に 9 つの部が設立された。

当時を知る野球研究者の君島一郎²⁾は、構内に空き地が多くキャッチボールやノックができる場所が増えたことで野球を楽しむ学生が増え、学校側もその人気に乗じて、野球を「新しい武道」として学生の志気昂揚、校風の作興に役立てようとしたことが、さらに校内の野球熱を高めることになったという(君島 1972 : 94)。また、一高野球のキャッチボールは「命がけの投げ合い」といわれた決闘のような投げ合いを通して心のゆるみを規制し、言葉で覚えるのではなく身体で会得する基本鍛錬法が行われていたと語る(君島 1972 : 66)。さらに、君島は武士道との繋がりについて次のように述べている。

外来スポーツのベースボールには師範とか道場とかいうものはない。彼らはこうして各自を鍛えあげた。徳川初期からの武芸者達がそれぞれ自己を鍛練した方法とあいつうずるものがある。(君島 1972 : 66)

以上の点から一高で始まった学生野球が、武士道的な精神、儀礼をもって展開されていたことが理解できよう。一高時代の野球への取り組みでは、武士道的精神を象徴しながら精進することが、集団における国家への信念につながっていた部分として捉えられる。しかし、それは国家の将来を担うことを期待されたごく少数の特権的なエリート階層の学生のみに関係していたことは先に示した通りである。明治期の後半から大正期にかけて野球は上意下達のかたちで私立大学や中等学校、尋常小学校にまで普及する。さらに、有料試合による商業化³⁾への移行によって観戦者数が拡大した。そして、この段階において、大衆に行き渡った野球は、もはや国家への信念に繋がる宗教的な役割を果たしていないことは明らかである。それにもかかわらず、何故、一高時代の集団主義や精神主義などを含む武士道的儀礼が、現代においても高校野球のイデオロギーとして賛美されているのだろうか。次節においてこのような疑問点について、第 1 回全国中等学校優勝野球大会の開催の過程に遡り明らかにしたい。

2-2 中等野球における武士道的儀礼の形成

一高時代に築かれた、学生野球の武士道を手本としたイデオロギーも、やがて大衆化の進行によって希薄していく。表 1-1 は明治期から大正期にかけての中等野球における不祥事の例を示している。

表 1-1. 明治期および大正初期における中等野球での主な応援団、選手の不祥事

| | |
|-----|---|
| 北海道 | 1909-10(明治 42-43)年にかけて札幌一中と北海道師範の応援団同士で紛争がおこり北海道庁によって対抗試合禁止令が出された。 |
| 青森 | 1910(明治 43)年に弘前中と青森中の応援団同士で乱闘騒ぎがあり、県知事によって中学校間の対抗試合が一切禁止される。 |
| 千葉 | 1908(明治 41)年に佐倉中と成東中の応援団同士が衝突し、県によって対外試合が禁止となる。 |
| 奈良 | 1914(大正 3)年、県下最強の天理中の部員の素行不良によって、学校が同部の解散を命じる。 |
| 鳥取 | 1913(大正 2)年、第 5 回山陰大会で審判を不服とした米子中の応援団が、対戦相手の松江中の応援団に暴行を働き同大会が中止となる。 |
| 香川 | 1917(大正 6)年、第 3 回全国中学校優大会の四国予選決勝戦で、丸亀中のプレーが波紋を呼び、県知事によって強制的に試合を放棄させられる。 |
| 熊本 | 1908(明治 41)年の全九州中等野球大会に決勝戦において済々黷と熊本師範の乱闘が起こり主催者が大会を中止した。 |
| 大分 | 1916(大正 5)年、大分中と大分師範の対抗戦で応援団同士が大喧嘩となり、大分中の野球部が解散する。 |
| 鹿児島 | 1903(明治 36)年より第六高等学校主催の県下中等学校連合野球大会が開催されていたが、試合後の喧嘩などが問題となって明治 40 年以後 13 年間にわたって一切の対抗戦が禁止された。 |

資料：『全国高校野球史』より作成

これらの内容は、大衆化した中等野球への行き過ぎた熱狂ぶりを象徴する出来事であるといえる。そして、そこからは、野球部員が学業を疎かにして野球に偏重するケースや、

勝負への強い拘りに対する応援団同士の乱闘など、中等野球の活動自体が学校全体を巻き込んだ問題へと発展していく様子が見えてくる。

そうした中、東京朝日新聞は1911(明治44)年に教育者、野球経験者の意見を「野球と其害毒」⁴⁾(以下、野球害毒論という)というテーマで、22回にわたって掲載している。そして、そこには『武士道』の著者で第一高等学校校長新渡戸稲造や学習院院長乃木希典らによる談話も含まれている。また、その際、同紙は全国の中等学校長に「野球と其害毒」についてのアンケートを実施している。

それらの意見の一部をあげると、「野球選手の不法法」⁵⁾、「野球は日本の學制に適せず」⁶⁾、「第一に時間を労費す」⁷⁾、「選手ことごとく不良」⁸⁾、「選手は不成績」⁹⁾など痛烈な批判が多い内容であった。このような意見は、現代の高校でもよく耳にする内容にも類似している。しかしながら、それから僅か4年後には同系列の大阪朝日新聞によって現在の高校野球のはじまりである第1回全国中等学校優勝野球大会が開催されている。

ここで、何故、学生野球に批判的であった新聞社と系列を同じくする大阪朝日新聞がこの大会を開催するに至ったのであろうかという疑問が生じる。その経緯について参考となる記事の一部をあげてみよう。

1915(大正4)年4月上旬、洛南の京都二中の校庭で2人の先輩が後輩の練習を見ていた。三高野球部の主将の小西作太郎と京大生の高山義三である。「なあ、小西今年二中は強そうや。これならどこにも負けへん。京都を中心に近県の中等野球大会やろうや」この会話が大会開催へのきっかけにもなっている。大会を開催するに当たり優勝旗が必要であると考えた2人は、新聞社に寄贈してもらうことを提案し、当時朝日新聞京都通信駐在でいつも三高野球部に顔をだしていた一花健三に頼んでみた。すると、四月の下旬に一花は小西らのもとへ京都、滋賀の中学を中心にした大阪朝日京都通信部主催の京津大会開催の知らせを持ってきたのである。

しかし、2人はこの報告に対してさらなる大会規模の拡大を一花に促すこととなる。それは夏休みに三高グラウンドを提供するので、全国の中学校を集めて大会を開催してはどうかという内容であった。当時の中等野球界は、旧制高校や運動具店が世話をして全国各地で県レベルの大会が行われていた。また、同時期に大阪朝日新聞には中沢良夫(前日本高野連会長)や関西の野球を愛する人たちからも全国的な中等野球大会の開催を希望する機運が高まっていたのである¹⁰⁾。

このような経緯から、中等野球は、一高時代のごく一部の特権的な上層階級のみで

行われていた野球とは違い、関西を中心に大衆の娯楽として既に人気を博していたことが理解できよう。そして、1915(大正4)年8月18日に第1回全国中等学校優勝野球大会が開催される運びとなったのである。しかし、大会の開催にあたり大阪朝日新聞側は、野球毒害論に対して野球を正当化する役割を担わざるを得ない状況であったことはいまでもない。

大会の挙行を知らせる記事の中には、「野球技の一度我国に來たりより未だ幾何ならざるに今日の如き隆盛を觀るに至れるは伺技の男性的にして而も其の興味とその技術とが著しく我國民性と一致せんに依るものなるべし」¹¹⁾と謳っており、大会に参集した選手の礼儀作法においては「徳義を基本として善戦し(中略)古武士の感慨も斯くやと偲ばれる」¹²⁾と道徳上の義務を選手に課すとともに、その象徴として武士道を奨励している点が強調されている。

こうした内容からは、武士道的儀礼に重きを置き、その精神を中等野球の象徴として謳うことで、新たなメディアイベントへの弊害を払拭するといった大阪朝日新聞側の商業的な戦略がうかがえる。そして、ここに中学野球の全国大会を通じて一高時代の精神主義的な武士道的儀礼がスローガンとして蘇り、そのイデオロギーが主催者であるメディアから発信される仕組みが確立されたのである。また、このような仕組みに最も大きな役割を果たしたのは飛田穂州¹³⁾である。早稲田大学野球部監督を経て朝日新聞社の嘱託記者であった飛田は、甲子園大会での試合評論を担当していた。この飛田について、君島は次のように述べている。

わが国で最も古い歴史を持つ一高野球部は、猛練習と精神的鍛錬とを二本の柱として育成したが、(中略)この行き方に対する熱烈な賛美者の一人に、学生野球の父と呼ばれる飛田穂州があったことは、案外知られていないようだ。穂州は中学時代に、一高の野球選手にコーチを受け、その感化に浴して以来、末技に走る軽薄な野球を好まぬようになった。(君島 1972 : 154)

こうした内容から飛田が中等野球に対して、一高野球の精神主義を重視し、技術のみを求める野球を邪道であるとしていたことがうかがえる。そして、このような思想をもった飛田は、現代の高校野球における「高校生らしさ」の「型」を築いた先駆者でもあるといえる。

さらに、飛田を記者として雇用した大阪朝日新聞は、戦時下における中等野球の役割を、国家献身への一致へ向けることとなる。例えば、1938(昭和13)年の第14回大会の例をと

ると、開催前日の打ち合わせの中で中澤審判委員長は「優勝旗よりも至高至純の運動精粹だ」¹⁴⁾と聖戦の下であることにフェアプレイ精神を強調している。さらに、同紙の関連記事においては「精神力」の文字が多く掲載されており、それを育むことが中学野球の役割として位置づけられようとしている内容がみられる。また、同大会では開会式において進軍ラップ、「愛国行進曲」による入場行進が挙行されるなど、愛国心を大会の象徴として掲げることで、中等野球を通して国民に国家主義的価値を体感させるといった手法が施されたのであった。

ここで、これまでに述べた、戦前の中等野球におけるイデオロギーの動向を整理すると次のことがいえよう。明治期の一高時代を起点とした、国家と一体化した集団的な精神主義は、明治の終わりに学生野球が大衆化したことによって希薄化し、生徒の野球への偏重具合等が問題視されることとなる。中等野球においても教育機関等の関係者から一様の批判を受けることになった。しかし、中等野球の商業的価値に目をつけた大阪朝日新聞社が、全国大会の実施に際してまず、前世における武士道を象徴とし、グラウンド内では武士道的儀礼を展開することで組織内の凝集性を根底として、大正期のデモクラシーの中においても理想像にすることで批判への抑制を徹底したと捉えられる。そして、昭和に入り戦時色が濃くなる中で、それらは国家主義的な社会の象徴へと置き換えられることによって、大規模な大会を継続することを可能にしていたといえる。また、このことはメディアイベントとしての商業主義的なイメージを払拭する手段として機能していることはいうまでもない。

さらに、その内部においては常に時代に応じた理想像に見合う「型」を維持するために、絶えず権威主義的な指導が展開されていたとことも否めない事実であるといえよう。何故なら、武士道的儀礼や超国家主義的儀礼というスローガンの実践には、他競技にも増して組織の成員には異質ともいえる規律・訓練の実践が必要になるからである。

第4章においてさらに詳細を述べるが、現在でも高校野球は他競技の部活動とは異なった規律形態をもって統制が加えられている。個人の不祥事の際には連帯責任を主とした集団的な規律が維持されており、他の競技とは異質の閉じられた世界が存在しているのである。さらに、公式戦においての容姿や行動への規律も規定し、プロ野球界との交流を閉じるなど、そこには、戦前と同様の規律・訓練が施されているような印象をわれわれに与える。

2-3 高校野球における聖物

現代の高校野球においても、前節までに示した中等野球時代の武士道的な道徳や集団的な行為は健全である。例えば、多くの高校球児は練習前に各自でグラウンドに向かって挨拶す

る。さらに試合の前後には全員で整列をして一斉にグラウンドへの挨拶を欠かさない。あらゆる学生スポーツにおいて慣行されている行為ではあるが、高校野球においては特にこの点が印象に残るシーンであろう。それらは明文化されてはいないが、メディアの報道においても頻繁に取り上げられるシーンである。このようなグラウンドへの挨拶は、指導者においても道徳的な行為として受け入れられその実践が強調されている。そして、このことは、高校野球界において頻繁に使われる文言である「グラウンドは神聖なる場所」、「聖地甲子園」から導かれる宗教的儀礼に類似した儀式的な行為であるといえよう。

高校野球の世界では、日常に利用するグラウンドやスタジアムを聖の領域であるとし、その中で野球部員の態度は聖物に対する特有の尊敬を伴うかのごとく、日常とは違った特別な行動規範が保たれている。例えば、先にも示したグラウンド上での挨拶や返事などを見ても、普段の学校生活でのそれとは比較にならない崇高な態度で実践されている。特にこの傾向は学校生活の中で野球への偏重具合の高い強豪校に強くみられる。それでは、野球部員をこうした態度へと導く聖物の聖性は何から由来するのであろうか。それは事物それ自体の内在的な性質でないことは明らかである。なぜなら、デュルケームが宗教概念で示したように、生物、無生物、自然現象、神話の中の人物、言葉、規則など、およそあらゆるものが聖物となりうるからである。生徒が高校へ進学し、野球部に入部する際には、学生野球憲章に規定されていないにも拘わらず、髪を切り坊主にするといった行為が慣習的な制度のように一元化している。こういった点も「儀礼は人びとが神聖と信じる者の前ではその手順に従ってふるまわなければならない」(Collins 1984=1992 : 49) というような儀式的な行為のひとつであるとみなすことができよう。

高校野球の世界では、春、夏に開催される甲子園大会の中での選手の振舞いが特に宗教的な儀礼に近い姿として捉えられる。全国ネットのテレビ中継などをはじめとしたメディアから、われわれは「聖地甲子園」というスローガンを目に耳にすることが多い。選手たちには、甲子園で適用される厳しいルール¹⁵⁾に支配され、そこでは実生活から離れてより濃厚な厳粛性が要請されている。丁寧な挨拶が試合の前後のみならず、試合中、グラウンドを去る時まで頻繁に行われる。プレー中の全力疾走や敗退のさい泣きながら土を持ち帰るという一連の行動は、甲子園の大会で特に印象に残るシーンである。さらにアルプススタンドの応援団までも敗退によって涙している姿から、われわれは集団主義的な感情を読み取る。これらはいずれも現代の実生活とはかけ離れた行動である。

こうした一連の行動から、高校野球の世界では甲子園という実在が聖物であり、そこで繰

り返される前述したような厳粛かつ懸命な行動がその宗教的儀礼であるということができよう。高校野球は現代社会で進行している個人主義に逆行した集団的理想を人びとに与えているといえる。しかし、戦後は国家の体制も変わり信念という面においては武士道や国家主義的なイデオロギーは当然失われた状態にある。では、戦前の中等野球から変わらぬ様相を含む現代の高校野球では、実際には何を象徴として野球部員の慣習的な行為が継承されているのだろうか。次節においてはこの点に関して考察を加えていきたい。

3. 個人主義の台頭と儀礼の変化

3-1 宗教的儀礼の衰退

近年、私立高校では経営戦略の一環としての野球強化を奨めるケースが多くみられる。特に地方の私立高校にはその傾向が強く、甲子園出場のために他府県へ進学する野球留学生の割合の多くは関西出身者が占めている。そして、その留学の範囲は、南は九州・沖縄から北は北海道にまで至っている。こうした状況から、戦前、戦後を通して郷土の集団的象徴としての位置づけを含んでいた甲子園大会の代表校も、しだいにその役割が希薄化する傾向にある。

こうした私学の経営戦略としての選手獲得は戦前にも行われている。1923(大正12)年3月に創立した中京商業(現中京大附属中京)は創設者梅村清光の「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」という建学の精神のもと、強い野球部の創設を目標に、当時の強豪校愛知一中(現県立朝日が丘)の合格発表の日に、梅村自ら発表の場に足を運び、落胆する不合格者を励まし中京商業への入学者を促したというエピソードが残っている。後に中京商業は1931、1932(昭和6、7)年の夏の甲子園大会で連覇することとなる(山室 2010: 32)。また、野球留学については平安高校(現龍谷大学付属平安高校)が1926(大正15)年、台湾から3名の留学生を迎え、彼らの活躍で夏春の甲子園大会への出場を遂げている。この3名の選手は1925(大正14)年に台湾の能高軍花蓮港町の野球チーム「能高団」の一員として、京都、大阪、東京で遠征試合を行い、たいへん能力の高い選手であったことから、花蓮港の西本願寺別院住職、武田善俊の世話で同校に入学した(龍谷大学付属平安高等学校野球部史編集委員会編 2008: 23)。

この両校は現在も高校野球の古豪として健在であり、野球部が同校の象徴でもあるといえる存在である。しかし、現代における野球留学の拡大は別の側面を持つ。というのは都市部ではなく地方の私立高校では、地方社会の少子化に伴い生徒募集の一環としてスポーツ

を強化している。そこには他府県からの生徒で定員を補おうとする高校側の経営戦略と、甲子園を目指しより出場できる可能性の高い地域を選ぶといった選手との合理的な関係が大きく影響しあっているのである。こうした傾向において、選手はあくまでも甲子園を目指す「個人」とみなされ、彼らに郷土の代表という意識が作用することは少ない。また、地元においても彼らを郷土の代表という意識でみることはない。そのことを示唆する内容の記事をあげよう。

「酒南が勝つと応援のしがいがいいな。」高校野球山形大会の決勝戦後、観客席の男性のつぶやきが聞こえた。県外出身者が多いチームを皮肉った言葉だったと思う。(『朝日新聞』2009. 8. 3 朝刊, 山形県版, 23 面)

この記事は、野球留学生が多い山形県代表の酒田南高校が2009(平成21)年に甲子園出場した際の地元の反応である。因みに、近年、最も極端な例では2012(平成24)年の夏の甲子園大会に出場した香川西高校で、ベンチ入りメンバー全員が県外出身者で、部員81人中県内出身者は2人だけであった。第96回全国高等学校選手権大会(2014年開催)においては、出場49校(ベンチ入り882名)中225人(約29%)が県外出身の生徒であった¹⁶⁾。

このように県外出身者中心のチーム編成など、現在では高校野球をとりまく周囲の変化によって、選手の活躍はその地方の象徴とはなりにくい状況にある。メディアが戦前と同様に、郷土色を彩る報道をしようとも、実際には高校野球は母校、郷土といった集団の代表であるというよりも個人の甲子園出場や大学進学のための手段の場へと変化しつつあり、戦前から継承してきた機能を果たすことは困難となっている。さらに、こうした傾向からは、その内部で執り行われる慣習的な行為としての儀礼においても、集団的な象徴的レベルで執り行われる宗教的な儀礼は衰退し、個人的な面子を維持するために必要な明示的な相互行為儀礼へとその意味が変化していく可能性を含んでいるといえる。次節においては、高校野球の現場において展開される自我創出的な相互作用儀礼の事例として、指導者－野球部員・保護者の関係をもとに考察を加える。

3-2 指導者－野球部員・保護者における功利的相互行為

高校野球の指導現場において、多くの監督は監督らしく振舞う。例えば、難しい顔をする

ことで、野球部員や保護者が容易に喋りにくい態度を醸し出し、ある一定の社会的距離を維持している。また、野球部員に対する態度と保護者に対する態度を使い分け、保護者に対しては愛想良く振る舞うことで良い監督としての印象を心掛けることもある。こうした行為は、ゴッフマンが『行為と演技』の中で示す、王様の王様らしい振る舞いと同様のことでありといえよう (Goffman 1959=1974 : 78-9)。

その一方で、野球部員はこのような監督の態度に対して、従順な態度で指示に従う。そして、保護者においても、監督の前では本音を隠して丁寧に振る舞う傾向が多く見られる。こうした監督や野球部員・保護者の態度は、「罪のないうそ」を含みながら暗黙のうちにそれぞれの関係を維持しあっている状態にあるといえよう。また、このような例は高校野球の世界に限ったことではなく、高校生の体育系課外活動の中で多く見られる光景である。

社会学者の高橋由典はこうした意図的な自己呈示には、通常、行為者の私的な利益と密接な関係があることから功利的自己呈示と表現している (高橋 2007 : 238-9)。高校野球の現場では監督－野球部員・保護者の間でこの種の功利的相互行為が展開されている。その例として以下の内容をあげる。

毎年7月の選手権大会地方予選の前になると、背番号の争奪戦が始まる。部員の多い野球部では、野球部員や保護者においてはなんとかベンチに入りたいという願望が募る時期である。そして、最終学年でベンチに入れなかった選手の保護者の中には、たまりかねて「息子はあんならに人質に取られているようなものなので、なにも文句を言わずにいました」といった本音を漏らし、ベンチ入りメンバーの決定に対するクレームを告げることもある。

このクレームの際に見られる本音から、保護者はこれまで指導者を支持している態度を演じていた事が明らかとなる。そして、これまで虚偽を含みながらも保たれていた相互作用儀礼がこの会話の内容を持って崩壊したことになる。

さらに筆者は、中学生のクラブチームを訪れた際に、現地の保護者からたいへん腰の低い対応を受けて困惑してしまうことがある。しかし、そのような保護者の功利的な自己呈示も、目的が達成されない場合に極端に変化することがある。例えば、高校へのスポーツ推薦が叶わぬことがわかるとそれまでの愛想の良かった保護者の態度が極端に無愛想へと変わることがある。また、希望した高校の野球部にスポーツ推薦入学できたとしても、公式戦メンバーからもれた場合、「推薦で入ったのだからメンバーに入れないと、こっちの面子もあるでしょう」と言われるケースもある。

こうした保護者の態度からは、スポーツ推薦制度で子どもを進学させることがひとつの

ステータスとなっており、レギュラー獲得も親子の自己提示の一部になっている点がかがえる。同様に、現代の高校野球の現場では、甲子園出場や大学進学先といった野球部員や保護者の私的な目的が中心となり、保護者による功利的な相互作用への儀礼が展開されているのである。

3-3 相互作用儀礼への転換期

高校野球の指導現場において、監督－野球部員・保護者の間で相互行為儀礼が展開されるようになった要因には、戦後の日本における大衆消費社会の進行があげられる。この社会では、能力と努力の結果である業績を中心に、報酬の分配や社会的地位が決まる「業績主義」が社会の選抜基準となり、メリトクラティックな態度や価値が広く大衆レベルに浸透していかざるをえなかった（荻谷 1995：15-6）。高校野球における儀礼上の変化について、その転換期を明確にすることは難しい。しかし、こうした傾向は、以下に示す君島と飛田の会話から、高度経済成長期の中盤、オリンピック景気の時代には既にその前兆がはじまっていたと推測される。

先年飛田穂州と筆者は、昔の野球と今の野球がどう違うかを話し合ったことがある。（中略）昔は子供が野球をやるのを親はもっての外と反対したものだが、今は親達が進んで奨励、あわよくば金の卵を産む鷺鳥とまではいかなくとも、まずは就職の心配はなからうなどと、投資の一方法にも考えている。これが一番大きな違いだと、両人でわらったことがある。（君島 1972：97）

この時代（1970年前後）は現代のような野球留学はめったになく、中学生対象のクラブチームも皆無であった。しかし、親の欲望を叶える手段としての高校野球への投資は、既に一部では始まっていたのかもしれない。また、1960～70年代は、社会人の野球が現在よりも盛んであり、高校野球での活躍が就職にもつながり易い環境であったといえる。そして、現代ではそれが大学への進学の手段として置き換えられているともいえる。こうした傾向からは、高校野球にみられる集団主義的志向が個人主義的志向へと変化していく過程をみることができよう。

虫明は、近年の保護者の台頭は、甲子園の高校野球が派生させたこの世の醜怪さの最たるものであろうという（虫明 1996：53）。また、スポーツジャーナリストの田尻賢挙は、指導

者へのインタビューをもとにして次のように述べている。甲子園にいつてほしい、野球で有名な大学へ行ってほしいなど、野球界の保護者が願う「当たり前」と、指導者からみる野球界の「当たり前」との間に大きなズレが生じている。ここから各指導者は共通して、少年野球時代から親のもつ野球への価値観に染まっている選手が増しており、彼らへの指導の困難さを語っている¹⁷⁾。

現在では全米のメジャーリーグに挑戦するプロ野球選手も増え、日本野球界もグローバル化する時代にある。しかし、高校野球の世界では、実際の選手の容姿や振舞いに関しては、表面的ではあるが大きく変化せず維持されているといった印象をぬぐえない。一高時代に奨励された武士道的儀礼の精神論的な主張は現代の高校野球でも理想であり、それは大阪朝日新聞のメディアイベントとして始まった第1回の全国大会の時代からも変わらず継承されているようにうつる。しかし、そうした理想像も、実際には、野球部員個人の功利的な相互作用を含んだ儀礼へと変化する傾向にあり、創成期の宗教的な信念や儀礼は、社会変化の中で希薄化している。そして、聖なるものの象徴としての社会は、諸個人の理想に沿った自己創出的な相互作用儀礼を伴い、主体的自我という観念の中に象徴化されているといえよう。

おわりに

以上のように、筆者は高校野球の世界における慣習的行為について2つの儀礼論によって分析した。その結果、戦前の中等野球の現場に始まる武士道精神や集団主義的精神は、1915(大正4)年に開催された中等野球の全国大会の際に、主催者であるメディアが中等野球のイメージに掲げたスローガンによるものである点が明らかとなった。しかし、そうしたメディアの商業戦略の一環であろうとも、当時の国体から想定して、武士道や集団主義をその象徴として、慣習的行為としての儀礼が展開されてやすい環境であったということがうかがえる。そして、グラウンド内での野球部員の行為は、常に時代精神に置き換えられながらも、デュルケームのいう聖なるものへの儀礼と同様に、集団内の共通意識を表現する行為として慣習化されていったといえる。

しかし、戦後の民主化のなかで、人々の思考は、集団への帰属意識よりも個人的自我を優先する個人主義へと変化することになる。そして、そうした社会では、高校野球における野球部員の行動様式も、集団内の共通意識を表現する行為ではなく、各人が個人的な自我を維持するためのものへと変化しているのである。そして、野球部員は、グラウンド上ではそこに

見合った理想的自我を形成し提示しているのである。さらに、そこではゴッフマンがいうように、自分の面子はもちろん他者の面子も保つことができるよう相互作用儀礼が展開されているのである。そして、特に、監督－野球部員の間では、野球部員自身が試合への出場や進学などへの個人的な目標をかなえるために、良い選手と思われたいという功利的な相互行為儀礼が展開されやすい環境にある。このように、戦前から継承されているようにみえる精神主義や集団主義は、実際には野球部員の個人的な評価への功利的な自己呈示によって維持されているといえる。

註

- 1) 相互作用儀礼の主要な形態は協同的であり、人びとが協力し合ってそれぞれの自己イメージを築きあげていくために、会話の中で、自分を実際以上に誇張するときに「罪のないうそ」をもって見せかけの自分を作りあげる (Collins 1984=1992 : 83)。
- 2) 日本の野球研究者。1887(明治20)年4月16日、栃木県那須郡黒羽町(現在の大田原市)生まれ。旧制第一高等学校では野球部に所属。東京帝国大学卒業後に日本銀行入行。
- 3) 日本で最初の有料試合は1907年の慶応大対セントルイス大(米国・ハワイ)の試合であるとされている。
- 4) 「野球と其害毒」の内容については、第2章にてさらに詳しく解説する。
- 5) 『東京朝日新聞』明治44年8月29日朝刊,6面
- 6) 『東京朝日新聞』明治44年8月31日朝刊,6面
- 7) 『東京朝日新聞』明治44年9月1日朝刊,6面
- 8) 『東京朝日新聞』明治44年9月8日朝刊,6面
- 9) 『東京朝日新聞』明治44年9月10日朝刊,6面
- 10) 『朝日新聞』昭和53年年5月7日朝刊,18面
- 11) 『大阪朝日新聞』大正4年7月1日朝刊,1面
- 12) 『大阪朝日新聞』大正4年8月18日朝刊,3面
- 13) 1886(明治19)年茨城県に生まれる。早稲田大学野球部では主将として活躍し、卒業後の同大学野球部監督に就任。飛田式猛訓練で早稲田大学野球部の黄金期を築き上げた。「学生野球の父」といわれている。
- 14) 『大阪朝日新聞』昭和13年年8月12日朝刊,11面

- 15) 日本高等野球連盟では公式戦の試合時間を2時間以内が理想とし、攻守交代をはじめよりスピーディーな試合を展開するための周知徹底事項が各校に伝達されている。
- 16) 「週刊朝日増刊 甲子園 2014」朝日新聞出版 2014 からの統計
- 17) 田尻賢誉『高校野球は親が9割』を参照した。

第2章 高校野球における体罰

はじめに

高校野球において指導者の体罰は、一切の暴力を排除するという学生野球憲章の基本原則に基づき禁じられている。体罰をおこなった指導者には、規約により謹慎を伴う厳しい処分が科されている。しかしながら、実際の指導現場においては、体罰が行なわれていないと断言できる状況ではない。メディアを通して毎月発表される高校野球の不祥事においても、指導者が体罰によって処分されている記事を見ることも少なくはない。そこで本章では、高校野球における体罰について、指導者側のどのような認識のもとで発生し、また、それを受ける側の選手において、どのように受け入れてきたかについて、第1章にひきつづきデュルケームの儀礼論を援用して検討する。具体的には、まず、デュルケームのいう儀礼と体罰の関係について、体罰を集団内で秩序や規則から逸脱した者への贖罪として捉え、贖罪的儀礼の理論によって分析を加える。次に、高校野球における道徳を整理した上で、不祥事の源泉として、歴史的にみた選手の規律に反する行為を明らかにする。さらに、体罰と暴力を区分してその関連性について考察する。そして最後に、指導現場における体罰の事例や談話をもとに、戦後から現在までの社会変化の中で、高校野球の指導上において、体罰の意味がどのように変化しているかについて明らかにする。

1. デュルケームによる儀礼と体罰

1-1 デュルケームによる贖罪的儀礼

デュルケームは『宗教生活の原初形態』の中で、宗教的諸信念を理解するためには諸儀礼をさらによく認識することが重要である点を示し、宗教論において儀礼は信念以上に重要であると述べている (Durkheim 1912=[1942]1975: 115)。そして、儀礼とは、集合した集団だけの中で生まれて、これらの集団の中における何らかの道徳に則った行動様式であると定義している (Durkheim 1912=[1941]1975: 31)。そして、それは「社会集団が周期的に自己を再認識する手段」 (Durkheim 1912=[1942]1975: 272) であると述べている。集団内での個々人の共通意識を表現する行為が儀礼であり、われわれは身振り手振りを互いに調性しながら共通の行為を実演しているのである。さらに、デュルケームは諸儀礼について、消極的儀礼、積極的儀礼、そして贖罪的儀礼に大別し、それぞれが果たす宗教的役割について分析している。

消極的儀礼とは聖なるものと俗なるものとの接近をタブーとし、いくつかの行動様式を厳格に禁じている。例えば、オーストラリアの氏族集団ではこの種の儀礼に従って生活をしている。彼等には氏族のトーテム動物を殺したり食べたりすることは厳格に禁止されている。そして、そうした聖なるものへの接近を制限する教義によって、人びとは全体的な集合的感情を抱くのである。また、このような消極的儀礼はトーテミズム以外にも世界のいたるところで見られる。もしも、この消極的儀礼を冒瀆し、行動様式の禁止事項を守らなかった場合には、誹謗や公的な非難などをはじめとして、断乎として科せられる刑罰が追加される (Durkheim 1912=[1942]1975 : 119)。また、消極的儀礼はタブーとなる活動を禁止するのに役立つだけではない。この禁制的効果は、個人の宗教的および道徳的活動にも寄与する部分も含んでいる。

これに対して積極的儀礼は、聖なる物との接触が許される儀礼である。先述した氏族において、普段は殺したり食べたりすることを禁じられているトーテム動物を、ある一定の期間のみ食べることが許される。日常では触れることのできない聖物への近接が許されるのである。聖物を俗の世界からのタブーをもって隔離するのが消極的儀礼であるのに対し、積極的儀礼とは定められた手続きを通して集団の成員が聖物と接触する儀礼である (作田 1983 : 56)。

こうした積極的儀礼は「すべてが、信任と和楽と熱狂の状態」(Durkheim 1912=[1942]1975 : 276)で行なわれ、そこでは集合的沸騰が生起する。そして、トーテム動物を食べることで、人びとは神々が自らの奥底に再生しているのを感じ、より強くなったと感じるから、より信仰を堅くする。即ち、集団内での遂行は、周期的に自己および社会を再確認し再創造する手段としての儀礼であるといえる。

消極的儀礼と積極的儀礼に加えてあげられている贖罪的儀礼について、デュルケームは「災害に直面させ、あるいは、ただ災害を想起して、これを嘆くことを目的とする悲しい祝祭」であると説いている (Durkheim 1912=[1942]1975 : 276)。デュルケームはこの儀礼について喪を事例に「悲しい祝祭」と言い、「悦ばしい祝祭」と分類している。「悦ばしい祝祭」は聖なる物との接触を許される積極的儀礼を指すのに対して、贖罪的儀礼は、苦悩や恐怖の感情を吹き込んで穢れを祓うことで贖罪観念を呼び起こす手段であるという (Durkheim 1912=[1942]1975 : 277)。この観点から見れば、贖罪的儀礼は積極的儀礼のもつ自己を再認識し再生するという点において同じ機能をもつといえる。

しかし、贖罪的儀礼を罰としての観点から見たならば、謹慎や罰金などは、ルールに則っ

て道徳的側面を体現させる禁制的な行動様式であり、消極的儀礼のもつ機能と同様のものである。一方、体罰のような、直接身体に浴びせられて負の感情によって「聖なるもの」を呼び起こすという手段は、積極的儀礼と同様であるといえる。この点について、デュルケームは、贖罪的儀礼は回復的制裁として積極的儀礼と同様の機能を持つという点を強調するに留まっているが、本論においては、贖罪的儀礼には抑止的な効果を持つ消極的儀礼と、規律違反に対する制裁としての積極的儀礼との双方の機能を含んでいることを前提とし、贖罪的儀礼としての体罰について考察を加えていく。

1-2 デュルケームによる規律と体罰の関係

デュルケームは、『道徳教育論』において、道徳の三要素として、「規律の精神」、「社会集団への愛着」、「意志の自立性」をあげている。そして、「規律の精神」に関連して、近代教育における学校の役割について次のように述べている。「学校には子どもが従うべき数多くの義務が存在するのであって、この義務が一体となっていわゆる学校規律を構成している。そして規律の精神も、この学校規律の実行によってこそ、はじめてよく子どもに教えこむことができるのである」(Durkheim 1925=1964b : 29)。また、本来の道徳が社会の規律であるのと同様に学校規律とは学級の道徳である。各種の社会や社会集団は各々自己の組織を示す道徳をもっており、そうした意味で学級もひとつの小さな社会であるという (Durkheim 1925=1964b : 29)。

デュルケームはさらに、学校規律における規則の観念と規則違反に加えられる罰の観念との間について、「罰は規則違反を防ぐための単なる手段である。以後子どもに再び悪事を犯させないため、そして他の者にこれを真似させないためには、当の子どもを罰することが必要」(Durkheim 1925=1964b : 42) であると述べている。

換言すれば、罰の役割は、規律を違反しないためへの予防的なもので、罰の威嚇に対する恐れが規律違反を未然に防いでくれるということである。また、罰の機能には、「犯した違反を解消すること」(Durkheim 1925=1964b : 45) という解釈も含まれており、それは「罰自体が違反に含まれる道徳的悪を償う効力を持っており、犯した罪とその結果を償う」(Durkheim 1925=1964b : 45) ための贖罪でもあるという。この理論は、罰によって罪は解消され、再び原状回復させることになる。つまり、罰が志向するものは、規律違反を未然に防ぐというだけではなく、罰によって過去の罪を解消し、本来の姿を回復するという贖罪的な考えが含まれているのである。しかし、その一方でデュルケームは、罰の一種である体罰

について、たとえいかなる理由があろうとも、学校の懲罰から排除させねばならないと述べている。

デュルケームは、体罰の源泉は学校にあるとして、「体罰は、学校が出現してはじめて常規となり、訓練法の基礎になったのであって、数世紀にわたって体罰は学校と共に発展していった」(Durkheim 1925=1964b : 70) という。そのことを示す内容として、「罰がもっとも厳しくなったのは、13 世紀に至ってからのことであり、それはちょうど、大学やコレージュが設立されて多数の学生が集まり、中世の学校生活が発展と組織化の極に達したのと期を一にしている。当時は、体罰があまりにも大きな位置を占めていたので、至るところで法的規制の要が痛感された。これにたいして試みられた制限の数々は、それがいかに乱用されたかを雄弁に物語っている」(Durkheim 1925=1964b : 68) と述べている。「一旦確立した体罰は、あらゆる抗議やたび重なる法的禁止にもかかわらず、何世紀もの間存続していったのである」(Durkheim 1925=1964b : 68)。

こうした学校内での体罰の発生についてについて、デュルケームは、「明らかに学校生活の中には、抗すべからざる力をもって教師をして粗暴な訓練をおこなわせしめた強固な原因が存在しているに違いない」(Durkheim 1925=1964b : 70) と問いかけ、体罰が発生した理由について2つの要因をあげている。

その1つは、近代社会において精神的、道徳的文化が複雑化するにつれ、これを一つの世代から次の世代に伝達するにも、もはや自然の成り行きに任せておく訳にはいかななくなる。しかも、それは短期間でなされねばならず、そのためには学校を介した人為的、強制的な介入がどうしても不可欠となる。そして、このような人為的なやり方には、必然的に子どもの自然の上に強制的な暴力を加えることになるのである。

2つ目の要因として、個人にしても集団にしても、優位にあるとみずから位置づけている集団の方が、相手に対してしばしば暴力を振るう傾向がある。例えば、クラブ活動での先輩から後輩への暴力や、民族感情において文明が進んだ民族から劣った民族への暴力的抑圧などはこのケースに含まれる。この事象に対してデュルケームは、暴力が何か有効であるというのではなく、「自己の優越性を誇示しようとして、とにかく彼は目的も理由もなしに、ただそれが面白いばかりに凶暴なまでにこれを振りまわす」(Durkheim 1925=1964b : 75) という。そして、このことは教師と生徒との関係も同様であるといえる。なぜなら、「教師と生徒間には互いに等しからざる文化をもったふたつの民族間と同様の距離がある」(Durkheim 1925=1964b : 76) からである。「一方の生徒が文明に未知であるのにたいして、

他方の教師は文明に精通しているのである」(Durkheim 1925=1964b : 76)。

そうしたなかで教師は、道徳的にも、また知識の上でも自分より劣っている人間としばらく接触しているうちに、知らず知らずのうちに誇大感情を抱いてしまい、これをおのずから素振りや態度、言葉使いなどに示してしまうものである。さらに、この感情はたちどころに暴力となって外に現れる可能性も含んでいる。これが体罰にはかならないが、このように考えれば、「悪の源はじつは学校の組織自体」(Durkheim 1925=1964b : 78)ということになる。

1-3 贖罪的儀礼と体罰

ここで、贖罪的儀礼としての体罰について、学校と生徒の関係性よりもさらに深く、社会的連帯との関係をもとに検討を加える。

デュルケームは、『社会分業論』において、人々を互いに結びつける絆は何なのかという問題を提起し、社会的連帯について分析を加えている。そして、その際、社会構造の側面からみて、前近代的な凝集性による集合意識の強い社会を機械的連帯、近代以降のセクショナルリズムの進行によって、合理化にともなう個人化の過程とともに生じた、集合力の弱体化した社会を有機的連帯と2つに分類している。

機械的連帯とは親族共同体の内部における集合意識の強い社会連帯である (Durkheim 1893=1971 : 150)。そして、「この型の社会における集合意識の強さは、集団規範への違反に対する抑止的制裁の厳しさによって知ることができる。要するに、機械的連帯は諸個人の同質性、強い集合意識、抑止的な宗法—刑法的制裁によって特徴づけられる」(作田 1983 : 32) という。

集合意識はそれが大きな活力をもてばもつほど、より大きな作用を個人に及ぼす。また、その中での信念と慣行とが確定していればいるほど、個人的多様性が加わる余地は少ない (Durkheim 1893=1971 : 150)。そして、このような集合意識の強い組織では、行動規則を犯した成員に対して、社会がある構成体を媒介して激情的反作用¹⁾としての刑罰を行使する。(Durkheim 1893=1971:95)。体罰とは、このように信念と慣行とが確定した集合意識の強い社会で行使される激情的反作用を含んだ制裁のひとつであるといえる。

さらに、集合意識の強い集団において定められている規律は、その社会での象徴であり聖なる物であるといえる。その社会で規律を遵守できないことは道徳的悪であり、罪を犯した成員にはそれを償う必要がある。そこで施行される制裁には、抑止的な効果だけではなく、デュルケームが後に『道徳教育論』の中で示している「罰は一種の贖罪であって、罪を解消

して、再びもとの状態を蘇らす」(Durkheim 1925=1964b : 45) という役割も含まれているといえる。そして、このことから体罰は積極的儀礼における贖罪的儀礼として位置づけることができよう。

一方、有機的連帯は、諸個人が相互に異質であることを前提とし、それぞれ固有の人格を尊重することによって成立する機能別の分業に由来する連帯である (Durkheim 1893=1971 : 150)。このような機能別の社会では機械的連帯に比べ、集合意識は弱まる。それ故に、個人は容易にみずから独自の方向をたどるようになるのである。また、行為規則と思考規則とが一般的に不確定であれば、それら個々の場合に適用するために、より多くの干渉が生じるのである (Durkheim 1893=1971 : 128)。そして、そこでは様々な法が整備され、各領域での諸機能が規則正しく協力するように作用するのである (作田 1983 : 32)。この場合の制裁は法の下によって施行されるものであり、機械的連帯による集合意識から生じる激情的反作用に伴うものではない。また、刑期や罰金によって罪を解消して回復させるという方法は、消極的儀礼の中に含まれる贖罪的儀礼であるといえる。

2. 高校野球に見る体罰

2-1 高校野球と道徳

高校野球は、同じ野球であっても大学、社会人、プロと比較した場合、まず容姿や態度、そしてプレースタイルにおいて異なる部分が多い。そして、この違いは組織のもつ道徳面の違いが大きく関わっているのである。

例えば、高校球児の容姿は、ほとんどが坊主頭であり、戦前の軍隊のような風貌が求められる。グラウンドの態度では、監督の話を書く時などには直立不動の姿勢で大きな返事や挨拶をすること、試合になると攻守交代の際に見られる常に全力疾走を伴うスピーディーな態度が規律として慣習化されている。さらに、そこには絶えず「気合いをいれる」という精神主義的な課題が掲げられているといえる。そして、これらの容姿や行動様式が、高校野球の道徳に対する儀礼であるといえる。

このような行動様式の慣行は、諸個人の同質性を高める。さらに、その内部では、個人の不幸事に対して全体で責任を負うといった処罰形式があり、成員相互の運命共同体として集合意識を高めている。そして、こうした傾向から高校野球の世界はまさに機械的連帯が維持された状態であるといえる。つまり、そこには、デュルケームのいう集団規範への違反に対する抑止的制を伴う厳しい社会連帯連が構築されているということになる。

高校野球における罰は2つに分類できる。1つ目は「学生野球憲章」に綴られている不祥事への処分である。それは、近代法に準じて競技団体が制定した規約に対して、それを構成する成員がそれに従うといった自主規制である。

競技団体が独自に制定した規約は「学生野球憲章」であり、高校野球の世界では、その中に明文化された内容に則り、もしも、そこにあるいずれかの規則に違反した行為があったならば、処分を定める規約によって、「謹慎」や「対外試合禁止」といった罰が与えられる。

もう1つは、野球部員が、高校野球の世界で慣習化している行動様式を遵守できていなかった際に、指導者によって行使される体罰である。第1章でも述べた通り高校野球の世界で慣習化している行動様式は、あらゆる宗教において共通する聖なるものへの特定の宗教的儀礼と共通している部分がある。その中で、儀礼を尊重することが正しく、違反することが正しくないのは、それぞれの集団がそのように定めているからである。たとえば、誰かが聖書につばを吐きかけることは、その信者にとってはきわめて不快なことであるが、それは、その宗教集団が聖書を聖なるものとしているからである (Collins 1984=1992 : 55)。

高校野球において特定の儀礼として定められている行為は、先にも述べた全力疾走や挨拶の姿勢、さらに気合の入った行為や行動などがあげられる。即ち、指導現場において、それらがなされていない場合には、儀礼に反する行為とみなされるのである。そして、高校野球にみられる全体主義的な行動様式から想定すると、集団で定められている慣習的な行動様式への逸脱に対して、体罰は激情的反作用として、指導者が司祭となり行われる贖罪的儀礼であると捉えられる。しかし、それはあくまでもグラウンドを聖地に例えながら指導を展開する指導者側からの一方的な観点であることはいうまでもない。実際には、高校野球における指導者の体罰は、前節で述べたデュルケームのいう自己の優位性を示し、集団をまとめるための凶暴な手段であることは事実として否めない。即ち、高校野球の世界では、第1章で示したように、武士道を起点とした精神論によってそのイデオロギーが築かれ、その上に機械的連帯に似た成員相互の集合意識を高める慣習的行為が多く含まれている。こうした傾向から、指導者からの体罰は、組織独自が例えたイデオロギーへの「タテマエ」として、贖罪を理由により正当化されやすい環境にあるといえるのではないか。さらに、このことは、戦前のイデオロギーを「タテマエ」して継承とすることへの危険性を示している点として捉えられよう。

2-2 道徳と不祥事

ここで、高校野球における道徳の構築と、それに反する不祥事の源泉について、その歴史的背景を辿りながら考察を加える。

先行研究の多くは、一高野球部の武士道的儀礼に含まれた「精神主義」が、現代の高校野球の精神に継承されていると捉えている。しかし、高校野球の前身である旧制の中学校野球（以下中等野球）においては、その「武士道精神」を基軸とした道徳性が根付いていたというには疑わしい事例が見られる。

ここでふたたび、前章でも取り上げた野球害毒論について、中等野球の道徳的側面を示す資料としてさらに詳しく見ていくこととする。東京朝日新聞は、1911(明治44)年8月29日から9月22日までの間に「野球と其害毒」と題して、著名人らの野球を批判する談話や、全国の中学校校長を対象に実施したアンケートの結果などで構成された記事を、22回にわたって連載した。それらによれば、中等野球における道徳の欠如がうかがえる。例えば新渡戸稲造は、第1回の談話の見出しにおいて「野球は賤技なり國勇の氣無し」、「日本選手は運動の作法に暗し」、「本場の米國既に弊害を嘆す」、「父兄の野球の厭へる實例」などの批判的な項目を掲げている。さらに、実際の教育現場に従事する中学校長の談話からは、野球を生徒の学力低下や素行不良の原因とみなしている内容が多い。以下にその記事をあげる。

第4回 中村安太郎 静岡中学校長

「第一は時間を浪費す」「第二は虚飾に流る」「第三は風紀の問題」「第四は学業不成績」
(東京朝日新聞 明治44年9月1日付 朝刊 6面)

第11回 田中光道 宗道宗第一中学校長

「選手悉く不良少年」「落第生の党魁」「對校試合の弊害」「宗教学校には不適當」
(東京朝日新聞 明治44年9月8日付 朝刊 6面)

第13回 中野文 早稲田中学幹事

「優等生が落第生になる」「選手不成績」「華美なる服装」「断然野球を禁止」
(東京朝日新聞 明治44年9月10日付 朝刊 6面)

第 17 回 大里猪熊 富田林中学校長

「悪例多し」「憐れむべく犠牲」「多数の利害を思へ」「成績不良品行下劣」

(東京朝日新聞 明治 44 年 9 月 14 日付 朝刊 6 面)

第 21 回 江口俊博 広島県忠海中学校長

「対校試合の利害」「不具発達の實例」「不成績不品行」

(東京朝日新聞 明治 44 年 9 月 18 日付 朝刊 6 面)

以上のように、明治期の中等学校では、野球の非道徳的な面に対して、教育者からの厳しい視点が注がれている。そこには、学業より野球への偏重による成績の低下や、他校との練習試合や対抗戦において、柔道や剣道、陸上競技などとは違った団体競技特有の集合意識が芽生え、様々な暴力的なトラブルが発生したことなどがその要因としてあげられる。第 1 章で示した通り、対抗試合での連帯感の高揚は、下品なヤジを生むことなどへ発展し、明治期の中等野球では応援団同士の乱闘に至るケースも多く見られた。

この時期の野球部内における暴力や指導者からの暴力を明確に著した文献は見られない。しかし、部員の素行や品行の不良、試合における乱闘などの記録からみると、中等野球において道徳に反する不祥事が潜んでいたことは否めない状況にあったといえる。しかし、そうした中等野球の印象は、前章でも述べた通り、他のメディアによる新たな中等野球のイメージ作りの過程で、武士道精神の奨励や教育の一環といった道徳上の義務を選手に課しながら、意図的に道徳的なものに重ねられていくのである。さらに、戦時下には、連帯感や愛国心を掲げることで、国民に国家主義的価値を体感させるといった意図が施されていく。また、こうした心情の育成には、戦時下の学校教育における「教練」と同様に、中等野球の指導現場においても軍隊型の身分上下関係、命令服従関係にもとづいた儀式的動作²⁾の徹底が施されていたことが推察できる。教育学者の城丸章夫は、「教練」における儀式的動作について次のように述べている。

儀式的動作を行えば、ひとりでの服従訓練となるわけではありません。その訓練を権力的・暴力的威圧の下に置き、徹底した命令—服従下でおこなうときに、はじめて服従訓練となるのであります。(城丸 1991 : 19)

この内容から、「教練」は学校の教育現場における儀式的動作への訓練として、より効率よく教師への服従を仕込むために利用されていたことが理解できよう。さらに、その中で権力を維持するために暴力的威圧として体罰が含まれていたことは容易に連想できる。そして、こうした学校教育の中で発生した体罰の慣習は、課外活動でありながらも国家主義の象徴としての役割を担っていた中等野球の指導上にも影響が及んでいたことが推測される。

さらに、こうした国家主義からの影響は、中等野球の指導現場における体罰が、それまでの行動規範へのタブーに対する要因に加えて軍隊式の服従訓練としての意味も含むようになったといえる。そして、この訓練の成果は、戦後、指導者からの体罰のみならず、上級生から下級生への暴力などの不祥事への源泉としても捉えられる。

2-3 暴力と体罰の区別

戦前の中等野球にみられる軍国主義との一体化は、戦後の高校野球の時代においてもその集団主義的な集合意識として継承されていると見なすことができる。そして、集団の内部では、指導者のみならず上級生による下級生への権力の誇示として体罰が発生していることも否めない。それは体罰というよりむしろ暴力である。

高校野球の指導現場では、悪しき習慣としての先輩・後輩の理不尽な上下関係が堅持されているケースも多く、これには2つの要因が考えられる。その1つは軍国主義教育の遺産としてみることである。城丸は、戦前の軍隊では、天皇の名において自分より下の者を差別し、侮辱し、恐れさせるという威圧力の行使によって、相手を服従させていたという（城丸・水内編 1991 : 22）。そして、この内容は、デュルケームの言う、個人にしても集団にしても、優位にあると自ら認じている集団の方が、相手に対してしばしば暴力を振るう傾向があると述べている点と一致している（Durkheim 1925=1964b : 75）。

2つ目は、学校教育における教師と生徒の間で、教師側が生徒に対して自らの権威を維持するために、自己の優越性を知らしめる手段として行使する暴力である。学校を構成している基本単位は学級であり、学級の中で教師と生徒を区別するものは教師の権威である。こうした関係はクラブ活動においても同じである。教師の権威が消失すると学級はアノミー状態に陥る。亀山は「学校教育制度は、そのシステムの内部にアノミーを生じさせずにはいない仕組みを有している」（亀山 2001 : 148）という。こうしたアノミー化は教師と生徒間の欲望の相互模倣を通して、相互暴力を容易に生じさせる。そのさい、教師側からの暴力が体罰であり、生徒の側からのそれが対教師暴力である（亀山 2001 : 139）。学校を舞台として

この2つはしばしば発生しやすい状況にもある。また、教師からの体罰は、部活動においては、部員への欲望の模倣となり、上級生から下級生への暴力を派生させるのである。

福岡ソフトバンク会長王貞治は、自身の早稲田実業での経験について「どこの野球部も似たようなもので、練習後には先輩による「説教」があった。球の数が合わないとお灸を据えられる。」「100人ぐらいいいた新入部員がすぐに半分になった。」³⁾と語る。このお灸とはおそらく暴力であると思われる。

表 2-1. 部内暴力発生件数の推移 (人)

| 行為者/年度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 部内暴力・指導者 | 21 | 54 | 39 | 60 | 71 | 48 | 38 | 31 | 40 | 39 |
| 部内暴力・部員 | 161 | 150 | 149 | 180 | 218 | 186 | 184 | 175 | 147 | 126 |

日本高等学校野球連盟「不祥事発生件数の推移（平成 21 年度～ 30 年度）」を参考に作成

表 2-1 は 2009(平成 21)年から 2018(平成 30)年までの 10 年間で、日本高野連に報告された指導者、野球部員による部内暴力の件数を示したものである。野球部員の部内暴力は主に上級生から下級生に対する内容が多く、毎年、報道によって知らされる。

春夏の甲子園に通算 6 度出場し、春は優勝と準優勝、夏も準優勝の実績がある愛媛県の済美高校では、2 年生による 1 年生への悪質な部内いじめのため 2016(平成 26)年 8 月 9 日から翌年 8 月 8 日まで 1 年間の対外試合禁止処分が科された。その内容は、練習中の態度などを理由に、2 年生が 1 年生の尻をバットでたたいたり、至近距離から硬式ボールを投げ付けたりと日常的に暴力を振るっていたとされる⁴⁾。これは、上級生が権力を背にして下級生を服従させるという行為の象徴ともいえる。このような上級生と下級生の関係は、他の強豪校においても見られる。

元読売巨人軍桑田真澄の父桑田泰次は、PL 学園での出来事を次のように述べている。

ひとつ上の真澄や清原君らが卒業し、寮は新 3 年生の天下だ。それをいいことに下級生へのいじめが横行した。あとからわかったことだが、いじめを受けていた下級生の中には、毎日、風呂場で寝ていた子もいた。部屋に行くと、それこそ先輩に犬猫をいじめるように扱われ、とてもじゃないが同じ部屋で寝ることができなかったという。(桑田 2000: 188-9)

これらの事例からは、学年次が進めば権力を得るという軍隊的なシステムが、高校野球で

は今でも展開されやすい状況にあることが否めない。また、その中で、指導者は絶対的な権力者でもある。指導者の権威が絶対であればあるほど、その模倣として上級生の権威も絶対となり、下級生は上級生の命令はどんなに不条理と思っても慣行せざるを得なくなる。そして、先輩・後輩の絶対服従的な上下関係が温存されることへと繋がるのである。さらにこのことは、現代でも生徒間のいじめや体罰がまかり通るという錯覚へと当事者たちを導くのではないだろうか（城丸・水内編 1991：86）。

3. 時代の変化と体罰

3-1 具体的な体罰

文部科学省は 2013(平成 25)年 1 月 23 日付通知で、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校における体罰に係る実態把握を依頼した。この実態調査は、2012(平成 24)年 12 月に、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生したことを受けて始まったものである。そして、この実態調査の始まった年度をピークに、体罰の報告は減少傾向にある。また、その中で体罰時の場面として、高等学校では約 4 割が部活動中であることが明らかにされた。

一方、高校野球の実際の現場においても、指導者による体罰の報告件数は同様の傾向を辿っている⁵⁾。実際の指導現場においても、他校との練習試合や指導者間の会話から体罰が減っていることが感じられる。しかし、現在でも、ほぼ毎月メディアを通して公表されている学生野球協会による不祥事処分において、体罰が原因で謹慎を受ける指導者が存在している。そうした指導現場では、今もなお体罰が許容されている傾向が強い。ここで指導者による体罰の事例を上げてみよう。

愛媛県立今治西高校の野球部監督(43)が公式戦の試合中に選手に平手打ちをしたとして、県高野連は 5 日、日本高野連に経緯を報告することを決めた。県高野連によると、監督は 1 日に高松市であった秋季四国地区高校野球大会準決勝の試合中、ベンチ裏の選手控室で、選手(2 年)の顔を平手で 3 回ほどたたいた。けがはなかったという。県高野連に対し、監督は平手打ちを認め「激励の一環だった」と説明したという。同校は甲子園に春夏通算 25 回出場。秋季大会で準優勝し、来年の選抜出場も有力視されている。監督は 2005 年に就任し、春夏計 9 回甲子園にチームを導いている。(『朝日新聞』2017. 11. 13 朝刊, 23 面)

このように監督自身、体罰は「激励の一環」と表現していることから、体罰は選手の励みになるという認識のもとで実行されていたことが理解できる。しかし、激励とは励ますことであるがゆえに暴力とはほぼ無関係な事柄である。勝利至上主義や精神主義、集団主義といった高校野球を取り巻く環境がこのような認識の源となっている。また、この体罰は、指導者が選手へ向けて、「激励」という表現をもって不甲斐なさを遠ざけるという行為であり、指導者側の観点からはタブーに対する贖罪的な観念をよび起こさせるための儀礼と同様の行為として捉えることもできよう。しかし、体罰を受けた選手自身には贖罪として受け入れられていたかはその限りではない。

さらに、近年、部員への体罰によって、監督が傷害容疑で逮捕される事件が発生している。2014(平成26)年7月31日、愛知県警は豊田大谷高校の野球部監督に対して、部員の頭や顔を殴ったほか、腹や足を足蹴りし、肋骨骨折の重傷を負わせたとして傷害容疑で逮捕している。調べに対して監督は「平手でほおを殴り、げんこつで頭をたたいたのは間違いないが、足蹴りはしていない」と容疑を否認し、「練習態度が悪くて腹が立った」と供述しているという⁶⁾。このケースはデュルケームのいう指導者の生徒に対する誇大感情が、たちどころに暴力となって現れた一例であるといえる。

3-2 体罰の経験者

名選手の自伝は数々あるが、各人の高校時代を綴った頁において体罰を受けたことを明言している内容はあまり見られない。このことは、体罰が暴力であり口外するべきものではないという意識が働いた結果なのか、それとも本当に体罰が無かったのか、それぞれを明らかにすることは容易でない。しかし、高校野球の経験がある者との会話では、現役時代の指導者、先輩からの体罰について「昔はよく叩かれた」などと、過去における体罰について耳にするケースは少なくない。

スポーツライターの玉木正之は、「今から15年くらい前までの高校野球に対する取材経験で語るなら、私自身も、監督の生徒に対する激しい「体罰」—殴る蹴る、ボールを身体に当てるなどの暴力を何度も目撃した」(玉木2013:72)と述べている。そして、筆者においても、以前までは、練習試合の途中で、選手のミスや態度に対して体罰を与える指導者を目にすることも少なくはなかった。

精神論をもって学生野球のイデオロギーを築き、戦前の中等野球の時代から高校野球の時代まで評論にかかわるなど、その発展に貢献した飛田は、中等野球の指導について、指導

者と選手が師匠と弟子との関係として情愛で結ばれているならば、その指導法には秩序はいらないと述べている（飛田 1976：275）。この言葉からは、体罰を肯定するという意味合いも捉えられる。しかし、このような関係は、現代のような進学のために野球を利用するなどといったような功利的な利害がないことによって成立するものでもある。

ここで体罰の経験者からの談話をあげる。元プロ野球選手でヒット数の日本記録保持者である張本勲は、へまをすると監督に呼ばれ、あまだこうだといわれる前に殴られたと自身の浪商高校時代を回想する（中村 2010：177）。また、選手の経験のみならず、過去においては保護者においても体罰を許容する内容が見られる。桑田真澄の父である泰次は、大正中学野球部時代（1981～83年まで）に長男真澄が指導者から受けた体罰を次のように述べている。

大正中学の野球部は厳しかった。監督をしていた山口先生がとても熱心な方で、選手たちは朝練にはじまり、晩も部活動のなかで一番遅くまで練習に励んでいた。しかも、ミスをしたり、怠けたりすると、ビンタや蹴りが容赦なく飛んでくる。（桑田 2000：88）

中学時代の話ではあるが、この内容からは、熱心な野球の指導者による体罰が保護者にもある程度許容されていたことを示している。そして、これらの事例から、高校野球においては、指導者、選手、保護者のいずれにおいても体罰が許容されていた時代が戦後においても継続的に維持されていたことがうかがえる。

このように、体罰が何らかの制裁として発生していた時代には、それを受け入れることを許容できる者のみ野球部員を続けられたのである。また、その中には体罰を受けることによって贖罪的な観念を抱いたケースも少なからず含まれていたのではないだろうか。そして、そうした中での野球を続ける意義は、非日常的なスポーツによる発散や、進路やステータスを意識した功利的行動ではない。負けん気や忍耐力、連帯感などの養生へと繋がることで、高度経済成長から安定成長の時代にかけて、生産が中心であった時代精神の一部として受け入れられていたことも推測できる。

1960年代、三池工業が全国優勝した時代、炭鉱は不況にさらされたうえに地域をゆるがす三池闘争により、選手たちにとっては、貧しさと地域の社会情勢への不安のなかで、高校に進学して高校野球を続けられていることが唯一の喜びであった。当時の選手のひとり平田康弘は「選手と監督との間に、殴られて当たり前という暗黙の了解があったので、殴られ

でもありがたいございますといった感情だった」(澤宮 2004 : 115) と語っている。

このような内容からは、工業生産が中心であった時代には、高校野球のもつ「精神主義」や「集団主義」のイデオロギーが、現在よりも受け入れられ易い環境にあったといえる。そして、そのことが、体罰の容認にも繋がる要因の一つとして捉えることができよう。

3-3 体罰を防止する傾向

ここで再びデュルケームが道德の三要素のひとつにあげている「意志の自立性」に関連させて、体罰について再考する。デュルケームは「暴力に訴えるという方法は、今日では極めて道德的支障をきたしている。すなわちそれは、われわれのあらゆる道德の根底に横たわる感情、つまり人格にたいする宗教的崇拜の念を傷つけるものである」(Durkheim 1925=1964b: 70) という。

現代社会は、社会変化の中で個人主義が浸透し、個人の人格崇拜を保障する聖なるものは社会的な集合意識ではなく個人へと変化している。こうした社会においては、デュルケームの時代にもまして個人は何者にも束縛されるはずがないという意識を抱きやすい。このような、互いの人格を尊重し合う社会において、「道德がわれわれにえがいてみせる理想は、依存と自尊、従属と自立」(Durkheim 1925=1964a: 70) といったパラドキシカルな中にある。そして、このパラドックスを解決するには、「規律の拘束、集団への献身を通して、それらを内面化し、内的制裁へと転換することにより、自立への精神を培うことが要請される」(亀山 2001 : 146)。この場合、体罰による外的抑制は大いに逆効果であるということは容易に理解できる。実際、指導現場においても、1980年代には体罰に否定的な考えを表出する監督も見られる。

1979、80(昭和 54、55)年の春の選抜大会に、公立の尼崎北高校(兵庫)を率いて連続出場を果たした西山昌扶は、「ぼくの自慢のひとつは、尼北には暴力がないことである。ぼく自身、それがたとえ愛の鞭ということであっても、暴力をふるうことは嫌いだったし、生徒にもそんなことをさせてはならないと考えた。そして絶えず、暴力行為があった場合は、必ず退部させると言い聞かせていた」(西山 1982 : 14) という。

西山は暴力行為を排除することで和やかな雰囲気となり、チームワークが非常に良くなったと分析している。同校は、2年連続の選抜大会でいずれも準々決勝まで勝ち進んだ。以前までは、体罰を含む暴力行為を受けることが退部の原因へと繋がっていたと思われるが、西山は暴力行為を行った側を退部させる方針をとっている。このような変化は、高校野球の

世界が、道徳的秩序をもって維持される集団から、個人の尊重による和によって保たれる集団へ時代とともに変化したと捉えることができよう。現在でも指導者の中には、生徒、保護者との関係において信頼があれば体罰も許容されるといった信念を崩さぬ人物も存在するであろう。しかし、実際には体罰を受けた生徒より、それを見ていた生徒や保護者からの告発が多いのも現実であり、過去のように信頼関係のみに頼ることは禁物な時代にあるといえる。

さらに、現代においては高等学校自体が消費社会へと引き込まれた傾向にある。特に、多くの私立高校では少子化傾向への対策として経営的側面からオープンキャンパスなどを開催して生徒の確保に備える時代となった。その結果として顧客の満足度を測るアンケートの実施など、高等学校自体が生徒の生産的立場から、生徒やその保護者を顧客として消費される立場へと変化しつつあることがうかがえる。このような傾向から体罰を含む暴力的な「力」は、消費者の感覚としてクレームの対象となるのは当然の流れである。こうした高等学校をとりまく時代の変化の中で、高校野球も消費の一環であり、スポーツ推薦で合理的に進学するためであったり、そのことがステータスシンボルとなる時代へと変化しているのである。

2012(平成 24)年、春の選抜大会と夏の選手権大会を連覇した大阪桐蔭高校では、野球部員は全員がスポーツ推薦で入学しており、当時の3年生は藤波新太郎投手の阪神タイガース入団をはじめとして、3年生 25 人のうち 23 人は亜大や立大、関大などに進学し野球を続けている。「部員の多くは人生設計の中心に野球を置く」⁷⁾ という。王貞治は自身の早稲田実業への進学に際し、「父としては野球のための進学など、もってのほかだった」⁸⁾ と語る。しかし、現代では子どもは野球部を辞めたいが、親が最後までやらせたいといった傾向も少なくはない。

こうした指導現場における変化のなかで、体罰は以前までのように、師匠である指導者からの道徳的な制裁として受け入れられることは不可能となり、進学やメンバー入りのために、かろうじて許容されることがあっても、実際には完全な暴力として否定されているのである。

日本高野連は 2014(平成 26)年 2 月 6 日付で全国の加盟校学校長、野球部責任教師に向け「指導者による体罰および野球部員によるいじめの根絶について」という題で文書を送付している。その内容には「いうまでもなく体罰は指導の放棄であり、そこには心の傷が残るだけで何も生まれません。また、野球部員による内部暴力やいじめについても人格を否定す

るものであり、いずれも教育現場では決して許されないことでもあります。」⁹⁾と記されている。また、同年7月3日付で「指導者の暴力行為に対する審判委員の対応について」という題で、「万が一でも、審判委員の方が、練習試合などで指導者の暴力行為を目撃された場合は、指導者に対し然るべきご指導をいただき、暴力事象について学校長及び所属高等学校野球連盟へ報告するよう、併せてご指導いただければ幸甚です。」¹⁰⁾と第三者に対しても体罰の防止を委ねる姿勢を表している。このように高校野球を統括している組織機構において、個人の人格の尊重を重んじる内容や、審判委員など当事者以外に社会的な評価を依頼する内容が明言化されたことによって、指導現場では以前までの体罰を贖罪とする意識は弱まる。そして、同時に行為規則を犯した成員のタブーに対する集合的反動も自然と弱まるのである。

しかし、指導者の多くは体罰が許容されていた時代に選手を経験している。そして、そのことによって現在の指導現場においては、体罰を行使する側と受ける側での認識の間に大きなズレが生じやすい状況にある。前者はグラウンド上でのタブーの贖罪として体罰を行使する。しかし、後者においては個人的な目標への自己実現のために耐えるのか、人格を傷つけられたことへの不満とするのかを選択しているのである。

おわりに

横浜高校野球部元監督渡辺元智は時代の変化の中で、現代は「個」の時代になっているという。子どもは親に大事に育てられ、「我慢」を教えられていないと分析している¹¹⁾。現代では、その「我慢」が精神力に結び付けられて美德化されることが少なくなっているように感じられる。個人は自由を好み、それとともに集団への帰属意識が弱まる傾向にある。そして、社会自体が、「我慢」できないのではなく「我慢」しなくてもよい個人を中心とした合理的な方向へと変化しているともいえる。練習中に水を飲めなかったことや長時間のランニングやうさぎ跳びなどが精神的鍛錬として用いられていた時代と比較し、現代ではあらゆるサプリメントを食し、ウエイトトレーニングなどの科学的なプランが導入され、「合理主義」をもって総合体力の強化が図られている。戦前から戦後の高度経済成長期における高校野球の指導現場では、野球部員の野球への取り組みやグラウンドでの態度は、日本的な「精神主義」や「集団主義」の象徴として、絶えず社会の体現に置きかえられていた。そして、その内部においては聖なるものへの信念と同様に道徳的秩序が受け入れられていたのである。さらに、聖なるものへのタブーに対しては、その贖罪的な儀礼として体罰が行使され受

け入れられていたといえよう。

しかし、時代が消費を中心とした合理的な個人主義へと変化したことで、社会における集合的意識はたいへん脆弱なものになった。その結果、個人が尊重され、自己実現のために必要か不要か、納得できるかできないかによって、あらゆる物事が選別される時代へと変化しているといえよう。そして、このような社会変化のなかで、高校野球においても集団的な思考が希薄化しつつあることは否めない。生徒や保護者の思考は、高校野球を続けることで、何かメリットを得ようとする交換中心の功利的な方向へと変化している。こうした傾向の中で、体罰を贖罪的な観点で正当化することはより不可能となることはいままでもない。

今後の指導現場では、体罰に限らず暴力的な言動なども個人の叱咤激励へと繋がらないことへの自覚を高めるべきであろう。特に、高校野球においては甲子園大会での選手の姿を模範とした集団行動を維持するために、より厳格な指導が求められる傾向にあるが、指導者には権力の誇示に頼らない対応力が大いに必要な時代であると思われる。

註

- 1) デュルケームは、刑罰は激情的な反作用から成り立っており、社会が文化的であることが少なければ少ないほど顕著であると示している。また、原始民族は、ただ罰するため罰し、苦しめるために苦しめるのであって、彼らは罪人に課す責苦から自分たちのためになんの利益も期待していないという (Durkheim 1893=1971:86)。
- 2) 儀式的動作とは軍事教練での「気をつけ」や「前へならえ」といった動作のことを言う。
- 3) 『日本経済新聞』平成 27 年 1 月 6 日朝刊, 40 面
- 4) 『読売新聞』平成 26 年 8 月 8 日朝刊, 36 面
- 5) 表 2-2. 指導者の不祥事発生件数の推移 (上段: 年度 ①②③: 件)

| | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| ①高等学校の体罰 | 2282 | 1216 | 351 | 295 | 312 | 317 | 287 |
| ②部活動中の体罰 | 949 | 517 | 126 | 100 | 108 | 118 | 113 |
| ①/② % | 41.5 | 42.5 | 35.8 | 33.8 | 34.6 | 37.2 | 39.3 |
| ③高校野球の体罰 | 60 | 71 | 48 | 38 | 31 | 40 | 49 |

文部科学省初等中等教育局「体罰に係る実態把握について (平成 24~30 年度)」、日本高等学校野球連盟「不祥事発生件数の推移 (平成 24 年~30 年度) 指導者の部内暴力報告件数」を参考に作成。

- 6) 『朝日新聞』平成 26 年 8 月 1 日朝刊, 30 面
- 7) 『朝日新聞』平成 25 年 2 月 19 日朝刊, 32 面
- 8) 公益財団法人日本高等学校野球連盟 「指導者による体罰および野球部員による部内暴力いじめの根絶について」平成 25 年 2 月 6 日
- 9) 『日本経済新聞』前掲出
- 10) 公益財団法人日本高等学校野球連盟 「指導者の暴力行為に対する審判委員の対応について」平成 25 年 7 月 3 日
- 11) 『毎日新聞』平成 27 年 1 月 13 日夕刊, 4 面

第3章 高校野球部員の行動分析

はじめに

本章では、デュルケームのいう社会変化による人びとの異質化や個人化について、現代の高校野球の指導現場における具体的事例をもって示すこととする。また、その際、デュルケームの儀礼論から第1章でも提示したゴッフマンの相互作用儀礼による視座に置き換え、より具体的に考察を加える。

デュルケームは、近世から近代への社会進化の過程で人びとの社会連帯が変化している点について、宗教を理解することが社会的連帯を理解する鍵であるという。そして、宗教が現実的なものを象徴的にあらわしている点を指摘し、近世において個人の人格崇拜を保障するものは社会であり、人びとは集団への所属を望み、凝集性の中で宗教的な社会的連帯が維持されていたと述べている。そして、その中で集合的に遂行されている行為が儀礼であり、それらは道德感情として社会的結合の証であるといえる。しかし、社会が近代的分業によって複雑化すると、諸個人は異質化し、人間関係の中で互いにその場に合った自我を形成することになる。そして、それとともに人びとは、諸個人の人格を聖なる物として崇拜する。こうした傾向において、他者との間で唯一共有されるものが主体的自我であり、ここに個人主義の原理が成立するのである。

ゴッフマンはこうしたデュルケーム理論の流れを受け継ぎ、人間関係に見合った自我の形成は、共同的な社会的相互作用を軸に成立している点を指摘している。そして、ゴッフマンは社会を劇場にたとえ、そこでは誰もが他者に理想的な自画像を演示し、そのお返しに他者から自分の好みの自我を受けとるという、相互作用儀礼の理論を展開している。本章では、聖なるものが個人へと移行し、人びとが互いの人格を尊重しながら繰り返す相互作用儀礼の理論を援用し、高校野球の指導現場において、二面性とも捉えられがちな野球部員のグラウンド内外での態度の変化について考察する。

1. ドラマトゥルギー的方法論による分析

1-1 ドラマトゥルギー

ゴッフマンは、人がある状況の中で何らかの役割を演じ、何らかの仕方で他者に影響を与える挙動の一切をパフォーマンスと定義し、そして、パフォーマンスを遂行する者をパフォーマー、他者のパフォーマンスに寄与する人びとをオーディエンス（観察者）と表現してい

る (Goffman 1959=1974 : 18)。この両者の相互行為の観点による分析がドラマトゥルギーによるアプローチである。パフォーマーとオーディエンスの関係性をゴッフマンは対面的相互行為¹⁾として以下のように述べている。

ある行為主体が特定の役割を演じているとき、彼は自分を観察する人びとに、彼らを前にして作り出された印象が真面目に受け容れられることを暗黙のうちに求めている。観察者に求められていることは、彼らが見ている人物は彼がもっているように見える諸属性を実際にもっているということ、彼が遂行している仕事は、それが暗黙のうちに要求している帰結をもつであろうこと、さらに総じて諸事はみかけ通りであること、を信ずることである。(Goffman 1959=1974 : 19)

個人が他者の面前に登場するとき、様々な身体行為をとることによって自己に関する何らかの情報を表出しているのである。その中で、パフォーマーは、他者に抱かせたい自分の印象を導くために、自身の行為に操作を加えて調整する。ゴッフマンはこのことを印象操作と定義している。たとえば、実際の自分より高い自分を見せることで大きな評価を得ようとする人は、普段より知的な人物を演じ、反対に自分を謙虚な人物であることを伝えたい人は、既に知っていることでも知らないふりをする。このような行為は、いずれも印象操作によるものである。

自分の行為に操作を加えて他者に何かを伝えようとするとき、パフォーマーによって自作自演のパフォーマンスが他者の前で実演される。そして、そこに居合わせた他者はオーディエンスとしてパフォーマーを受け入れる。こうした対面的相互行為は、二人以上の複数の人びとが居合わせ相互に観察が可能であるときに生じる (椎野 1991 : 39)。そして、人びとは相互行為の中で、儀礼的な配慮をもって互いに協力しあい、各々の面子を尊重するのである (草柳 2008 : 36)。

日常、人は表舞台によってある一定の自己の印象を保っているが、対面的相互行為の不要な裏舞台においては表舞台でのパフォーマンスを解除してしまうことがある。そして、パフォーマーに対して、表舞台の印象をもったオーディエンスが、パフォーマーの裏舞台の顔を見てしまえば、その人に対してこれまで抱いていたものとは異なる印象を抱く。例えば、「真面目な生徒」が「要領のいい生徒」へ、「熱心な野球部員」が「熱心なふりをしている野球部員」へといった具合に変化する可能性を含んでいるのである。

1-2 舞台設定

ここで高校生らしさが演出される高校野球の舞台は、どのように設定されているのかについて考察を加える。

高校野球の舞台装置はグラウンドである。そして、高校野球は、グラウンド上の高校球児、彼等の行動様式を演出しながら観察する舞台スタッフ、そして、その演出に期待をもって観察するオーディエンスによって成立している。

図3-1では高校野球の現場を劇場と仮定し、高校野球部員をパフォーマー、高校野球部員の世界を構築している舞台スタッフの集団をオーディエンスⅠに、その他をオーディエンスⅡに分類し、それぞれの役割を示している。

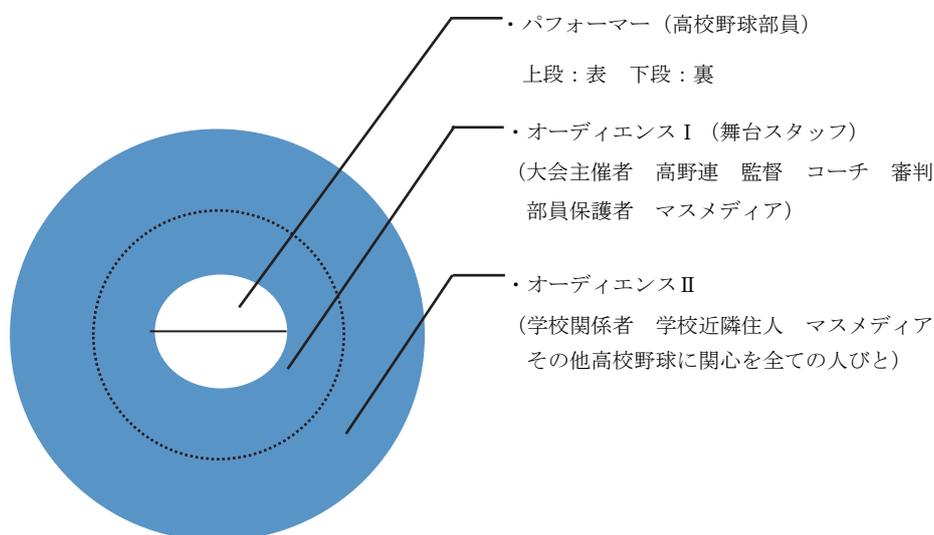


図3-1. 高校野球の演出構造

パフォーマーである高校球児の行為が、オーディエンスⅡの抱いている印象を崩さないために、オーディエンスⅠの舞台スタッフが、パフォーマーの「高校生らしさ」を演出しながら高校野球の世界は創造されている。パフォーマーの演技にオーディエンスⅠからの力が大きく加わることで、野球部員としてあるべき姿が維持される。そして、オーディエンスⅡは、その演技をパフォーマーの日常として受け止め、信じ込もうとするのである。オーディエンスⅡからの要求は、オーディエンスⅠに分類したマスメディアによって創造された映像から多大な影響を受けている。但し、マスメディアは、ときには舞台スタッフのコラボレーターとしてオーディエンスⅠの役割を果たすものの、またあるときにはオーディエンスⅡに分類され厳しい批判を下す聴衆へと変貌する不規則性を含んでいることを付け加えておく。

1-3 オーディエンスの分類

オーディエンスは、パフォーマーとしての野球部員が高校球児を演じている姿をあるべき姿として暗黙のうちに要求し、そのような野球部員の姿が彼らの本来の姿であると信じるのである。つまり、高校生の野球部員としての振舞いによる演技と、オーディエンスによる高校野球らしさへの要求が、相互に影響しあいながら高校野球の世界が創造されているといえる。

オーディエンスの裏舞台への接近について、パフォーマーとオーディエンスは互いに協力しあいながら、互いの呈示している自己を壊さないように扱うことで、相互行為が円滑に進行していくこともある (Goffman 1959=1974: 280)。例えば、ある役柄を演じている役者に対して、その役柄と素顔を区別できる点や、学校の教師が彼の家でも学校と同じ態度ではないことをオーディエンスが理解することなどがそれに当てはまるといえよう。このことについて図3-2をもって例えるならば、パフォーマーの表舞台の演技に対して、一般的に優秀なオーディエンスは、役柄としての役者の印象をオーディエンスⅡとして受け取り、その上、表裏それぞれの局面において受け取る印象への棲み分けが可能になる。しかし、中には、同じオーディエンスⅡであっても、パフォーマーの表舞台でのパフォーマンスのみしか受け取ることのできない棲み分けが不可能なオーディエンスも存在している。そして、それはパフォーマーにとって、常に演技が要求されるという点において大変危険な存在でもある。また、前節でも示した舞台スタッフは、この場合オーディエンスⅠとして、パフォーマーの裏舞台での姿をよく知ったオーディエンスであるといえる。

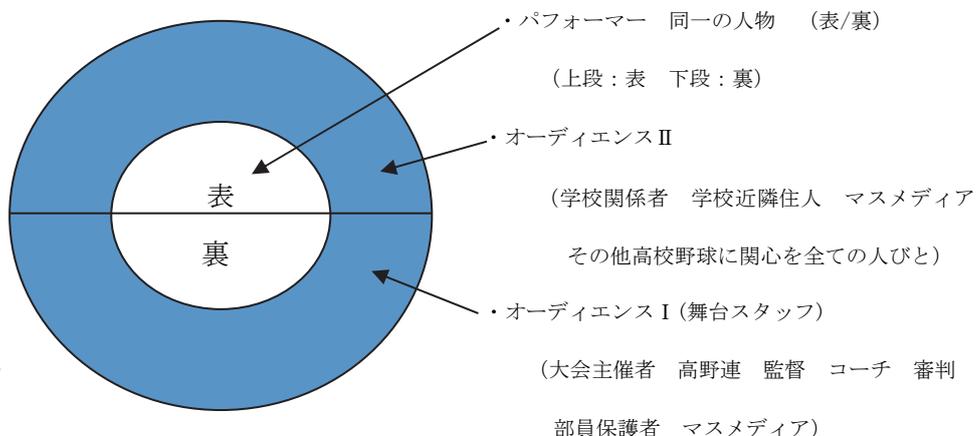


図3-2. 対面的相互行為

また、オーディエンスⅡに対して、パフォーマーが表裏いずれの局面にせよ、儀礼のルー

ルなどを侵害する行為を行った場合には、相互行為の秩序は攪乱され、その後の修復には困難を極めることとなる場合がある。その例として、ゴッフマンは、パフォーマーが表舞台において、期待されている役割を演じないという態度を役割距離と定義している。例えば、パフォーマーによる表舞台と裏舞台での二つの態度に大きな違いがある場合は、そのパフォーマーが役割への期待から距離をとったということになる。もしもパフォーマーが役割距離を取りすぎると、オーディエンスにとって逸脱者としての違和感に繋がることが多いといえよう。パフォーマーの側には、この役割距離を理解して演技することが大切になる。

2. 高校球児のパフォーマンス

2-1 舞台衣装-容貌

高校生は野球部に入部すると同時に、容姿の面では髪型を短髪の坊主頭に統一し、練習用のユニフォームは大方白で統一されている。また、日本高野連は公式戦で使用できる用具の規制にも厳しく制限をしている。

表3-1. 高校野球の公式戦における使用用具の制限

| アイテム | 要項 |
|----------------|---|
| ユニホーム・帽子 | <ul style="list-style-type: none"> ・シャツとパンツは同一カラーでなければならない。 ・表面には、いかなる商標も付けてはならない。 |
| アンダーシャツ | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォーム着用時に見える表面には、いかなる商標も付けてはならない。 |
| ベルト | <ul style="list-style-type: none"> ・本体同色の型押し以外の商標は付けてはならない。 ・カラーはブラックまたはネイビーとし、光沢のある素材は使用できない。 |
| コート類 | <ul style="list-style-type: none"> ・表面には、いかなる商標も付けてはならない。 ・校名・校章はそれぞれ1箇所まで可とする。 ・氏名または番号を入れる場合は、袖部のみ可とする。 その大きさは（縦4）センチ×（横）7センチ程度とする。 |
| スパイク | <ul style="list-style-type: none"> ・表面カラーはブラック一色とする。（2020年からホワイト一色も可能） ・エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ・校名・校章・氏名・番号などの表記はできない。 ・ラインは両サイドそれぞれ1箇所、本体と同色で入れることができる。 |
| グラブ・ミット | <ul style="list-style-type: none"> ・本体カラーはブラウン系、オレンジ系、ブラック系とする。 ・しめひもは本体と同色で長すぎないこと。 ・表面に氏名・番号その他の文字を表記することを禁止する。 |
| ヘルメット | <ul style="list-style-type: none"> ・本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 |
| 手袋 | <ul style="list-style-type: none"> ・カラーはホワイトまたはブラック一色とする。 |
| レグガード、エルボーガード等 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 ・表面には、いかなる商標も付けてはならない。 |

日本高等学校野球連盟「2019年度高校野球用具の使用制限」を参考に作成

表3-1は、高校野球の公式戦での用具の使用制限を示したものである。その内容は、プロ野球で使用されているような色合いの用具や商標の表示に対する規制が多く含まれている。例えば、2色に分かれたユニフォームは禁止され、グラブや装具類のカラーはわずか2、3色の単色に限るなど、試合での選手のスタイルが統一されている。そして、そこにはプロ野球や社会人野球、大学野球にはない規制をもって高校生らしさを演出する工夫がなされているといえる。

こうした舞台衣装を纏い、野球部員はオーディエンスとの相互行為を円滑に進行していくために、パフォーマーとしての役割演技に励む。次に、指導現場における野球部員の態度の変化に関する事例をあげよう。

午後4時過ぎ、野球部の顧問である筆者が、授業を終えグラウンドに到着する。野球部員たちは筆者の姿を見るや否や、各自がそれぞれに帽子をとり大きな声で「こんにちは」と挨拶をして頭を下げる。部員たちの誰もがユニフォームに着替えると、ほんの1時間前までの授業中での態度とは全く異なった様相を示す。この瞬間、生徒は筆者を一教科担当の教諭から野球部の顧問へと識別し、高校球児としてのルーティーン²⁾（役目）を演じ始める。しかし、このように徹底された規範に沿って日々の部活動に励み、その中で十分に習得できているはずである態度教育の成果は、高校生活全般として見た場合、あまり身に付いているとは言い難いのが現実でもある。むしろ、部活動中の姿と、それ以外の日常の姿からは、大凡、同一人物とは思えない状態も多く見受けられる。

実際に筆者から見ても、グラウンド内でユニフォームを着ている時と、教室内で制服でいるときの態度の違いを容易に見抜くことのできる生徒は存在する。しかし、その一方で、筆者にとってはたいへん礼儀正しく、澁刺とした印象を受ける野球部員であっても、他の教員からの指摘によって全く違う態度を知ることもあり、残念な思いをさせられることがある。

こうした野球部員の行動からは、生徒としての評価よりも選手としての評価を最優先とした状態にあることが推測できる。従って、彼らが野球をする上で重要だと思う監督や顧問の教員に対しては、自分たちを選手として認め、尊重してもらうためにも常に部活動中の態度を演じ続けるのである（Coakley 2008 : 94）。また、同時にこのことは、生徒によっては正課である教科教育よりも、課外である野球を優先しているということを示す行為である。次に、舞台所作としての視点から、野球部員の行動様式について見ていくこととする。

2-2 舞台所作—行動様式

野球部員によるグラウンド内での行為は、大きな声での挨拶、返事、敬語の習得、整列、全力疾走などを徹底することで、オーディエンスが自己について抱く印象を高校球児らしく見えるように演じている。

しかし、こうした慣習化している行為も、現代社会における同世代の高校生のライフスタイルとは大きな差異を示していることは、われわれにも認識できる部分である。各部員は、他者の前で振る舞わなければならない態度を、彼等自身にも演じることになる。そして、パフォーマーである高校球児は自分自身を査定するオーディエンスでもあるといえる (Goffman 1959=1974: 94)。また、彼等の中には野球をする以前に、行動様式である舞台所作を演ずる過程で疲弊してしまう者もいる。以下に2つの事例をあげて考察する。

事例1.

ある新入部員は同学年の中でリーダー的存在を自ら担い、監督、コーチに対して精一杯の礼儀作法を演じていた。しかし、その内容は、我々から見ても不自然であった。この不自然さは、我々を前にした場合とそれ以外の場合の違いから感じられる。こうした態度の落差は、同学年の生徒にもしだいに感じ取られるようになり、彼は部内でしだいに孤独へと陥った。そして、練習を休みがちとなり、遂には野球を続ける気力を失ってしまった。

このような状況へと至る以前に、筆者は数回の面談をし、もう少し肩の力を抜いて自然な振る舞いを試みることを勧めたが、野球部員らしさに極端に拘った態度の演出に変化は見られず、また、クラブ活動以外での教室内の態度との落差があまりにも大きく、演じすぎることが見えすいた偽りとして、しだいにチームメイトからも不信感を抱かれ、彼の苦しみにもつながったことが推測できる。類似した内容をゴッフマンは、表現—対—行為というディレンマにぶつかる人びとに対する例として、サルトルの『存在と無』の一部分を引用し示している。

注意深くあろうとしている生徒は、目を教師に据え、耳は大きく開かれていて、注意深くするという役割を演じて疲れ果ててしまう。その結果、彼は何も聞かないのである。
(Goffman 1959=1974: 37)

野球部員としての自分を高く評価してもらうために、高校生は高校球児らしさを扮装する。そしてその扮装は相手によって変化がみられる。この変化の落差が極端になればなるほど、他者から抱かれる野球部員に対する印象に違和感を与える要因になる。

事例 2.

9月の新学期を迎え、3年生の野球部員は一斉に髪の毛を伸ばして登校する。その中でもこの夏の大会まで、チームの雑用を不満なくこなし、学校生活全般においても人の嫌がる掃除などを前向きにこなす生徒がいた。プレーヤーとしては技術面に劣るものの、決して悪びれることなく前向きな姿勢を絶えず表面化していた。しかし、その様な彼の模範的な態度も、野球部の引退後には大きく変化をしていくこととなった。そして、このことは他の3年生部員と比較しても明らかであった。具体的には、授業中の居眠りなど極端に墮落した傾向が目につき、他の数名の教員からも驚いた様子で指摘を受けた。野球部時代は隔々にまで気が届いているように見えた態度も、引退後には自分の足元にあるゴミも拾わなくなった。そのことの原因を筆者が尋ねると「自分が落としたものではないから」という答えが返ってきた。

つい最近まで高校野球の世界で連帯責任をたたき込まれ、それを先頭にたって実践してきたにもかかわらず、部を引退した後の彼のような行為には、それまでの行為は全て野球部員としての演技であったことの象徴として理解できる。そして、彼の態度の落差からは、「高校球児らしさ」を発揮することが必要な社会的領域では、より効果が明瞭になるように大いに努力し、自分が高く評価されたい事柄に対してだけ関心を向けていたということを示している (Goffman 1959=1974: 37)。また、引退後の態度は、彼にとって野球部は既に社会的領域ではなくなり、本人にとってルーティーンを演じる価値がなくなっていることを示しているといえよう。

高校生が高校球児としてのルーティーンを遂行する場合、人に抱かれない印象に配慮することは当然の行為であろう。また、このことは高校野球の世界に限ったことではなく、あらゆる社会的関係の上においても同様である。但し、先にも触れたように、高校野球の現場では、現代社会においてはあまり見ることのないパフォーマンスが慣習化していること、即ち、戦前の軍隊や武士道における振る舞いが、その基準として組織的に維持されている点など、他の学生スポーツと比較して特に目立っている点であると言える。そして、日常生活ではほぼ用いることのない作法を真似ることが演技であり、自己の評価への拘り具合によ

っては、上述の事例のようなきわめて不自然なパフォーマンスに繋がるのである。そうした不自然なパフォーマンスには、オーディエンスのみならず、同属する他のパフォーマーからの不信へ繋がるケースも少なくはない。

また、オーディエンスにおいても要求通りの演技をしてもらえない場合にはその反動としてパフォーマーを批判する。学内において野球部員の授業態度や行動について極端に厳しい目を向ける教師などはその例である。しかし、演じる側の野球部員にとって、高校球児らしく見えることを求めて演技を続けることは決して楽しいことではない。それは、プレーヤーとして高校野球を楽しむ以前に野球部員としてのパフォーマーとなる必要があるからである。日常の指導現場では、野球部員のパフォーマンスの様相から真のリアリティを絶えず確認しておく必要がある。

2-3 表裏の使い分け

高校野球の公式試合は、年間を通して秋季、春季そして夏季の3回に実施されている。公式試合では、より高校野球部員らしさの役割演技が要求される。大会規模が県大会から全国大会へと発展すればするほど、演出する舞台スタッフからの要求はさらに高まっていく。そして、阪神甲子園球場（以下甲子園）で開催される春と夏の全国大会においては、甲子園そのものが、オーディエンスに抱かせたいリアリティをより鮮明にするための舞台装置³⁾として機能しているといえる。

表3-2. 高校野球の公式戦における周知徹底事項

| |
|---|
| 試合を早く進めるために（テンポアップ） |
| ・グラウンド内は全力疾走を励行すること。 （特に守備につく野手は定位置まで全力疾走のこと） |
| ・サインは複雑なものはなくし、速やかに出すように監督に協力を求める。 |
| ・遅延行為と見なされる投手のけん制はしない。（例えば離塁していない走者へのけん制など） |
| ・捕手の動作は機敏にする。（速やかなサイン、用具の脱着、バックアップや打合せの後、速やかに守備位置へ戻るなど） |
| ・投球を逸した捕手は敏速にその球を自分で処理する。 |
| ・捕手のブロックサインは禁止する。また内野手から投手へのサインは簡単にする。 |
| ・内野手が投手へ返球する場合、マウンドまで運ばず投げ返す。 |
| ・日程、時間に余裕がある場合でもスピーディーな試合進行を励行する。 |

京都府高等学校野球連盟「高校野球 周知徹底事項」「主将に対する注意事項（攻守交替時）」を参考に作成

表3-2は、地方大会の試合前に参加各校の野球部長および主将に配られる徹底事項の内

容である。そこには、公式戦における野球部員のスピーディーな演出がルール化されている点が見られている。日本高野連は公式試合において2時間以内で終了するゲームを奨励しており、特に甲子園大会ではこの点が審判団の評価にも加えられ、試合が厳しくコントロールされている。例えば、守備側が三振や内野ゴロなどで1死、2死のアウトカウントを取った後、内野手の間でボールを回す行為は慣習的に行われているプレーであるが、高校野球の場合には、公式戦で試合時間が長引けばこれを禁止する。そして、当該試合以前の試合時間が長い場合にもこのルールが適用される。大学野球、社会人そしてプロ野球では見られない光景である。

2012(平成24)年、第94回全国高等学校野球選手権大会(以下選手権大会という)第5日目第2試合の東海大甲府ー成立学園の試合は僅か1時間16分で終了し、戦後2番の試合時間の短さで話題に昇った⁴⁾。実は、この試合は、第1試合が3時間をこえる試合であったため、当該試合では6回以降はボール回しをさせずよりテンポアップが図られた。その上に、予想以上の迅速なゲーム内容が加わったためこのような結果となった⁵⁾。これに対して2012(平成24)年度春季の東京六大学野球リーグ戦の平均試合時間は2時間半を超えており、プロ野球では3時間を超える試合も少なくはない。このことから高校野球ではたいへんスピーディーな試合が展開されているといえる。しかし、このテンポアップの演出がより要求される甲子園大会では、特に初出場の学校には負担となり、本来の力を発揮できずに敗退するチームも少なくない。以下に2つの事例をあげる。

事例3. ある公立高校監督の初出場時の逸話

「たまたま抽選で引いた相手が、優勝候補にも挙げられている近畿地区の強豪チームでした。高野連の理事たちは、試合前からピリピリしていました。」(中略)周囲の不安とは裏腹に、試合は点差の少ない好ゲームになった。結局5対2でその公立高校は敗れたが、試合時間は1時間45分。高野連の心配を吹き飛ばす理想的な時間で終わった。するとベンチ裏から担当理事が入ってきて、「よくやった」と監督の手を握りしめて叫んだという。(小林 2007 : 99)

事例4. 初出場で初戦敗退した銚子西高校主将の談話

甲子園のスピードにのまれてしまった。一球一球の動作とかサインとか、早くやらなければと思うあまり、ついに単調となってしまった。(中略)すべてがあっという間に終

わった感じだ。(小林 2008 : 122)

このような談話にあるように、甲子園大会では技術面よりもスピーディーなテンポとの戦いが必要となる。例えば、他の水準の野球では駆け引きとして試される「間」を削り、普段以上に全力疾走する。また、開会式での入場行進では、手の振りや足の上げ方など、全てが一元的に統制され、厳格さや統一感を含んだ軍隊式の行進が求められている。そして、プレーの上でスライディングは、本来クロスプレーを予期して行うが、完全にアウトと解っている場面においてもヘッドスライディングがあたりまえとして受け止められている。また、こうした行為は、ある特定の舞台装置を使用している時と使用していない時では、パフォーマンスに大きな差が生じるのである (Goffman 1959=1974 : 25)。甲子園大会でのパフォーマンスには、特にこのような傾向が強く見られる。舞台装置としての甲子園において、野球部員は、日常の振る舞いを改め、舞台を演出するマスメディア、オーディエンスの要求に応じたルーティーンを演じる。そして、試合終了後にはそのパフォーマンスを終息させている。

田尻は、つい先程までテレビ中継の中にあった野球部員の姿が、表舞台での態度から裏舞台でのそれへと変化するところを、試合後の取材での様子を見て、「取材時間内に携帯を触っている選手や、パンを食べながら記者と話す選手もいる。周りが見えていないんだ」(田尻 2011: 204) と述べている。

野球部員の表舞台の演出には、マスメディアによる上手なカメラアングルや編集が大きく関わっている。選手のわずかの反応も、それらはすべてがそうであるような印象へと変えてしまうこともできるのである (Goffman 1959=1974:72)。大会主催者である大手新聞社は、報道やテレビ中継などの技法をもって表舞台を演出し、高校球児の印象操作のために、大いに寄与していると捉えることができる。しかし、「高校生らしさ」を高校野球の象徴とすることへの偏重が、かえってグラウンド外での野球部員の姿を覆い隠すために、オーディエンスの棲み分けを不可能にしていることは否めないのではないだろうか。

高校生が、自身の意思で選んだ役柄を演じるためには、当然その組織の行動様式を守り、そのことへの疑いの有無に関係なく、自らその世界のすべてを自然と受け入れる必要がある。彼らが高校球児であるためには、仕来りに対する意識や技術に関わりなく、ともかくそれは演じられ、演出され、そして、現実化されなければならない (Goffman 1959=1974 : 88)。

ところが、実際彼らは、自らが演じていることへの自覚が高く、「醒めた」部分を多く含んでいるのである。つまり、大部分の野球部員たちが舞台上演じたリアリティを現実のもの

であると信じていないといえる。というのも、グラウンド上での態度は、日常においてそのまま維持されておらず、先の事例でも述べたように、引退に際しては、坊主頭に拘ることなく髪を伸ばし、一般の生徒と変らぬ態度へと容易に変化する姿がそのことをあらわしている。したがって、野球部員の多くは、舞台スタッフである競技団体や指導者からの要請、高校野球の教育神話を信じるオーディエンスからの期待に応えるために、日々高校球児を演じているといえる。

3. 具体的なオーディエンス

3-1 野球関係者

次に、オーディエンスについて述べよう。野球部員のパフォーマンスを維持、管理しているのは大会主催者であるメディア、高野連、監督、コーチ、審判等である。それらはオーディエンスに属しながら、舞台スタッフとして高校野球の爽やかさや礼儀作法の演出に最も寄与している。そして、高校野球を教育の一貫として位置づけながら、メディアを通して露出されている高校野球に対する印象を、より画一したものへと導く巧みな演出を繰り広げる役割を担っている。

舞台スタッフの中心である日本高野連は、「野球は教育一環」、「武士道野球」、「連帯責任の徹底」、「プロ・アマの断絶」など、他競技にはない厳格さを維持するために、制限や規制を展開している。そうした競技団体独自の権限は、パフォーマーとオーディエンスとの接触を制約し、両者の社会的距離を一定に維持する制度である (Goffman 1959=1974: 77)。そして、こうした制度は、「オーディエンスにパフォーマーについてのある神秘的な感じを抱かせるでだて」(Goffman 1959=1974: 77) として機能しているといえる。

高校野球の舞台スタッフは、野球部員とオーディエンスとの間に、ある一定の社会的距離を維持しながら演出している。特に、甲子園大会はその典型であり、球児が泣きながら土を拾う姿をメディアが放映することで、「聖地」などの表現とともに、神聖な印象へと導く力が発揮されているといえる。このような演出に直接的に関わる舞台スタッフは、各々の現場において「さわやかさ」、「高校生らしさ」を奨励している。演出によって醸し出された世界を維持するために、諸事がみかけ通りであるように指導をし、野球部員自身その指導を疑いなく現実として受け入れている場合もある。ゴッフマンはこの点について「パフォーマーが自分自身の行為にすっかりとらわれ欺かれている」(Goffman 1959=1974: 18) と、生真面目なパフォーマーに例えているが、高校野球においては、前節でも述べた通り、パフォーマー

一である高校球児は「醒めている」場合もあり、むしろ舞台スタッフを含んだオーディエンスである側の方が生真面目に信じている傾向が強いといえるのではないだろうか。

3-2 保護者

舞台スタッフの演出を信じることで高校野球に魅了され、自らの子どもために後援者として演出を擁護し、オーディエンスとして「高校生らしさ」＝高校野球といった印象管理の立場にあるのが現役高校球児の保護者である。少なくとも丸坊主の容姿や厳格な態度教育に対して肯定的であることは言うまでもない。各高校の野球部においては保護者会が組織されており、野球部組織の維持に協力しているのである。自身の長男が活躍していた時代のPL学園父兄会の内容を桑田泰次が著書の中で次のように紹介している。

父兄会の三役というのは、部員の親で組織する父兄会の会長、副会長、会計の三名のことだ。(中略) その三役にはいくつかの権限があたえられていた。たとえば、一般の父兄はたとえ3年生の親であろうと、監督、コーチとの接触は禁止。部長や寮長としか話をするのができなかったが、三役だけは、監督、コーチと直接、話をするのができた。(桑田 2000 : 125-6)

野球部に関しての意見・要望があっても、指導者への直接的な関わりを抑制し、演出を守る立場で保護者会は機能しているのである。近年、各校ではこのよう保護者会活動が年々活発化する傾向が見られる。公式試合の観戦に限らず、練習試合でも揃いの帽子、ポロシャツなどを必須アイテムとして着用することをルール化して、野球部員との一体化を装いながら、「子どものため」というスローガンをもって、舞台スタッフとしてパフォーマーを支持する役割を担っている。

実際には、こうした保護者こそ野球部員のグラウンドでの表舞台の態度と、それ以外の場における裏舞台での態度の落差を、日々一番近い距離で感じることでオーディエンスでもあるが、彼らの落差への違和感についてあまり語ることはない。しかし、彼等の後援者としての機能は、子どもの試合出場や進学に対する期待によって支えられているものであり、そうした期待に沿わなかった場合には、保護者間のトラブル等にも繋がるたいへん不安定な状態でもある。以下に桑田の証言による事例を続ける。

その日は、甲子園での閉会式が終わると、父兄と生徒は全員でPL学園に戻り、まず奥津城を参拝。それから祝勝会という段取りになっていた。ところが、みんな参拝を終えて集まっているのに、3年生の母親たちだけがなかなか姿を現さない。(中略) いい年をしたお母さん同士が、たがいに髪をつかみ合い、汚い言葉でなじりあっている。本当に見られたものではないひどい光景だった。ケンカは、補欠のまま終わった子の母親たちとベンチ入りした子の母親たちとの対立が原因であった。(桑田 2000 : 179-180)

このように、保護者においては、舞台スタッフでありながらも、実際には様々な利害関係を含んでいることは否めない状況であるといえる。日常の現場では、自分の子どもがメンバーから外れたことなどが原因で、場合によっては舞台スタッフを辞めていく保護者も見受けられる。

3-3 問題の生起

舞台スタッフの演出に、高校生がパフォーマーとして高校球児を演じる姿は、多くの人びとの間で「さわやかさ」や「高校らしさ」といった社会通念を形成する。そして、一旦テレビ中継に目を向けると容易に見入ってしまうなど、多くのオーディエンスを魅了することもある。作田は次のように回想する。

戦前の中等学校野球から今日の高校野球にかけて、私は長いあいだ熱心なファンであった。(中略) 春と夏の全国大会の優勝戦や優勝の望みをかけた試合のあとで、選手たちが泣くこともある。私もしばしば泣きたいような気持ちになり、そして同時にこんな状況に容易に同一化する自分がいやになってしまう。(作田 1967 : 257)

このように、舞台スタッフが演出した甲子園大会は、オーディエンスを引き込む魅力を発揮する。しかし、その一方で現場の高校においては、通学のマナーや態度に対して「高校野球をやっている者がそのようなことでいいのか」といった具合に、匿名のオーディエンスからのクレームを受けることがある。すべては甲子園大会での高校球児の印象と現実との落差から発生する一面である。「オーディエンスの一員になれば、われわれは自然に、パフォーマーが与えている印象を、真あるいは偽、本物あるいはまがいもの、間違いあるいは臭いと感じるようになるのである」(Goffman 1959=1974 : 67)。

オーディエンスは見せかけとリアリティとのずれについてはより敏感であり、舞台スタッフが表向きに立ててきたことに真っ向から矛盾するような事件が発生した場合には、それまでとは逆により冷淡で厳しい評価をもって批判する側へと変化するのである。ここで、そうした一例として、過去に甲子園で旋風をおこした2校の事例を見ていくこととする。

事例5.

1970～80年代にかけて「さわやか」で「高校生らしい」といった物語を生成し波及させた徳島県の池田高校は、1974(昭和49)年、第46回選抜高等学校野球大会(以下、選抜大会という)では「さわやかイレブン」と称された。四国の山間にある田舎町から当時のベンチ入り枠(当時14名)を満たすことなく、僅か11名でやってきた姿は、野球に偏重する私学の名門校と比較して、真の高校野球のイメージをオーディエンスに与えた。しかし、時代の変化とともに、県外からの野球留学者が増えた上に、学業を超えた野球への偏重や、若者のものの見方や考え方が変わるにつれ地元の高校生の「さわやか」なイメージもしだいに消失していくこととなった。1980年代においても選抜大会に2度、選手権大会に1度の全国優勝を遂げたが、1984(昭和59)年には元部員による自動車事故の不祥事があり翌年の選抜大会の出場を辞退している。元PTA会長は、「さわやかイレブン」や「夏春連覇」などのフィーバーに沸いたが、この一件で冷めたと語っている(清水1998:55)。

事例6.

2004～06年の全国高校野球選手権大会で優勝2回(2年連続)準優勝1回という栄光を味わった駒大苫小牧高校は、「郷土後援特別表彰」「体育協会特別表彰」「文化賞」など3つもの表彰を苫小牧市から贈られ、地元は大いに沸いていた。しかし、2006(平成18)年3月、第78回選抜大会への出場が決まっていた同校では、3年生の野球部員10人が、卒業式の後、苫小牧市の居酒屋でクラスの飲み会に参加していたことが、居酒屋にいた他校生による警察への連絡により発覚した。同世代の地元住人からの密告であった。これをきっかけに野球部は選抜大会への出場辞退を表明した。以後、地元での熱は一気に冷めたという(軍司2008:175-6)。また、この一件では、居酒屋にいて酒を飲んでいた他校生や駒大苫小牧高校の一般生徒は不問に付され、野球部員だけが責められる結果となった。

これら2校に対する厳しい評価から、オーディエンスは演出された高校野球の印象との

落差を、決して許容することなく、むしろ舞台スタッフによって演出されるルーティーンからの逸脱を監視する立場にあるということが出来る。しかし、オーディエンスとの相互行為により創造された野球部員の「高校生らしさ」は、クラブ活動中や高校野球関係者と関わる機会など、高校球児としての役割が求められる場所のみ発揮されるものであり、高校生活および私生活に至るまで同様の行為が継続されることは不可能であるといえよう。

これまでも述べてきたように、高校生が野球部に入部した以上、多くの者は高校球児としての演技を何気なく受け入れ、意識的に演じている。そして、一般的にグラウンド外では役割距離を取り過ぎる傾向にある。たとえばグラウンド内での丁寧な挨拶や謙虚な態度が、必ずしもグラウンド外で継続できていない点などは、その典型的な例としてあげられる。しかし、一方のオーディエンスにはグラウンド外であっても、常にパフォーマーの演技を期待する傾向がある。このことによって、野球部員は、絶えず裏舞台を覆い隠しながら行動せざるを得ない厳しい環境に置かれているということになる。

おわりに

以上のように筆者は、日常的相互作用儀礼のモデルを用いて、高校野球の世界を分析してきた。その結果、高校野球は、競技団体や指導者、審判などが舞台スタッフとして演出をし、野球部員がパフォーマーとしてそれを演じることによって構築されている点を明らかにした。舞台スタッフによって創造された野球部員の「高校生らしさ」は、舞台上で役柄を演じている役者に等しく、表舞台の限られた機会のみ発揮されるものである。しかし、高校野球の場合には、常に演出された表舞台であるグラウンド内での「さわやかさ」や「高校生らしさ」への印象が強い。そのためグラウンド内外における態度の落差が生じた場合、パフォーマーの演技に期待する身近なオーディエンスからの誹謗中傷に繋がるケースも少なくはない。グラウンド外を裏舞台とする点へのオーディエンスの理解は乏しく、この点が彼らの態度の変化に対する違和感として野球部員の批判につながっているのである。

野球を通じて日米の文化を比較し多くの作品を著した作家のロバート・ホワイティングは、日本プロ野球について、テレビや雑誌などの解説から、演出による影響の大きさに注目し、「戸外の歌舞伎」と表現している (Whiting 1977=1991 : 11)。しかし、実際には高校野球の方が「型」に拘った演出が展開されていることから、「戸外の歌舞伎」という表現がより適切ではないだろうか。但し、プレーする側の野球部員が、プレー以前に「型」を演ずることに囚われれば囚われる程、本来の自己を抑制せざるを得ない。そして、その結果、実際

の真剣勝負の場において十分に力を発揮できずに終わるというケースも見受けられる。即ち、野球部員にひとつの「型」を過剰に要求することは、彼等がスポーツとして野球を楽しむことへの妨げにも繋がりにかねないことを付言しておく。

註

- 1) ゴッフマンは大まかに、双方が直接身体的に相手の面前にあるとき、それぞれの行為主体が与え合う相互的影響を対面的相互行為と定義する。
- 2) ゴッフマンはあるパフォーマンスの間で開示されたり、演じられたりする規制の行為の形式をルーティーン（役目）と定義する。
- 3) ゴッフマンは人間の行為の流れがその前に、そのうちで、それに向かって演じられる背景や物理的配置などを舞台装置と定義している（Goffman 1959=1974 : 25）。
- 4) 『朝日新聞』2012年8月13日朝刊, 20面
- 5) 大会審判員からの談話

第Ⅱ部 中間集団論による分析

第Ⅱ部では、学生野球憲章に基づいて成文化されている高校野球の規約をもとに、不祥事への処分制度やプロ・アマ関係への規制などが維持されている構造について分析をする。そして、その際にそれらの制度を施行する日本高野連のもつ競技団体としての意味について、デュルケームの中間集団論を援用して考察する。

第4章 処分規約の運用からみた日本高野連の構造

第5章 高校野球にみるプロ・アマ問題

第4章 処分規約の運用からみた日本高野連の構造

はじめに

高校野球の制度の中で、法的な役割を担うものは学生野球憲章である。その中の規約では、不祥事の処分は各学校単位に任されておらず、競技団体である日本高野連を通して、学生野球協会の審査室に委ねられている。他のクラブの多くが加盟している全国高体連では、不祥事の報告は求めるが、処分は基本的には学校に一任されており、その対処は大きく異なっているといえよう。また、高校野球の処分内容は、高等学校の生徒指導において一般的な個人への停学処分とは異なり、野球部を一つの単位とした共同的な「連帯責任」¹⁾が制度化している。こうした点は、他の多くの競技とは異質であり、高校野球の特徴のひとつとして捉えることができよう。

本章では、そうした「連帯責任」を伴う厳しい処分制度がなぜ存在しているのかについて考察し、その上で日本高野連という組織のもつ意味を分析する。具体的には、はじめに日本高野連が設立された経緯や処分制度の始まりを明らかにする。次に、処分規約の内容や運用の変遷を分析し、最後にデュルケームによる「国家－中間集団－個人」という中間集団の理論を援用し、日本高野連が公的な教育機関である高等学校の権限を越えて処分制度を制定し、行政やメディア、また商業化から距離をとるといった集団的行為のもつ、組織にとっての意味を明らかにする。

1. 日本高野連の歴史と組織

1-1 競技団体設立の経緯と規約の成立

まず、はじめに、ここでは日本高野連の歴史を辿りながら処分制度を含んだ規約の成立期について見ていくこととする。

1915(大正4)年、大阪朝日新聞主催のもとに、全国中等学校優勝野球大会が開催されて以来、高校野球の前身である中等野球は、民間のメディアが中心となり大会を催して急速に発展した。しかし、中等野球には現在の日本高野連のような全国的な競技団体は設置されておらず、興業化の進展や競技への偏重を抑制する規約も設けられないままであった。その結果、学生野球はその健全化を望む文部省(現在の文部科学省)によって統制されることを余儀なくされたのであった。

1932(昭和7)年3月28日、政府によるスポーツ政策の一環として「野球ノ統制並施行ニ

関スル件」(文部省訓令第四号)(以下、統制令という)が作成されて、ようやく学生野球に規約が設けられることとなった。しかし、この統制令の中等野球に関する規約には、商業化への抑制へ向けた大会開催の規制や、選手の出場資格などについては明文化されているが、現在の学生野球憲章に記されている、部員の不祥事に対する野球部への処分についての規約は記されていない。

現在の日本高野連の前身である全国中等学校野球連盟(以下、中等野球連盟と云う)は1946(昭和21)年2月25日に設立された。中等野球連盟の初代会長には朝日新聞社社主上野精一、副会長には佐伯達夫²⁾が推され、戦時中に一時中断されていた全国中等学校優勝野球大会の開催を民主的に実現にしようとしたことが、その設立へのきっかけであると捉えられる³⁾。そして、同連盟の設立には、特に副会長である佐伯の尽力が大いに寄与している。佐伯は、終戦直後より中等野球の全国大会の復活に奔走し、終戦の翌日、1945(昭和20)年8月16日には朝日新聞大阪本社を訪ね、戦前最後の運動部長渡辺文吉に全国中等学校優勝野球大会を再開してほしいと力説し、自らも最善の努力を惜しまぬことを誓った。その後、11月1日に朝日新聞大阪本社に運動部が復活し、運動部長伊藤寛、同次長芥田武夫、同企画部長西野綱三らと大会再開に向けての懇談を重ねるとともに、同月に来阪した文部省体育課長北沢清も、その3名の同席のもと懇談をした。その席上において、北沢は「全国中等学校優勝野球大会は戦前の通り、朝日新聞社が単独主催して再開しても何ら差し支えないが、文部省としては、この際、競技団体を作って、実際上の運営は従来通り朝日新聞社が行なうにしても、表面上は競技団体との共催という姿にしてもらった方が一層スムーズにゆくように思う」(日本高等学校野球連盟編 1976:19)と述べている。そして、この内容をもとに中等野球連盟の構想が生まれたのである。また、このことは、国家の側から統制を解き、民主的な組織を設立することを奨励したと捉えられよう。佐伯は晩年に『日本高校野球連盟30年史』の中で、1932(昭和7)年に制定された統制令について次のように述べている。

野球統制令は読めば立派なことばかり連ねられており、その限りにおいては文句のつけようがなかった。しかし、こういったものを作るのなら、何故、その前に、衆知を集めて統括団体をつくるよう指導の手を差しのべてくれなかったのだろうか。上から、ぼんと「これでいけ」と押さえつけられた感じは免れなかった。(日本高等学校野球連盟 1976:3)

このような内容からは、佐伯の統制令に対する批判的な心情を見ることができよう。また、佐伯は「文部省の不当な介入を招かないためにも、連盟は必要だし、今夏の復活を決定した以上、これに間に合うように中等学校野球連盟を作ろう」（日本高等学校野球連盟編 1976：23）と関係者に呼び掛け、学生野球が再び国家統制に導かれないために、自治組織の設立を急いだのである。また、連盟の創立総会の席上では、「野球連盟は野球人の手で」という申し合わせがおこなわれ、各都道府県においても中等野球連盟を設立していくことが決められた（久保田 1956：219）。

さらに、中等野球連盟が結成された同年の12月21日、学生野球全般を指導・統制する機関として学生野球協会が結成されている。同協会が出来るまでの暫定機関であった学生野球指導委員会⁴⁾（1946年8月26日結成）の趣意書には、統制令を受けたことへの反省と、選手がスポーツの民主化と自由化をはき違えて墮落していくことを防ぐための旨が記されている（中村 2010：122）。そして、この学生野球協会の設立は、学生野球に関わる教員、生徒、OBなどの関係者による自治的活動によって規約を定め、節制と責任を課すといった内容をもって、民間団体が国家統制から離れて実権を持つことへと繋がったのである。また、日本のスポーツの民主化に先立ち、協会の設立とともに成立した日本学生野球基準要綱（以下、基準要綱という）は、「連合軍最高司令部の積極的な支援と同教育部のJ・W・ノーヴィル少佐及びグラハム氏、さらに顧問として在日中のコッポル博士（米国で野球選手として活躍した人）らの好意ある支援の下に協会の規約そのほかを検討、作成した」（日本高等学校野球連盟編 1976：31）とされる。そして、その規約の中に競技団体による加盟校野球部に対する処分制度が確立したのである。

一方、この基準要綱の成立を受け、文部省は統制令を廃止し「中等学校（旧制）以上の学徒の対外野球試合、これに準ずる行事は、今後日本学生野球協会の自主的統制管理に一任する。地方長官、関係学校は同協会と協力してやってもらいたい。」（日本高等学校野球連盟編 1976：33）との訓令を発している。中等野球連盟においても1947（昭和22）年2月に学生野球協会の傘下に入り、同年に設立した大学野球連盟も加わり、ここに現在まで続く学生野球独自の組織形態が成立したのである。これを図式化して示すなら、図4-1のように整理される。

その一方で、文部省は1948（昭和23）年6月に全国高体連を創設し、ほとんどのスポーツがその傘下に入ることとなった。しかし、日本高野連はその傘下には入らず、現在まで行政から独立した競技団体として存続している。

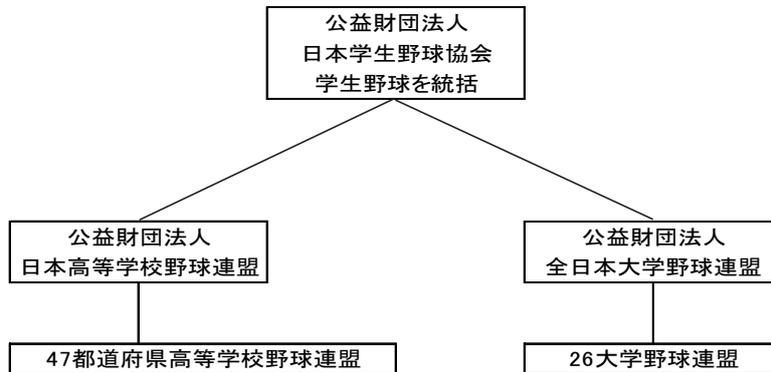


図4-1. 日本学生野球協会の組織図

1-2 処分を審議する機関について

次に、野球部に不祥事が生じた場合、どのように手続きがなされるのかについて見てみることにする。日本高野連は加盟各校に対して、不祥事が発生した際には必ず管轄の各都道府県の高野連（以下、地方高野連という）へ文書による報告をする義務を課している。図4-2は、各加盟校において、不祥事に該当する行為が発生した場合から正式な処分が下されるまでの流れを示している。加盟各校で不祥事と判断された内容を、高野連規定の報告書に記載して校長の署名をもって作成し、地方高野連に提出する。地方高野連は理事長判断によって、その内容が学生野球憲章に違反しているかを判断し、違反する事実があると考えられる場合には、上部組織である日本高野連に報告する。さらに日本高野連において、処分申請が必要であるかを審議した上で、必要な場合には学生野球協会へ上申する。

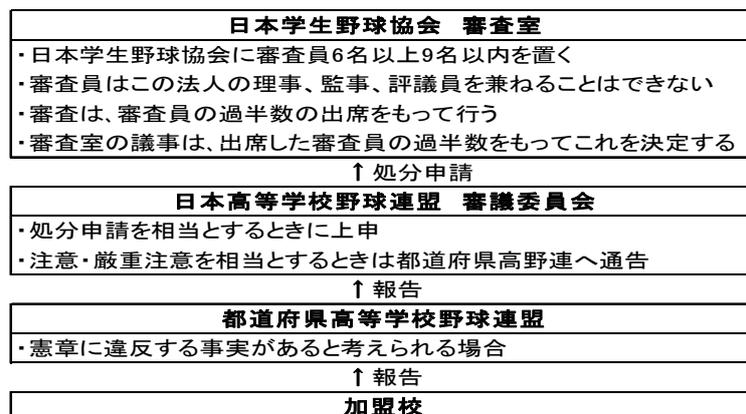


図4-2. 高校野球における不祥事報告後の流れ

学生野球憲章第31条では、「処分に関する手続きは日本学生野球協会規則で定める。」⁵⁾

と規定しており、最終的に上申された事案は、学生野球憲章の「処分に関する規則」に定められた内容で、審査室の審議を経て処分が決定される。その条文によると、次のように規定されている。

(事案の解明のための措置)

第 11 条 審査室は、処分申請者、処分対象者またはその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、または現地調査をすることができる。

このように、処分の決定に関しては、日本高野連ではなく、学生野球協会の審査室が受け持つという構造となっている。即ち処分の内容に関して日本高野連には直接的な決定権はなく、あくまでも、処分対象として上申するかしないかを選別し、実際の処分の決定は、学生野球協会の審査室に委ねているということになる。また、仮に上申する必要がないと日本高野連が判断した場合には、注意・嚴重注意の指導を日本高野連が当該校に向けて通達する。審査室では、理事会で選出された 6～9 名の審査員（任期 2 年）が処分の審議を行う。審査員の専門領域は、野球関係者のみならず、弁護士、法学者、教育学者など多岐にわたり、審査室は協会幹部や理事、傘下にある競技団体関係者から完全に独立した機関として設置されている。審査室会議はほぼ 1 カ月毎に開かれ、そこでの審議によって処分が決定される。但し、大会開催まで期間がなく緊急に処分を決定する必要がある場合については、日本高野連が学生野球協会に緊急審理を申し立てることができるといった、例外への対応が「処分に関する規則」第 6 条 2 によって規定されている。こうした内容から、審査室は、事実関係に基づいて処分を決定する独立した司法機関であるといえよう。しかし、上述した通り、地方高野連から報告されてきた案件が、処分対象になるかどうかについては、日本高野連が判断している（日本学生野球協会編 2011:70）。また、現在の「処分に関する規則」（2010 年 4 月 7 日から施行）が適用される以前までは、日本高野連が事実の確定および処分立案を行い、それを前提として審査室が処分案を審理決定するという運用がなされていた（日本学生野球協会編 2011 : 70）。これらの点から、実際には、処分の決定は審査室にありながらも、日本高野連による判断に委ねられていることが理解できよう。そして、このような処分への関わりが、現在でも日本高野連の野球部員や野球部関係者に対する権威として捉えられがちな部分であるといえよう。

2. 規約の分類と歴史的変化

2-1 自治組織の持つ規約と審議機関

次に、不祥事に対処する際の規約について見ていくこととする。

不祥事とは、ある規約を前提にして成り立っている。そこでまず、それら規約についてみておく必要がある。高校野球界を拘束するのは学生野球憲章である。同憲章の第6章29条では「日本学生野球協会（以下、学生野球協会という）は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しても処分をすることができる。」⁶⁾と記されている。さらに、第30条②の中には「対外試合禁止」⁷⁾という、一定の期間、他校との試合が禁止となる厳しい処分が設けられている。この「対外試合禁止」という処分は、1人の違反行為によって、全部員が試合に参加する権利を負担する（失う）かたちで「連帯責任」を負う処分である。しかし、学生野球協会の権限で処分できるのは野球部の選手や指導者までである。たとえ試合中の応援団同士の喧嘩（現在の憲章では除外されている）や、選手の両親がプロ球団から金銭を受け取ったことが発覚した場合でも、当該者を処罰することができない。そこでそれらの不祥事に対しても責任主体を野球部にすることで、憲章の効力が届かない者への不祥事を抑止している。

学生野球憲章における規約の内容は大きく分けて4つに分類することができる。憲章に記載されている順では、第一に学生野球に関わるすべての者に対する心がけや行動についての指針が「学生野球の基本原則」（第1章第2条）として示されている。部員、指導者の暴力行為などはこの基本原則に違反したとされ処分の対象となる。第二には試合、大会運営及び選手資格への規約（第3章第12, 13条）、第三ではプロ野球との関係や高校野球を通じた商業主義的な利用や経済的対価を伴うことへの禁止（第4章14, 15条）など、「アマチュアリズム」関連への規約が設けられている。そして、第四はこれら第一から三までの規約に違反した際に下される処分についての規約（第7章第29, 30, 31条）である。このように、第三までの規約に違反することが不祥事となり、「連帯責任」を含む様々な処分が下されるのである。

次に処分についてその詳細をあげる。不祥事を起こした際に処分を受ける対象は個人、野球部、学生野球団体の3つである。この場合の個人とは部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員までの範囲を指す。野球部については所属する部員、指導者に加え、当該校の応援団、野球部関係者以外の教職員⁸⁾の違反行為によっても処分される。また、後者の応援団や野球部に直接関係をしていない教職員の不祥事については、当該者は処分の

対象にはならず、野球部もしくは指導者が処分対象となっている⁹⁾。

処分の内容は処分対象によって異なり、個人への処分は「謹慎」、「登録抹消・登録喪失」および「除名」、野球部への処分には「対外試合禁止」ないし「登録抹消・登録資格喪失」とされている。野球部に対する対外試合禁止処分の期間は、不祥事の内容に応じて短いもので1カ月、最長は1年にまで及ぶ。前学生野球協会会長であり、2015(平成27)年9月より日本高野連会長に就任した八田英二氏はある雑誌での対談において、「審査室会議は、過去の例に照らし合わせて処分を決めています。かなり厳密にやってくれています。過去に倣って不公平にならないようにしていると思います」¹⁰⁾と学生野球協会の審査室会議が科す処分の公平性について述べている。

2-2 処分規約の変化

現行の学生野球憲章における処分の規約は、1946(昭和21)年に制定された基準要綱の規約を基に、時代背景に応じて8回の改正を経たものである。改正を経た規約の内容を見ていくと、1950年代から70年代までは強化され、その後80年代からしだいに緩和されていく様子が見えがえる。1950(昭和25)年に制定された内容では基準要綱の11項に基づき、「警告」「謹慎」「出場禁止」「除名」という処分が選手と野球部のみを対象に施行されていた(日本学生野球協会編 1984: 62)。この時代の規約では、指導者の暴力などによる不祥事や、生徒が組織する応援団が憲章に違反した場合でも、処分を受ける対象は選手、野球部のみであるという選手側に立てば理不尽なものであった(中村 2010: 178)。また、現役部員のプロ入団に関して、プロテストの受験、正式な契約、たとえ口約束であっても入団を約束した場合には、高校野球の選手資格を失うという規約が設けられ、アマチュアリズムの徹底が施された(佐伯 1980: 202-3)。

このような成立期の内容に対して、1965(昭和40)年の改正では、野球部長、監督、コーチも野球部を構成するという点では、選手と区別できるものではないという観点から、これらの者も処分の対象へと加えられた。さらに個人的な非行に対して、その内容が野球に関すること、または野球に関わらないことのいずれの場合であっても、学生野球の健全な発展を阻害すると認められたならば、その者の所属している野球部が処分の対象となることが明記されている。そして、生徒以外の学外者で組織された応援団の行動についても、憲章違反があった場合には野球部、部長、監督が責任を負うものであるという内容が加えられた(日本学生野球協会編 1984: 190)。

また、プロ野球との関係において、成立期には部員が試合をしたり、コーチを受けたりすることの出来ない者を「職業選手又は職業選手たる者」と規定していたが、この改正では「監督、コーチ、審判員その他直接に職業野球の試合若しくは練習に関与している者又は関与したことがある者」にまで拡張された。さらに、これらの者との試合やコーチを受けることの禁止に加えて練習をすることや審判を受けることも禁止するという、ほぼ断絶を意味する厳しい内容へと変更された(日本学生野球協会編 1984 : 189)。このように、規約の内容は成立期から年月を経てしだいに強化されていったのである。

しかし、こうした日本高野連の厳しい処分主義体制も、1980年代頃を境にしだいに緩和傾向へと向かうこととなる。その例として、1983(昭和58)年に日本高野連は学生野球憲章の規約を適用する以前に、独自の判断をもって下す処分として「厳重注意」を創設したことがあげられる(中村 2010 : 191)。この処分は現行の学生野球憲章には規約として制定されているが、当時は規約には含まれない日本高野連独自の処分制度であった。以後、日本高野連が軽微と見なした不祥事については、審査室に上申せずに日本高野連から当該野球部へ「厳重注意」が通達されることとなった。そして、この制度ができたこと自体、連帯責任を伴う処分が軽減されることへと繋がったのである。一方、それまで断絶が続いていたプロ野球との関係においても、1984(昭和59)年に高校野球への特別措置として、職業野球に関係した者であっても、高等学校の教員として10年以上在籍し、審査室によって適正を認められれば、学生野球資格を回復して高校野球の指導者となる途が開かれた。さらに、教員として必要な在籍期間は、最終的には2年にまで短縮された後、2012(平成24)年からは教員としての在籍期間が不要となり、3日間の指導者講習を受けることのみでアマチュア資格を回復できる制度が施行されている¹¹⁾。

さらに、2010(平成22)年に全面改正された現在の学生野球憲章では、処分への規約についても、その一部が緩和されている。その規約では、「学外者の憲章違反行為」が処分対象から外されたほか、野球部への「警告、謹慎、出場禁止、除名」処分が、「対外試合禁止、登録抹消、登録資格喪失」に改正されている。これについて、「学校教育の一環たる部活動自体を制限する処分を課すのは権限をこえていると考えられるので、野球部の活動自体を制限する「謹慎」を処分から外した。」(日本学生野球協会編 2011 : 67)と『学生野球要覧』では解説されている。また、「除名」に関しても、野球部を構成する部員は変動することに鑑み、再度の登録を許さないことは不適切であると判断され削除されている。すなわち、「謹慎」、「除名」は個人への処分のみ適用されることとなった。また、処分

を科すだけでなく、「注意・嚴重注意」による対応を日本高野連の権限によって決定できる制度が学生野球憲章の規約に新たに加えられている。

3. 処分運用の変化

3-1 歴史的統計にみる変化

前節で述べた規約は、その変化の中で、実際に何に対して、どの程度の件数が対象となっているのだろうか。次に1950年から10年毎（2010年以降8年間）の処分内容を見ながら考察を加えることとする。

不祥事処分の理由については、社会的な要因に伴い時代によって様々である。表4-1は1950～2018年までの不祥事について内容別に分類し統計したものである。さらに、その中で最も厳しい「対外試合禁止」処分が科された件数と不祥事全体に対するその割合を示している。

不祥事の件数は、1980年代以降大幅に増加しているが、この点について中村は「以前は不祥事と考えられなかったものが不祥事ととらえられるようになったことが大きな要因だと考えられる」（中村 2010：193）と分析している。たとえば指導者からの体罰や上級生からの叱咤などが、暴力やいじめとして強く問題視されるようになっていたことがあげられよう。また、同年代以降、野球部員数は増加傾向¹²⁾にあり、このこととも比例していると思えられる。また、2000年以降は不祥事の報告件数において更なる増加がみられるが、これには、日本高野連が不祥事の報告遅れに対しての処分を強化したため、逆にそれを避けるために各校からの報告件数が増えたことに比例している（中村 2010：194）。

表4-1. 不祥事処分の理由別統計と「対外試合禁止」処分の割合

| | 1950～59 | 1960～69 | 1970～79 | 1980～89 | 1990～99 | 2000～09 | 2010～18 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 部員の暴力 | 6 | 25 | 24 | 183 | 161 | 479 | 241 |
| 指導者の暴力 | 2 | 6 | 2 | 30 | 55 | 276 | 383 |
| 部員の犯罪・非行 | 13 | 13 | 90 | 123 | 104 | 422 | 189 |
| 指導者の非行 | 0 | 2 | 25 | 32 | 32 | 54 | 54 |
| 試合でのトラブル | 32 | 14 | 9 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| プロアマ規定違反 | 10 | 7 | 0 | 2 | 8 | 17 | 4 |
| その他 | 18 | 4 | 2 | 12 | 21 | 73 | 192 |
| 合計 | 81 | 71 | 152 | 382 | 383 | 1323 | 1063 |
| 対外試合禁止 | 10 | 53 | 139 | 156 | 96 | 341 | 340 |
| % | 12.3% | 74.6% | 91.4% | 40.8% | 25.1% | 25.8% | 32.0% |

日本学生野球協会「高校野球 不祥事発生状況一覧」1984、「中村哲也「1980年以降の高校野球処分理由」2010、日本高等学校野球連盟「不祥事発生件数の推移（平成17年度～26年度）」、「不祥事発生件数の推移（平成21年度～30年度）」を参考に作成

一方、「対外試合禁止」処分の不祥事全体に対するその割合は、1960～70年代にかけて大幅な増加傾向がみられる。このことには大きく2つの要因があげられよう。1つ目は前

章で述べた通り規約の中で処分対象の範囲が広げられたことにある。そして、2つ目には、日本高野連の設立時より副会長に就任していた佐伯が第3代会長（1967～80年）をつとめたこととの関係があげられる。佐伯は「連帯責任」を伴う厳罰規定を奨励した人物である。佐伯によれば、不祥事処分の緩和を求める要求については徹底的に批判する姿勢を見せ、教育的立場にあまい考えが通ってしまっただけでは教育の効果はあがらないという考え方を示している。さらに、処罰の対象になる事案が生じた際に、当該者が痛みを感じないような罰は意味がなく、人を立ち直らせるために罰を科すべきと主張している（日本高等学校野球連盟編 1976：3-4）。そして、佐伯の退任後に「対外試合禁止」処分は、その割合で見ると大きく減少している。この傾向には、1980年代に入り、佐伯の後任として第4代会長に就任した牧野直隆¹³⁾が、佐伯時代の処分主義的な対応からの方向転換をはかったことが大きく影響している。牧野は処分についてチャンスを奪うのではなく、頑張る機会を与えるべきだという考えを示した（毎日新聞社編 2008：247）。牧野は自著の中で、会長時代、不祥事のうち悪質でないものには、「連帯責任」を負わせないようにするとともに、個人的問題によって野球部に「出場禁止」という処分は出さなかったと語っている（牧野2003：159）。さらに、日本高野連で長年審議委員長をつとめ、現在は副会長である西岡宏堂は、現在の処分傾向として、個人的問題で「連帯責任」を問うことはないという（毎日新聞社編 2008：247）。このような運用面における観点の変化が、1960～70年代と比較して、不祥事件数に対する「対外試合禁止」処分の割合が大きく減少していることに寄与しているといえる。

3-2 具体的事例の検討

次に、処分内容の変化について、各年代の事例をもとに、「連帯責任」を伴う処分が緩和される傾向を探りながら見ていくこととする。まず学生野球憲章が成立した1950年代には、今ではほぼ見られることはない審判の判定をめぐるの応援団がおこしたトラブルによって、野球部が処分を受けるケースが多発している。1950(昭和25)年夏、富山県営球場で行われた北陸予選1回戦、高岡東部(現・新湊)対武生の試合では、審判の判定に不満を持った高岡東部の応援団が審判を殴り、ファン5人が暴力行為の疑いで逮捕された。この事件では、一部の選手もバットをもって加わり同校野球部には「除名」という最も厳しい処分が下されている(佐伯 1980：172)。また、1954(昭和29)年8月、岡山市で行われていた中国予選、関西対米子東の試合中に、関西高校の応援団が審判の判定を巡り試合を

混乱させたため、同校野球部には1年間の対外試合禁止という処分が下された。さらに岡山県下すべての加盟校に対しても、同年10月16日から12月まで県内の試合を中止するという、事件と無関係な高校にも処分の範囲が広げられるという裁定が下された¹⁴⁾。

1960年代に入ると、試合でのトラブルはしだいに減少するが、プロ・アマの規定への違反が目立つこととなる。このことは、戦後プロ野球の経営が軌道に乗りだし、優秀な選手に対するスカウト活動が活発化したことを示している。1961(昭和36)年の高田(大分)¹⁵⁾、1964(昭和39)年の北川工(広島)¹⁶⁾では、3年生の現役選手がプロと契約したことが規約違反となり、後輩である次学年のチームが1年間の「出場禁止」処分を受けている。

1970年代では、部員の暴力行為や無免許運転が増加傾向にある一方で、指導者の暴力や飲酒運転などの憲章違反によって野球部が処分されるケースも増加傾向にあった。1971(昭和46)年の平安(現・龍谷大平安)¹⁷⁾、1976(昭和51)年の根室では、野球部長の飲酒運転によって野球部に「出場禁止」の処分が科されている¹⁸⁾。1965(昭和40)年に改正された学生野球憲章では当該の指導者のみに処分を科することが可能であったが、実際の処分の運用では「連帯責任」によって選手が大会や練習試合に参加する機会が失われていた。

1980(昭和55)年夏、横浜・保土ヶ谷球場で行われた神奈川県大会3回戦東海大相模対三浦の試合中、東海大相模の監督(25)が制球難からピンチを招いた投手に対して往復ビンタをし、この模様が中継中のテレビ画面に映し出されたことで批判の聲が高まった。同校は大会出場を辞退し、その後、野球部には半年間の「出場禁止」処分が下された¹⁹⁾。牧野が会長に就任(1981年)する以前の1970年代まで、規約と同様に運用面においても、こうした厳しい処分が下されたことには、前節で述べた佐伯の思想が大きく影響しているといえよう。

これに対し、ここで西岡のいう近年の処分傾向についても、事例をもって示すこととする。2012(平成24)年夏、甲子園大会に出場していた作新学院では、大会でベンチ入りしていない2年生が、大会中の8月10日に宇都宮市内で通行中の少女(16)に抱きつき、膝などに軽傷を負わせ、現金数千円を奪ったなどの疑いで逮捕された。その際、大会本部は「学校外における個人の事件であり、チームとしての責任が問われるものではないと考えている」²⁰⁾と説明し、翌月の高野連の処分は部に対する厳重注意に留められ、対外試合禁止といった連帯責任は下されていない。また、第2章で体罰の事例としてとりあげた、2014(平成26)年秋季四国地区高校野球大会準決勝の試合中、今治西(愛媛)の野球部監督(43)がベンチ裏の選手控室で、選手(2年)の顔を平手で3回ほどたたいた件では、監督は謹慎となったが、野

球部は翌年の選抜大会に出場している²¹⁾。いずれの場合も1970年代までの運用とは異なり、個人の問題として連帯責任は科されていない。これらの事例は、学生野球憲章の規約に対して、不祥事に複数の部員が関わっていない場合には、その運用において処分が緩和される傾向にあることを示している。

さらに、不祥事を起こした部員が複数であるにも拘わらず、運用面ではさらなる緩和が見られた例もある。2008(平成20)年6月、龍谷大平安高校で起こった暴力事件への高野連の応急処置では、学生野球憲章の規約にはない判断が下されている。同校では2年生部員5人が1年生部員11人に対して、同年4月から6月にかけて生活態度を注意する際にバットで尻をたたくなどして、そのうち1人に怪我を負わせた²²⁾。過去の例に照らし合わせれば、関与した部員の人数や回数などからみて、連帯責任を伴う出場禁止処分が科される内容である。しかし、日本高野連は3年生が関与していないことから、夏の大会には3年生だけで参加することを認めた。日本高野連が不祥事における対応を、学年によって分けた例はこれが初めてであった。このことに対して、西岡審議委員長(当時)は「これまでも「最後の夏」を奪っていいのか、という議論は常にあった。」と語り、憎しみだけが残るような措置では、3年生の思いが逆の方向に働きかねないという教育的な配慮が、大きな方向転換につながったとされている²³⁾。以後、3年生のための学年別の対応は夏の大会のみに適用されることとなった。このような事例からは、佐伯の時代の原則論に基づく一貫した処分内容とは異なり、処分の根拠に対して状況適応的な判断が下される傾向にあるといえよう。

このように、「連帯責任」を伴う処分は、現在、その運用面において新たな救済措置を設けるなど緩和傾向にある。しかし、制度自体を撤廃するには至っていないため、処分制度は温存された状態であると捉えられる。

4 連帯責任を伴う処分制度維持への背景と要因

このように「連帯責任」を含んだ処分制度は、その規約や運用面において変化しながら、今もなお競技団体である日本高野連によって維持されている。そして、こうした処分制度は、近世日本の村落共同体における五人組制度²⁴⁾などにも似た前近代的な印象を受けが、先に述べた通り、この制度は戦後の民主主義のもとで、民主的に成立した競技団体が、独自に制定した自主規制であるということが理解できよう。では、何故このような厳しい処分制度が、公的な教育機関である学校の生徒指導から独立して維持されているのであろうか。ここではその要因について大きく3つに分類をし、理論的な視点から考察を加

えることとする。

まず1つ目は、高校野球が「教育」の一環²⁵⁾であるという競技団体側による観点である。この場合の「教育」とは、高校における教科や課外活動としての「教育」ではなく、高校野球自体が高校から独立した「教育」であるということを示している。そこには、戦前に学生野球が文部省によって統制されたことへの反省から、日本高野連は文部省から独立した教育的機関であるという、統制に対する対抗的な観点が含まれている。このことが高校で行われている課外活動でありながら、高校野球だけが生徒指導上の処分とは別に、競技団体が独自に処分を科すという、教育的な自治が展開されている要因として捉えることができる。この件に関して、前節で示した通り高野連の設立に最も関与し、厳しい処分を奨励した佐伯もまた、「連帯責任」を伴う処分制度を教育罰であると述べている（日本高等学校野球連盟編 1976：5）。このように、加盟校の不祥事の処分を学校だけの管理に委ねず、競技団体で行うという制度が確立されていることには、先にも述べた通り、戦前の文部省による統制への反省から、日本高野連があくまでも学校制度とは異なる教育機関であり、規約や処分運用においては一切の交わりを持たないという姿勢が大いに含まれていると捉えられよう。また、実際に高校においても、在學生を個別に管理することを前提としながらも、日本高野連の処分制度を認知し、野球部員に関しては、競技団体が野球部を一つの単位として直接的に管理するという体制が許容されているのである。そして、野球部員の非行があれば学校側は校内の処分だけではなく、日本高野連からの処分を気になければいけない。

2つ目は行政への対抗である。戦後、日本高野連が文部省の下部組織である全国高体連の傘下へ編入されることを拒み、行政的統制から独立する方針を貫き通したことも、その要因のひとつとして捉えることができる（佐伯 1980：159-65）。全国高体連との問題について、佐伯は自著の中で次のように述べている。

高等学校体育連盟ができたのは、学制改革のあった二三年六月、ほとんどのスポーツがこの高体連の組織下に入ったことから、野球連盟をもその傘下に入れようとして、何かと申し入れて来た。文部相も「高野連は高体連に吸収されることが望ましい」と話しかけて来たが、私は取り合わないでいた。（佐伯 1980：160）

こうした文部省や全国高体連の動きは、文部省側から統制令を廃止し、野球関係者を中

心として民主的に中等野球連盟を設立することを奨励した趣旨に背く行為であることはいうまでもない。また、同時に、日本高野連と行政との間に確執を生む要因になったことが、佐伯の言葉からもうかがうことができよう。そして、こうした行政との関係は、日本高野連が、現在でも全国高体連とは交流を持たず、文部科学省に対しても自立的な分権団体として存続していることの要因であると捉えることができる。

そして、3つ目は、高校野球がメディアとの関わりの中で、商業主義的な要因を如何に抑制していくかという課題である。高校野球は戦前の中等野球の時代から、民間のメディアが中心となって発展してきた。そして、学校教育における課外活動でありながら、スペクテイタースポーツとして多大な価値を生み出してきたといえる。現在でも、高校野球は、甲子園球場で開催される春夏の全国大会を頂点として、観客動員数やメディアでの放映時間数では他の高校スポーツを圧倒している²⁶⁾。このことから、高校野球が他競技では見られない過剰な期待や注目を浴びる立場であることが理解できる。これらの点から、日本高野連は加盟校に対して、学生野球が興行化することがないように、「新聞・通信・テレビ・ラジオ・出版などに関する原則」という規約を設けている。その内容は、部員（マネージャーも含む）、監督、部長、コーチが、対価を得ての出演や取材協力を規制し、対価を得ない場合でもニュース報道を除き学生野球で得た名声を利用することや、学生野球に関与している事実を示して出演や取材協力をするを制約するものである。また、取材協力について加盟校個々の可否判断を禁じて高野連の事前承認を必要としている（日本学生野球協会編 2011：58-9）。

このように、上述した3つの要因への対処として、日本高野連は処分制度を障壁として高校野球の世界を守っているといえよう。そして、このことから日本高野連は、国家の管轄下にある高等学校や、高体連への吸収を望んだ国家機関である文部科学省と、高校野球に関わる個人²⁷⁾を媒介する中間集団であるという点が見えてくる。中間集団とは、国家と個人を媒介する集団であり、個人の生活欲求を充足する機能と、全体社会の秩序を維持する機能をもつような地域の民間団体や企業、宗教団体などをさす（見田他編 1988：606）。デュルケームは「国家－中間集団－個人」という問題を立て、国家の圧力から個人の自由を守るためには、中間集団が必要であると述べている（Durkheim 1950=1974：99）。しかし、その一方で、中間集団の自立性が高まり、国家や他の諸集団との間で社会的な力が相互に拮抗し合わない状態になると、中間集団の統制力は高まるが、しだいにその成員を圧迫し、彼らの自由を妨げていく可能性があることも指摘している（Durkheim

1950=1974 : 97)。

これらの観点から見ると、日本高野連は、戦前の国家統制から中等野球を守るかたちで設立された中間集団であるといえよう。そして、中間集団であるがゆえ、国家や他の中間集団である民間のメディアに対して自らの統制力を誇示する必要があるのではないか。すなわち外部の統制から自らの団体を守るために、外部にはない厳しい処分を設けることでより強力な統制を及ぼす必要があったのである。つまり、「連帯責任」を伴う処分制度は、外部に対する防衛の役目を担っており、かつ日本高野連の統制力を強化し自立性を高める仕掛けとして機能していると考えられる。しかし、その一方で、「連帯責任」は不祥事に関係していない部員にとっては自由の妨げであるともいえる。また、日本高野連が処分の規約や運用を強化して統制力を高めた時代（1946～80）は、我が国の高度経済成長から安定成長の時代でもあった。産業社会においては生産主体の社会であり、個人の連帯意識も現在よりは高く、地域社会での自治組織や職場の労働組合²⁸⁾といった各中間集団が相互に拮抗し合い、個々の問題への防波堤として機能していた時代である。しかし、1980年代以降、それまでの生産中心の社会は、産業構造のソフト化・サービス化が中心の社会へと変化していく。そして、第I部でも示したようにその内部では合理的な個人主義が台頭することで、集団における集約的意識がしだいに希薄化する傾向を辿る。その結果、個人が尊重され、自己実現のために必要か不要か、納得できるかできないかによって、あらゆる物事が選別される時代へと変化したといえよう。こうした社会的背景の変化のなかで、日本高野連が厳しい処分制度によって統制力を高めることは容易ではない。近年の処分運用における緩和は、こうした社会構造の変化への対応として捉えられよう。

おわりに

本章では、高校野球において「連帯責任」を伴う処分がなぜ維持されているのかについて明らかにすることを目的とした。まず日本高野連の設立と処分制度の始まりを明らかにし、つづいて処分規約の内容とその運用について、歴史的変遷を通して分析を加えた。そして、最後に中間集団論の観点から日本高野連が処分を維持する理由について検討した。その結果、競技団体である日本高野連は、戦後の設立期から現在に至るまで、行政から独立した自立性の高い組織であり、行政機関と個人（野球部関係者）を媒介する中間集団であると捉えることができる。そして、その中で「連帯責任」を伴う処分は、集団の成員に対する統制力を高め、日本高野連が中間集団としての自立性をより強化するための仕掛け

として大いに機能してきたといえる。またそこには、戦前、中等野球が国家に統制された歴史への反省が含まれていたのである。

註

- 1) 広辞苑によると、「連帯」とは「二人以上が連合してことに当たり同等の責任を帯びること」とされている。また、「連帯責任」とは「連帯で負担する責任」と示されている。本論では、野球部の不祥事に関わっていない他の部員も同等の責任を担うことになる「対外試合禁止」処分を連帯責任と分類している。
- 2) 1893 年神戸市生まれ、市岡中から早稲田大学に進学し野球部の三塁手として活躍した。1920 年の「第 6 回全国中等学校優勝大会」から大会委員、審判委員を務め、1925 年「第 2 回全国選抜中等学校野球大会」の選考委員となる。1946 年、中等野球連盟結成と同時に副会長に就任。1967 から 80 年まで日本高等学校野球連盟会長を務めた。
- 3) 「中等学校野球連盟創立」『朝日新聞』1946 年 2 月 26 日朝刊, 3 面
- 4) 学生野球指導委員会の委員長には法学者で早稲田大学野球部部長外岡茂十郎が就任し、佐伯達夫も常任理事として加わり「基準要綱」作成に加わっている(中村 2007 : 28)。
- 5) 日本学生野球協会「日本学生野球憲章」第 31 条 2010 年 2 月 24 日
- 6) 前掲 第 29 条 2010 年 2 月 24 日
- 7) 前掲 第 30 条 2010 年 2 月 24 日
- 8) 校務分掌において野球部部長・監督・顧問以外の教員を指す。
- 9) 学生野球憲章第 29 条 3 項においては、「加盟校の設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分することができる」と記している。
- 10) 報知新聞社、2016、「日本高野連・八田英二会長インタビュー」『報知高校野球 3』、148 頁
- 11) 「高校野球指導 雪解け」『毎日新聞』2013 年 1 月 18 日朝刊, 19 面
- 12) 日本高野連による部員数統計では、最初に行った 1982 年の 117,246 人から、2014 年には 170,312 人と過去最大人数に至るまで、部員数はほぼ毎年増加する傾向がみられた。「部員統計」, 日本高等学校野球連盟,
http://www.jhbf.or.jp/data/statistical/index_koushiki.html.
- 13) 1910 年鹿児島市生まれ、慶応大学時代は野球部主将として活躍。1960 年から日本高等

学校野球連盟の理事、副会長、会長代理を歴任し、1981 から 2002 年まで第四代会長を務めた。

- 14) 「岡山県年内は試合禁止 高校野球、関西高校応援団乱闘事件で処分」『朝日新聞』朝刊 6 面、1954 年 10 月 16 日
- 15) 「高田高（大分）に出場停止 門岡のプロ入り高野連から警告」『朝日新聞』1961 年 8 月 24 日朝刊, 9 面
「大分県高田高の出場停止 門岡投手問題で処置」『朝日新聞』1961 年 11 月 15 日朝刊, 7 面
- 16) 「北川工の対外試合禁止 学生野球協会決定」『朝日新聞』1964 年 10 月 1 日朝刊, 13 面
- 17) 「甲子園大会出場辞退 平安高校、対外試合も自粛」『朝日新聞』1971 年 6 月 5 日夕刊, 8 面
- 18) 「高校野球で対外試合禁止処分」『朝日新聞』1976 年 5 月 7 日朝刊, 17 面
- 19) 「東海大相模が辞退 監督のビンタ、TV に映る」『朝日新聞』1980 年 7 月 24 日朝刊, 22 面。「東海大相模など対外試合禁止処分 日本学生野球協会」『朝日新聞』1980 年 10 月 31 日朝刊, 17 面. この時代から新聞紙面では「対外試合禁止」という表現が使われているが、当時の正式な処分名は「出場禁止」である。
- 20) 「作新の野球部員強盗容疑で逮捕」『朝日新聞』2012 年 8 月 18 日夕刊, 10 面
- 21) 「愛媛・今治西監督、選手を平手打ち 日本高野連に報告へ」『朝日新聞』2014 年 11 月 6 日朝刊, 23 面
- 22) 「龍谷大平安野球部 2 年生暴力 夏の大会 3 年生のみ 高野連決定」『朝日新聞』2013 年 6 月 26 日朝刊, 34 面
- 23) 「高野連『最後の夏』思い尊重 不祥事処分基準転換 龍谷大平安野球部問題」『朝日新聞』2008 年 6 月 26 日朝刊, 21 面
- 24) 歴史学者の煎元は、近世の農村における五人組の役割について、土地売買に関する連帯保証や年貢納入上の共同責任であり何れも領主側の強制が大きく関わっていると指摘している（煎元：2009、119-26）。特に後者は 2 人が年貢を納められない場合には、残りの 4 名でその分を納めなければならず、義務の履行を高めるものであり、集団としての責任を確立する。また、煙草禁制（1615）においては、五人組が死刑で連座するという徹底がはかられている（煎元 2009：36）。

- 25) 学生野球憲章の冒頭には「国民が等しく教育をうける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき教育の一環として位置づけられる。」と記されている。
- 26) 序論脚注 6 において示した通り、高校野球、高校サッカー、高校ラグビーの全国大会での観客動員数を比較した結果、高校野球が圧倒多数であった。
- 27) この場合の個人は野球部員、野球部部長、監督、顧問のことを指す。
- 28) 厚生労働省「労働組合基礎調査」による労働組合の推定組織率（各年 6 月末組合員数を総務省統計「労働力調査」の各年の雇用者数で除し，100 を乗じて算出）は以下の通りである（矢野恒太記念会編 2020：84）。

表 4-2. 労働組合の推定組織率

| 年 度 | 1970 | 1980 | 1990 | 2000 | 2010 | 2019 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 推定組織率 (%) | 35.4 | 30.8 | 25.2 | 21.5 | 18.5 | 16.7 |

厚生労働省「労働組合基礎調査」（2019）による。

第5章 高校野球にみるプロ・アマ問題

はじめに

2013(平成 25)年1月17日、東京都内で開かれた「学生野球資格に関する協議会」において、それまで元プロ野球関係者¹⁾が高校野球の指導者になる時に課せられていた教員資格が撤廃された。学生野球側からの提案で、今後は、元プロ野球関係者が、プロ側、アマチュア側の双方で開催される研修会、「学生野球資格回復制度」(以下、資格回復制度という)を受講すれば、高校野球を指導することが可能となった。これまでの高校野球とプロ野球の冷めた関係に対してメディアのいう、所謂「高校野球指導の雪解け」である。ところで、他の高校課外活動では当該種目のプロ経験者が監督やコーチを務めることへの規制はない。高校野球の世界のみが長期間に渡り規制してきたのである。

そこで本章では、高校野球を統轄している日本高野連と、プロ野球を統轄する日本野球機構(以下NPBという)の2つの組織について、第4章で援用した中間集団の理論を通して比較をする。そして、それぞれの組織の成立期から現在に至るまでの歴史的背景を辿りながら、日本スポーツ界においてたいへん人気の高い野球に限って、何故こうしたプロからアマへの指導制限が設けられたのかについて、その要因を分析する。さらに、「高校野球指導の雪解け」後の指導現場での事例に触れながら、資格回復制度の実施が与える高校野球への影響について検討を加える。

1. プロ・アマの組織形態の違い

1-1 中間集団としての日本高野連

長年にわたりプロ野球界との関係を阻み続けてきたのは日本高野連の側である。また、高校野球はアマチュア野球界の中で、プロとの交流における規制が最も多い団体である。

デュルケームは著作『社会学講義』において、中間集団について2つの理論を述べている。そこでは、まずはじめに、中間集団と個人の関係について、個人は「二次的集団によって拘束されたり、独占されたりしてはならず、またこの集団がその成員を手中に収めたり、かれらを思うがままに形成・陶冶することがあってはならないのである」(Durkheim 1950=1974: 98)と中間集団の存続の問題性について述べている。そして、そうした中間集団の中の個人は、国家による普遍的な権力によって解放される点を主張している(Durkheim 1950=1974: 98)。

しかし、その一方で、デュルケームは、中間集団が不在になった場合には、国家の「干渉の方が専制的になってしまわないだろうか」という声も起ろう。それに拮抗すべき力がまったくなければ、おそらくその通りである」(Durkheim 1950=1974:98)と、国家権力によって個人の自由が拘束された場合には、中間集団による「国家—個人」の関係への媒介が必要であるという中間集団の不在の問題性を主張している。

筆者は、前章において後者の理論を援用し、日本高野連は、戦前の国家統制に対抗して設立された中間集団である点を示した。また、組織の規約にある「連帯責任」を伴う処分制度は、日本高野連の自立性を高める役目を担っているという指摘をした。本章では、日本高野連と NPB によるプロ・アマ問題に対して、中間集団としての日本高野連の自立性の高まりが、その成員をより拘束していく例として、中間集団の存続の問題性として捉えることとする。そして、今回のプロ・アマ関係の緩和はそうした問題へのひとつの対応として位置づける。そこで、まずはじめに、日本高野連の運営形態をもとに、集団の自立性が高められている構造について具体的に示していく。

近代以前の社会では、個人は村落共同体など強力な中間集団に埋没することによって、人間としての生活と権利を認められていた(井上・作田 1968:154)。しかし、それら中間集団を超越する近代国家の出現により、個人は中間集団による拘束から解放されることとなる。しかし、デュルケームが述べるように、やがて国家による専制の進行とともに、新たに形成された中間集団の出現によって個人は2つの統制機構に所属することになる。前章でも述べた通り、この2つの統制機構において、双方の社会的力が拮抗しあい制約しあうならば、個人の自由は増大するという(Durkheim 1950=1974:99)。しかし、それとは逆に、中間集団の力が、国家や他の中間集団を上回った場合には、その成員である個人の自由は制限され抑圧されやすい(Durkheim 1950=1974:97)。そして、この理論を再び日本高野連と NPB におけるプロ・アマの関係に置き換えて援用したならば、日本高野連は、元プロ野球関係者の課外活動への指導を、高等学校の権限を越える形で独自が行う資格審査によって許可するなど、たいへん自立性の高い中間集団であるといえる。

さらに、こうした自立性を高める要因として、運営形態の面から他の集団との比較をしたならば、その特徴は、徹底した無報酬主義にあるという点があげられる。この無報酬主義は商業性の排除とともにアマチュアリズムを堅持する支えとなっている。大会の運営には高野連理事を中心にそのほとんどがボランティアで参加をしている。日本高野連が、こうしたボランティアに支えられている組織であることで、アマチュアリズムと教育的意義といっ

た理念が維持され、それに共感する人たちによって組織は自立していくのである(中島 2016: 43)。

実際、甲子園大会の運営に直接関わる高野連理事は無給であり、大会期間中に選手たちを陰でサポートするスタッフは高野連 OB が務めていて、こちらもボランティアである。さらに、審判委員にも報酬は支払われていない。また、15 日間にわたる大会は、人気のコンテンツであるにも関わらず、日本高野連には全試合放送する NHK や大阪朝日放送などからの放映権料は受けていない。このように日本高野連とは、同一の目標を持った諸個人が連帯し、その中で無報酬と非商業性を貫き他の集団との利害関係を阻むことで、中間集団としての自立性が高められているのである。

こうした日本高野連の運営形態に対して、NPB は企業体のように経済的利益を充足するという共通の目標と、それに関わる利害関係によって結びつくタイプであり、個々の成員の欲求は、集団への貢献が報酬に繋がるというサイクルのなかでほぼ充足される。そのため、日本高野連と比べて中間集団として他の集団と個人を媒介する必要性が少なく、社会的な力を高める必要もない(作田・日高 1968: 161)。そして、日本高野連が無報酬主義やアマチュアリズムのイメージを貫く上でも、このように組織的機能の違う NPB とは距離を置き、拮抗した関係を保つことを拒否していたことが、長年に渡り双方が対立関係にあったことへのひとつの要因であると捉えられる。

1-2 組織としての日本野球機構 (NPB)

次に、日本のプロ野球を統轄している組織とは、どのような点において利害関係を含んだ組織であるのかについて考察を加える。

現在の日本プロ野球を統轄する組織は NPB である。この NPB の前身である日本職業野球連盟(以下、職業野球連盟という)が設立されたのは、日本高野連のそれよりも早い 1936(昭和 11)年 2 月である(ベースボール・マガジン社編 1999: 54)。それ以前にも、すでに 1921(大正 10)年には、日本初のプロ野球チーム日本野球協会や、奇術の松旭齋天勝が興行宣伝のために結成したとされる天勝野球団の 2 チームが存在していた。しかし、いずれも短期間で解散しており、それらを統轄する組織は存在しなかった。

大正期に結成された 2 チームのうち、日本野球協会は、米国野球界をモデルにプロチームの結成を奨励していた安部磯雄²⁾の指導に影響を受けた、早大野球部出身者が中心となり結成されたチームである(菊 1993: 125)。しかし、当時の日本野球界では学生野球が中心であ

り、プロとしての経済的イデオロギーよりむしろ、武士道的修養・鍛錬が強調され、金銭拒否の名誉感とも相まって、チームの経営基盤となる経済面は、入場料収入のみで企業からの支援や後援を受けずに運営していた。

また、天勝クラブは、計画的な練習をせずに試合のみをこなすという奇術の松旭齊天勝一座の広告・宣伝のみを担うという商業的側面が強く、日本野球協会とは正反対の性格をもつ球団であった(大平 1992 : 231)。そして、両チームとも 1923(大正 12)年 9 月 1 日の関東大震災によって再興の目途が立たず消滅している(大平 1992 : 230)。このように大正期に成立した我が国初のプロ野球球団は、その球団経営において積極的に外部資本の介入を許容せず不安定であり、チーム数もこの 2 チームのみであったことから、統括団体の設立までには至らなかったのである。

現在のプロ野球の母体は、1931(昭和 6)年、1934(昭和 9)年に読売新聞社がアメリカ大リーグのオールスターチームを日本に招聘し、日米野球大会を開催したことがその始まりである。特に、第 2 回目となった 1934(昭和 9)年の大会では、先にも述べた野球統制令によって大学野球選手を出場させることが不可能となり、全日本軍の編成には、六大学出身者を中心にチームが編成されていた。そして、この全日本軍が、大会後にプロ野球チーム大日本東京野球クラブ(その後東京巨人軍に改名)として再編成されることとなるのである。

体育学者の菊幸一は、日本プロ野球の成立期を中心とした歴史社会学研究の中で、プロ野球の成立と経済制度の関連について新聞社の成長をあげている(菊 1993 : 190)。日米野球を招聘した読売新聞社は、当時の社長正力松太郎³⁾の社長就任時 1924(大正 13)年には発行部数 53,796 部であったものが、その 10 年後、第 2 回日米野球大会が開催された 1934(昭和 9)年には 568,971 部と 10 倍以上増刷されている(正力 1999 : 120-1)。菊はこうした新聞社の成長について、戦前の国内産業構造の変化に伴う労働力の 1 次から 2 次、3 次産業への移行や都市部への人口流入、実質賃金の向上をもって明らかにしている(菊 1993 : 190-4)。そして、このような社会経済的変化の上に、正力が次々に企画を打ち出し、自社の宣伝を図りながら発行部数を伸ばしていくといった企業性格が加わったことが、発行部数の伸びに関わったことはいうまでもない。実際に正力は日米野球大会について、全米軍の招聘は日米親善と、読売新聞宣伝の以外何の目的もないと語っている(東田 1989 : 61)。さらに、同氏は大会の成功を機に国内 7 チームでの職業野球リーグを結成する構想を練り、全国各地へ精力的に働きかけた。その結果、表 5-1 に示す通り 7 つの球団が誕生し、統括団体としての職業野球連盟が設立されたのである(ベースボール・マガジン社編 1999 : 52-3)。

表5-1. 日本職業野球連盟創立総会参加球団

| 創立期 | 球団名 | 支援企業 |
|-------------|----------|--------|
| 1934年12月26日 | 東京巨人軍 | 読売新聞社 |
| 1935年12月10日 | 大阪タイガース | 阪神電鉄 |
| 1935年1月15日 | 名古屋軍 | 新愛知新聞社 |
| 1935年1月17日 | 東京セネスタース | 西武電鉄 |
| 1935年1月23日 | 阪急軍 | 阪急電車 |
| 1935年2月15日 | 大東京軍 | 国民新聞 |
| 1935年2月28日 | 名古屋金武鯨軍 | 名古屋新聞社 |

出所：菊『「近代プロ・スポーツ」の歴史社会学』、189頁

発足当時のプロ野球を支えた企業は、読売新聞社をはじめとした新聞社4社に加え鉄道会社3社が参入している。鉄道会社においても、社会経済的变化の中で、既に宅地開発などの多角的経営に乗り出していた。プロ球団の設立は、沿線の利用者拡大から利益の増収を図る手段であったと考えられるのである(菊 1993 : 213-20)。

このように、プロ球団は新聞社の購読部数や鉄道会社の利用客の増加を目的に設立されており、職業野球連盟は、営利を目的とした企業体を統轄した中間集団であるといえる。

1-3 日本におけるアマチュア野球組織の分類

次に、日本における高校生以上のアマチュア野球を組織する団体についてみていくこととする。また、ここではプロ野球との関係に対して規約を設けている高校生以上の硬式野球を統轄する団体を取り上げる。

まずアマチュアの硬式野球を統轄する団体は、学生野球と社会人野球に分類される。学生野球においては、管理組織として学生野球協会が設置されており、日本高野連と全日本大学野球連盟(以下、大学野球連盟という)がその傘下にある組織構造となっている。そして、この学生野球協会が規定する規約が学生野球憲章であり、その第4章「学生野球資格と他の野球団体などとの関係」の中で、プロ野球との関係への規約が設けられている

さらに、指導現場での元プロ野球関係者との交流においては、憲章以外に高校野球と大学野球それぞれの規約があり、双方では若干の違いがみられる。例えば、高校野球の場合、元プロ関係者による指導が、1984(昭和 59)年より教員免許の取得などを条件に徐々に緩和される傾向にあった。しかし、大学においては、それより先の1973(昭和 48)年から、元プロ野球関係者の指導が認められている。また、大学野球の場合、人格、識見、技術的に優れて、

学生野球協会が認めた者ならば指導が許される⁴⁾という、日本高野連のそれと比べると、たいへん簡易とも捉えられる内容であった。そして、現在でも当該大学の専任教員であり、学長の申請によって学生野球協会が適性に見なせば、元プロ野球関係者の指導が可能となっている⁵⁾。

一方、実業団や社会人のクラブチームを統轄しているのは日本野球連盟である。同連盟では1949(昭和24)年の設立以来、元プロ野球関係者からの指導に対して規約に特例を設けて許可をするなど学生野球協会と比べるとたいへん寛容であった。1961(昭和36)年のいわゆる柳川事件⁶⁾を境に8年の関係断絶があったものの、2003(平成15)年以降は、元プロ野球関係者の社会人野球への指導を規制した記述が原則廃止されている。また、行政との関係においては、1987(昭和62)年に日本にある多くのスポーツ組織を統轄する日本体育協会(現日本スポーツ協会)に加盟をし、1990(平成2)年には文部省(現文部科学省)より財団法人の認可を受けている(2016年には公益財団法人に移行)。

このように日本野球連盟によるプロ野球や行政機関との関係は、学生野球協会のそれらへの関わり方とは大きな違いがみられる。そして、このことが現在の日本においてアマチュア野球を統轄する団体が存在しないことへの大きな要因のひとつでもある。

図5-1は、以上の経緯を分かりやすく図式化したものである。元プロ野球関係者による指導の規制は、先述したように、社会人においては1961(昭和36)年からの8年間のみ(断絶①)であるのに対して、学生野球では特に高校野球において、1962(昭和37)年から1984(昭和59)年までと(断絶②)、その期間が大きく異なっている。そして、図の最上部にある全日本野球協会は、日本オリンピック委員会と(JOC)と国際野球連盟(IBAF)に加盟している。さらに、同協会は、NPBと合同で全日本野球競技会を設立し、国内での野球の普及や振興などの面で協力的な関係にある。このことから全日本野球協会は、一見、日本のアマチュア野球を統轄している団体にも見える。しかし、実際には国際大会に出場する際に、形式上日本を代表する団体が必要であることから設立されている組織であり、あくまでもアマチュア野球の代表団体であり統括団体ではない。さらにそこには、日本高野連と同様に自立性の高い学生野球協会が、NPBとともにその傘下に入ることを嫌う歴史的な理由が含まれている。次節ではその理由についてみていくこととする。

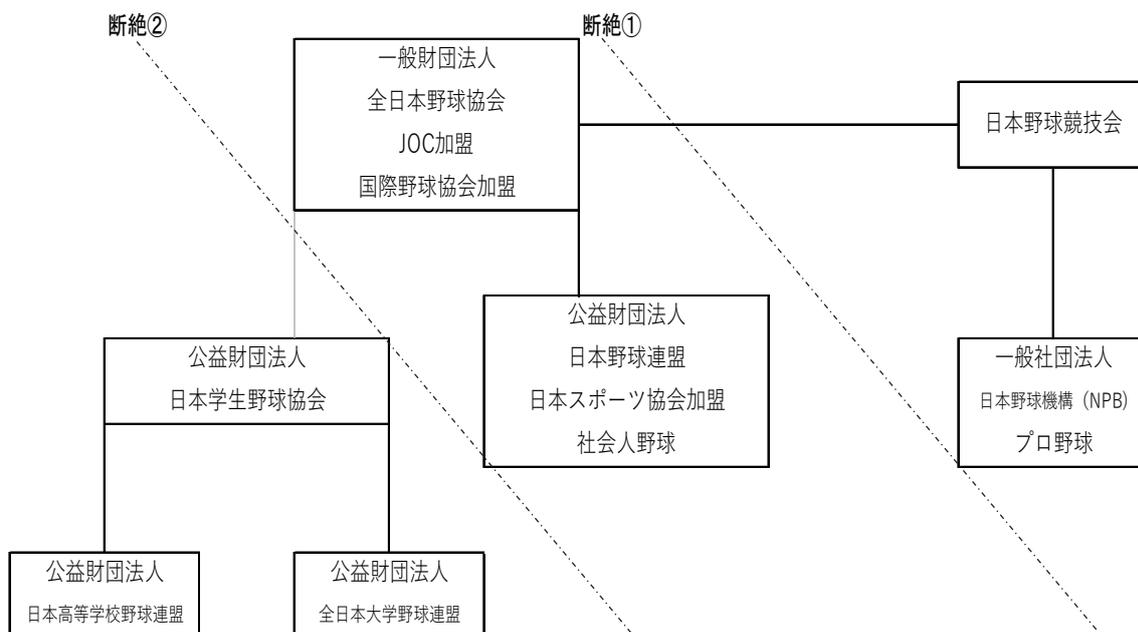


図5-1. 日本の硬式野球統括団体の組織図

2. 高校野球におけるプロ・アマ断絶の歴史

2-1 日本高野連の制定するプロ・アマ規約

次に、学生野球憲章に基づいた、日本高野連のプロ・アマに関連する規約について見ていくこととする。

戦前、統制令には、中等野球が職業野球（当時はクラブチームという）と試合をすることを規制しているが、元プロ野球関係者からの指導は規制の対象とはなっていない。勿論、統制令が出された時期は、それ以前に発足したプロ球団が解散し、東京巨人軍が設立されるまでの端境期であったことがその要因であるともいえよう。しかし、プロ野球が組織化した以降も、指導に関する制限は加えられていない。

表5-2は元プロ野球関係者の高校野球への指導について、その歩みを示したものである。元プロ野球関係者からの指導に制限が加えられたのは、戦後、学生野球の再興にあたり制定された、基準要項においてである。この基準要項は、前章でも述べた通り、学生野球の自治を取り戻そうと立ち上がった学生野球関係者と占領軍総司令部（GHQ）民間情報教育局のメンバーらで作成された規約であり、現在の学生野球憲章がそれにあたる。基準要綱では、「選手ハ職業野球選手又ハ職業野球選手タリシ者ト試合ヲ行フコト及ビコーチヲ受クルコトヲ得ズ」とされ、この内容は学生野球憲章においても引き継がれることとなった。また、当初この規約には「但し、職業選手タリシ者ニシテ本協会審査室ニ於テ適正ヲ認定サレタ者ハ此

ノ限りデナイ」とも記され、プロ退団後1年を経過していることを条件に、資格審査を受けることができ、審査を通過すれば、元プロ野球関係者の中等野球チームへの指導が可能になる特例が設けられていた(日本学生野球協会編 1984:128)。因みに、元東映フライヤーズの選手で、1970～80年代、池田高校(徳島)の監督として甲子園に出場した蔦文也(故人)はこの制度の下で、1952(昭和27)年より同校の監督に就任している。

しかし、昭和30年代に入り、プロ野球が国民的スポーツとして定着し、関心が高まるとともに、高校生の選手に対する事前勧誘行為の行き過ぎが目立つようになった(日本学生野球協会編 2011:42)。また、高校生の中にはプロ野球球団へ入団するため中途退学をする者が増えるなどの事態が生じてきた。そして、こうした事態を避けるためへの対応として、高校生のプロ入団についての新たな規制が決定されると同時に、1962(昭和37)年には、日本高野連からの要望によって、それまで特例で認められていた、元プロ野球球団の監督、コーチ、選手、スカウトらの高校野球の指導に対して、アマチュア復帰は認めないという方針が決定された(佐伯1980:204)。

さらに、1965(昭和40)年の、学生野球憲章の改正では、それまで高校生が指導を受けることができないものを「職業選手又は職業選手たりし者」だけに限定されていた内容が「監督、コーチ、審判員その他直接に職業野球の試合若しくは練習に関与している者又は関与したことがある者」にまで拡大された(日本学生野球協会編 1984:189)。

このように高校野球の指導者資格を巡るプロ・アマ関係は1969(昭和44)年まで、一時期完全に断絶することとなった。同年は、社会人野球において、先述した柳川事件から8年が経ち、プロ野球側からのプロ・アマの規約対する申し入れを受け、共存共栄に動き出した年度であるが、学生野球憲章においても、「直接に職業野球の試合又は練習に関与したことがある者であっても、日本学生野球協会の審査室においてその適性を認定された者については、この限りではない。」という規約が加えられた(日本学生野球協会編 2011:46)。その内容では、1958(昭和33)年12月末までにプロ野球球団を退団した者のうち、日本野球連盟や全日本軟式野球連盟のいずれかのアマチュア資格を取得した者で、申請した者には、プロ・アマの関係が断絶する以前までと同様に、学生野球協会による適正審査を通過すれば、高校への指導が可能となった(日本学生野球協会編 1984:214)。1992、93(平成4、5)年の選抜大会に、東山高校(京都)の監督として出場した長谷部栄一(故人)は、1951(昭和26)年に阪神タイガースを退団しており、この制度によってアマチュア資格を回復している。

さらに、1984(昭和59)年には、高校野球の特例措置で高等学校の教諭として10年以上在

籍した者に、高校野球の指導ができる学生野球資格を回復する教諭特例が施行された。即ち、この段階では 1958(昭和 33)年までのプロ野球関係者と教諭 10 年の経験者であれば元プロ野球関係者であっても高校野球を指導することが可能になったのである。また、高校教諭の経験年数はその後、1994(平成 6)年には 5 年に、1997(平成 9)年には 2 年へと短縮されている⁷⁾。

表5-2. 高校野球の指導に関するプロ・アマの歩み

| 年度 | 内容 |
|------|--|
| 1946 | 「学生野球基準要綱」制定 元プロからの指導を制限 但し、プロ退団後1年以上経過した者への特例を設ける |
| 1950 | 「日本学生野球憲章」制定 元プロからの指導制限については「学生野球基準要綱」 の内容を継承する |
| 1962 | それまでの特例を廃止し元プロ野球の監督、コーチ、 選手、スカウトから高校野球への指導を完全に規制 |
| 1965 | 「日本学生野球憲章」改正 元プロの範囲を審判員およびプロ野球の試合や練習に 関与した者にまで拡大する |
| 1969 | 1958(昭和33)年以前のプロ野球退団者の高校野球への 指導について特例を設ける |
| 1984 | 高校教諭で通算10年以上在籍の元プロ野球関係者に 高校野球の指導を認める教諭特例を施行 |
| 1994 | 教諭特例を通算10年から通算5年に改正 |
| 1997 | 教諭特例を通算5年から通算2年に改正 |
| 2010 | 「学生野球憲章」全面改正 元プロ野球関係者からの指導を禁止する内容が条文 から削除される。 |
| 2013 | 元プロ野球関係者の高校野球への指導が研修の受講 によって可能となる |

こうした緩和傾向は、2010(平成 22)年、学生野球憲章が全面改正された際にさらに加速することとなる。改正された学生野球憲章には、それまで記載されていた元プロ野球関係者からの指導を禁止する内容が条文から消え、「元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。」⁸⁾ という内容に改正されることとなった。そして、学生野球協会の承認に必要な研修制度がNPBと学生野球協会によって2013(平成 25)年より導入されている。以後、元プロ野球関係者は、この研修を受ければ教諭の経験年数に関係なく、学生野球協会の審査を経て高校生を指導することが可能となっている。

このように、これまでプロ野球との関係において慎重であった日本高野連が、元プロ野球関係者の指導者復帰への制限を緩和した要因について、高校野球の指導現場では、プロ経験者の技術指導を望む強い後押しがあった点や、高校野球指導者の約 1 割弱が非教員である

という現状もあり、元プロ野球関係者の受け入れのみに、教諭経験を必要とするなどの厳しい条件を付ける明確な理由が成立しない点などがあげられる⁹⁾。また一方、NPB が 2012(平成 14)年 11 月 10 日に若手選手約 200 人を対象に行った、引退後一番やってみたい仕事では、全体の 28.4%が高校野球の指導者で調査の中でトップを占めていた¹⁰⁾ ことなども加味されていると考えられる。

また、2010 年の学生野球憲章改正の際に、学生野球協会の解説では、「1974(昭和 49)年に IOC がオリンピック憲章からアマチュアという文字を削除し、その後のオリンピック開催の方針に大きな変化が生じた。正式種目に加えられた野球には、2000(平成 12)年のシドニーから 2008(平成 20)年の北京五輪までプロ野球選手で編成した日本代表が参加した。こうした経緯を踏まえ、新たなプロ・アマ関係の模索が始まったのである」(日本学生野球協会編 2011: 42)と述べられている。このような学生野球協会の意向には、プロ・アマの関係正常化が進展する時代の流れを受け入れるべきであるという判断が加わっているといえよう。

2-2 プロ・アマ断絶の歴史的背景

次にいわゆるプロ・アマ断絶の歴史的背景について簡単に見てみよう。プロ・アマ断絶とは、高校野球の指導現場における元プロ野球関係者からの指導への規制についてである。

先述したように戦前の統制令には、元職業野球関係者からの指導に関する規約は設けられていない。戦後、規約の中に元プロ関係者からの指導に規制が加えられたことには、2 人の学生野球関係者から影響を見逃せない。その 1 人目にあげられるのは飛田穂州である。

「学生野球の父」と呼ばれた飛田は、プロ野球の台頭に対し厳しい批判を浴びせていた人物である。第 1 章でも紹介した飛田は、早稲田大学野球部で初代監督を務め、飛田式猛訓練で早稲田の黄金時代を築いた人物である。その後、1926(大正 15)年に朝日新聞嘱託職員として奉職し、以来甲子園で開催される全国中等学校優勝野球大会の記事を執筆した。飛田は著書『学生野球とは何か』の中で、学生の試合は、平素鍛錬せるところの精神力と技術をいかに発揮するところにあり、観客を楽しませる娯楽機関ではないと述べ、職業野球との目的の違いを強調している(飛田 1974: 20)。

さらに飛田は、1936(昭和 11)年 3 月 15 日より東京朝日新聞に「興行野球と学生野球」と題した記事を 4 回にわたり連載している。主な内容は学生野球と職業野球の違いについて、職業野球はあくまでも興行野球であり、学生野球と比較すれば技術面、精神面において墮落した野球であると指摘している。

飛田のこうした職業野球への批判的な姿勢は、1921(大正 10)年、飛田が早稲田大学野球部のアメリカ遠征に帯同したときの経験が大きく影響している。当時、アメリカではプロ野球の台頭により大学野球は衰退の途にあった。飛田はその原因について、プロをやめた選手たちを大学野球のコーチに迎えたことで技を見ることがその中心となり、それまで大学野球にあった気合いで熱のこもったアマの魅力が消えたことにあると分析している(飛田 1976 : 178)。

戦後、飛田はこうした分析をもとに、日本でも高校野球の選手がプロのコーチを受ければ、プロ野球と同じように技術が中心となり従来からの純真さや真剣さが欠けるので、できるだけプロのコーチを受けないようにと述べている(佐伯 1980 : 218)。さらに、高校野球は、それを心理解したコーチのもとで育てて行くべきであり、プロとの間には一線を引くべきであると忠告している(佐伯 1980 : 218)。飛田は学生野球憲章の作成にも関わっており、こうした飛田の観点が、元プロ野球関係者の高校野球への指導を制限したことに大きく関係していると考えられる。

プロ・アマの断裂に影響を与えた2人目の人物は、第4章でも紹介した佐伯達夫である。佐伯は早稲田大学では硬式野球部に所属し、戦前は中等野球の審判委員や選抜大会の選考委員を務め、戦後は日本高野連の設立に尽力し、長年にわたり同連盟の副会長、会長を歴任した人物である。

佐伯がプロ野球との間に壁を設けた要因として、1955(昭和 30)年の日本選抜選手のハワイ派遣があげられる。この選抜チームは同年春夏の甲子園大会で活躍した17名の選手で編成されており、そのうち11名が、後にプロ入りしている。このことから、プロ野球各球団にとってたいへん魅力があるチームであったことはいうまでもない。しかし、その魅力に付け込んだプロのスカウト陣はスカウト合戦を繰り広げた。

各球団が選手団の宿舎の一室を借り切り、選手たち個々に御馳走をし、選手の見送りに来た保護者を、東京駅から球団の車で送迎するなど、入団を勧誘しているスカウトの姿が誰の目にも映るようになった。中には闇ドルを選手のポケットにねじ込むなどの目に余る行為もあったという(佐伯 1980 : 197-8)。

このような状況に対して、当時の日本高野連副会長であった佐伯は、ハワイ派遣に参加した選手の所属する学校長や父兄、関係者に警告状を送付した。所謂「佐伯通達」である。その内容には、「プロ球団の口車に乗せられ、軽挙盲動することは、厳に慎むべきではないかと思ひます」。「余りにも、物資欲にはしりすぎて、高校生の純真な気持ちを傷つけないよう

にお願いしたいと思います」といった高校生のプロ入団への懸念が述べられている(日本学生野球協会編 1984 : 148)。また、帰国した選手らに対しても、プロへ行って活躍できる可能性の低さなどを語り、大学へ進学することを奨励している(佐伯 1980 : 199)。

そして、翌年の1956(昭和31)年には、高校生のプロ入団の際、プロ野球の練習に参加した者や入団を約束した者、入団テストに参加する者などは高校野球選手の資格を失うといった6項目に及ぶ新たな規約が整備された(佐伯 1980 : 202-3)。また、学生野球協会においても日本高野連加盟各校に対して、プロの世界の厳しさを選手に伝えることを要請した通達文を出している。しかし、その後も高校生とプロ球団との間で、金銭の授受を含んだ問題が発生したことから、高校野球とプロ野球の関係は、高校野球側から壁が設けられることとなった。そして、その過程で元プロ野球関係者による高校野球の指導への復帰も厳しく規制されるようになったのである。

こうした飛田、佐伯の高校野球に対する理想像が、高校野球とプロ野球の関係正常化が遅れたことへのひとつの要因であると考えられる。

2-3 「学生野球資格回復制度」とは何か

次に、元プロ野球関係者が高校野球を指導する際に、新たに設けられた研修制度についてみていくこととする。

2013(平成25)年に始まった資格回復制度は、NPBと日本学生野球協会がそれぞれに研修会を実施している。元プロ野球関係者は、2つの団体が行う研修会をそれぞれ受講し、終了後に適性審査を申請して認められれば、都道府県高野連に指導者登録届を提出することで高校野球を指導することが可能となる。但し、自身の母校で指導する場合には、各都道府県高野連への届け出は不要となる。この過程は図5-2で示した要領である。

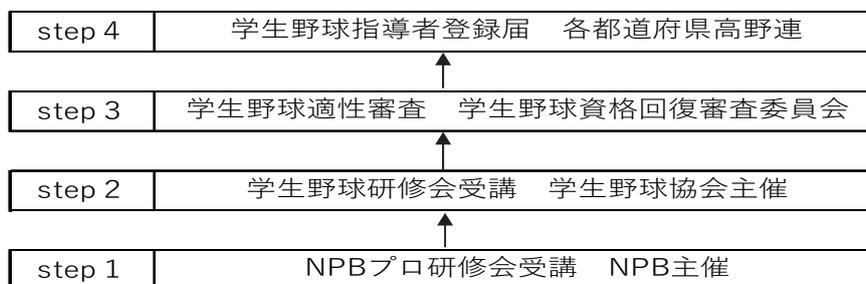


図5-2. 学生野球資格回復から学生指導までの道のり

ここで 2017(平成 29)年度の研修会の内容をその例として示してみよう。同年度は 12 月に東京と大阪の 2 会場において、NPB 主催の研修会(1 日)と学生野球協会主催の研修会(2 日間)が開催された。研修会の受講資格は、NPB 球団および日本独立リーグ野球機構¹¹⁾(以下、IPBL という)球団に所属した者で、研修日までに退団し次年度の契約がない者、また、研修の時点で NPB、IPBL に所属していても、2017(平成 29)年度においてプロ球団の退団が明らかなものとされている。そして、NPB 研修の講師には、NPB 法規室長の伊藤修久をはじめ、NPB 球団の役員、医師、元プロ選手で現役高校野球監督の 5 名を講師に招いている。一方、学生野球協会の側は、西岡宏堂日本高野連副会長をはじめとして、その他 7 名の講師のうち 6 名が日本高野連の理事であった。

表 5-3、表 5-4 は NPB、学生野球協会それぞれの研修内容を示したものである。表 5-3 に示した NPB 側の研修では、過去においてプロ側が選手獲得の際に行った行き過ぎた行為の事例をあげ、それをプロ・アマの関係が悪化した要因であると解説している。さらに、新人選手の獲得に対するルールについても説明されている。ここには、先に述べた、行き過ぎた勧誘などに対して、プロ側から姿勢を改めることで、学生野球との新たな関係を築いていこうという姿勢があらわれている。一方、表 5-4 に示した学生野球協会側の研修では、あくまでも高校野球は学校に帰属した活動であり、教育の一環として、統括団体の規約に従う必要があることを強調している。そして、両者の共通点として、両団体は体罰の禁止、選手のフィジカル面への理解を指導上の留意点としてあげている。このような研修システムに対して、当初、NPB 側の提案は、NPB が実施する研修会に学生野球側から講師を招いて開催し、その修了者のアマチュア資格復帰を求めていたが、学生野球側からの提案に従って、このような 2 段階の方式が取られるようになった。また、学生野球側は当初、「退団者のうち誰でも希望すれば受講できる」制度について難色を示し、各球団ないしコミッショナーの推薦を求めたが、プロ側は事実上困難として、NPB 傘下の退団者で一定の誓約書を提出した者を受け入れることを要求した。これに対し学生野球側は、高校野球加盟校中、教員免許を有さず監督として登録している指導者に学生野球協会や日本高野連が、研修制度を設けていない点を考慮し、研修受講資格要件をプロ側の要求に同意して緩和したのである¹²⁾。

表5-3. NPBプロ研修会

講習時間：5時間程度

| | |
|-----|-------------------------|
| 研修1 | 学生野球とプロ野球の関係～プロアマの歴史・経緯 |
| 研修2 | 新人獲得のルール内容に関する説明 |
| 研修3 | 高校生のからだの特性とけが予防 |
| 研修4 | 指導者の役割 |
| | 小テスト |

表5-4. 学生野球研修会

講習時間：各日7時間程度

| 第1日 | |
|-----|------------------------|
| 講座Ⅰ | 部活動の位置付け概論 |
| 講座Ⅱ | 学校長の権限、承認手続き、外部指導者手続き |
| 講座Ⅲ | 留意すべき教育的配慮の事例① |
| | 体罰の禁止、学校教育活動の一環としての活動 |
| 講座Ⅳ | (大学野球) スポーツ指導者に求められるもの |
| 講座Ⅴ | (大学野球) 大学指導者の役割 |
| 講座Ⅵ | 対外試合に関する留意事項 |
| 講座Ⅶ | 安産対策、危機管理と健康上の留意事項 |
| 第2日 | |
| 講座Ⅷ | 留意すべき教育的配慮の事例② |
| | 寄付・援助・特待生に関する特別規則 |
| 講座Ⅸ | 留意すべき教育的配慮③ |
| | プロ野球関連規定、学生野球資格回復制度 |
| 講座Ⅹ | 試合プレイ上での留意事項 |
| | アマチュア内規、高校野球特別機則 |
| 講座Ⅺ | 試合プレイ上での留意事項(続き) |
| | 経費の取り扱い、謝金について |
| 講座Ⅻ | 適性検査の説明、アンケート・提出 |

3. 断絶回復後の指導現場

3-1 元プロ選手の高校野球への指導

近年、元プロ選手が高校野球の監督として甲子園で采配するケースが目につくようになった¹³⁾。その他、元プロ選手がトレーナー(コーチ兼任)として甲子園に出場しているチームに帯同するケースも増える傾向もある。そこで、そうした元プロ選手が指導している現場を例に、断絶回復以後の変化について考察を加えていくこととする。筆者は対象をX県、強豪私立朝日高校(仮名)¹⁴⁾とし、同校で指導する元プロ選手Aを中心にB野球部長、C監督、Dコーチに対してインタビュー調査を行った。表5-5は彼らの野球歴と属性を示した

ものである。調査対象の抽出には自力探索をし、元プロ選手からは、研修制度の内容で印象に残っている点や、高校野球を指導して感じていることを、また、同校の部長、監督、コーチには元プロ選手の指導に対する考えを聴き取った。ここではまず、元プロ選手 A (41) とのインタビュー内容を示していく。

表5-5. インタビュー対象者の属性と実施日

| 対象者 | 球歴 | 実施日 |
|--------|----------------|------------|
| A(元プロ) | 高校 → 社会人 → NPB | 2018.10.23 |
| B部長 | 高校 → 大学 → 社会人 | 2018.10.25 |
| C監督 | 高校 → 大学 | 2018.11. 6 |
| Dコーチ | 高校 → 大学 | 2018.11. 8 |

朝日高校のOBでもあるAはNPBの2球団で計18年間の経験をもつ。投手としてNPBオールスターゲームにも出場経験があり、プロ野球界を代表する打者との対戦経験も豊富である。甲子園に出場した経験はないが、高校時代よりプロを目指していたという。2017(平成29)年にプロ球団を退団し、同年末に開催された資格回復制度の研修を受講し資格回復をした。2018(平成30)年9月から週に2日前後、投手を中心に朝日高校で指導している。Aは研修制度ができたことについて、「これまでは母校の後輩でさえも指導することが制限されていたが、この制度によって、プロ野球で得られた知識を後輩たちに還元できると」高く評価している。しかし、その反面、3日間のみでアマチュア資格を回復して高校野球を指導できるという制度は、サッカー界における段階的な指導者ライセンス制度の講習¹⁵⁾と比較すると大きく異なるとして次の点を指摘する。サッカーではJリーグから少年サッカーまで繋がりのある一貫した指導の原則が構築されているが、野球にはそうした組織的な一貫したシステムは構築されていない。この点が、野球界とは大きな違いである。

現在Aが指導をしながら感じていることは、トレーニングに関する考え方が、自身の高校時代から全く変化していない点であるという。このことは、プロを引退後に少年野球のクリニックに呼ばれた際、そのチームの指導者から「やることがないときは、走らせといたらいいですね」と聞かれたこととも繋がるという。「高校野球の場合でも何かしんどいことをさせることが鍛錬であり、絶えずそれが必要とされているような感を受けます。その典型が指導者のいう走らすという言葉に集約されているようで、そこでは必ず全力疾走が要求され、スピードを落とすことがさぼっているという評価に繋がります。そして、走ることで心身と

もに強くなるという精神面を強化することへの観念が強いように思います。また、技術練習の量との兼ね合いを考慮に入れず走らすケースも多いように感じます」と指摘する。

Aによると、18年もの間プロ野球界で続けられた一番の要因として、フィジカル面の強化とそれに対する自身の探究心の高さをあげている。高校時代は60 kg台前半であった体重を80 kg台半ばまで増やし、筋力の向上とともに肩関節周りや股関節の柔軟性を高めて、野球に対する機能面へと連動した体作りを徹底したという。そして、こうした経験をもとにAは、高校生への指導において、技術面への指導以前に体作りを重要視している。このことについてAは、「技術練習をすればするだけ、打者のバットのスイングスピードは早くなり、投手の腕の振りは強くなります。そうなれば必ず身体への負担が大きくなるのでそれに耐えられる体づくりが必要になるでしょう」と語る。そして、こうした傾向への対応として、Aはランニングのドリルにおいては50～70%程度のスピードで走るフォームを重視するメニューを奨励している。これは、綺麗なフォームで走るということを意識することで、体の使い方が上手くなり、そうした体の使い方を身に着けることが、投手であれば投球フォームの躍動感につながると分析している。そして、正しいフォームを身に着けた上で、走る距離やスピードを伸ばしていくという指導で、量よりも質を高めていくことから、怪我の予防も兼ねているという。このようなメニューは、Aが自身の経験とNPBのトレーナーやトレーニングコーチから得た知識を基にしている。過度の疲労や怪我の予防を考慮に入れながら、体力そして競技力を向上させていくといった、元プロ選手が伝えるこうした考え方は、今後の高校野球界では決して見逃してはならない内容であるといえる。

3-2 元プロ選手の指導を受ける高校の指導者

次に、実際にAの指導を受ける朝日高校のB野球部長(42)、C監督(30)、Dコーチ(28)へ、指導を受けたことで感じる変化について聞くこととする。朝日高校の3名の指導者はともに同校の教員で野球部のOBでもある。B部長は、監督経験を含めて16年間高校野球を指導している。同氏は、Aの指導から、プロ野球と高校野球の大きな違いについて、「プロ野球では練習メニューを構築する段階で、量的な部分と質的な部分のバランスがとれており、選手全体のフィジカル面への配慮がなされていると感じます。これは、やはり、職業として野球に携る選手に怪我をさせてはいけないというコーチ陣の責任感からですかね。また、高校生と比較してプロ選手は、身体強化への意識は高く、自主的な体力強化ができていないのでしょうか」。

一方、B部長は高校野球の場合は、短期間のトーナメントを勝ち抜く上で、精神面を含み心身ともに強い選手を育成しなければならないということから、厳しい練習をしても怪我をせずに最後まで練習から離脱することがなかった者が強く、その者たちが戦力と見なされる傾向にある。この点が、プロとは大きく違う部分であると分析している。高校野球では、少々痛いところがあっても、最後まで頑張れる選手が選別されるといった精神的な要素が高く評価される傾向にある。このことから、プロ野球では自己教育力的な力が必要とされ、高校野球では忍耐的な精神力が求められているということができよう。さらに、B部長は、Aの指導内容から気づいたこととして、つぎのように述べる。「例えば、これまでウエイトトレーニングは、体を大きくすることで飛距離を伸ばすことを目指しており、ランニングトレーニングは精神力と走力(スピード)を上げるために行うという観点が強かった。しかし、Aのプログラムからは、怪我をさせない体作りと、打つ、走る、投げるといった野球におけるすべての機能面に繋げるために、トレーニングがあるという考え方を知ることができた」。

こうした情報が得られたことは、これまで観念的な部分に頼ることが多かった高校野球の指導現場にとって、発展的な変化として捉えることができる。また、B部長によれば、最近では、他校においても元プロ選手の指導を受けるケースも増えているが、その効果は学校によって様々であるという。ある学校では、元プロ選手のあまりにも野球に偏重した考え方と、他のスタッフの学校を中心とした考え方とのずれから、元プロ選手からの指導が短期間で終了したケースもある。この点に関して、朝日高校では、B部長がAの先輩でもあることから、スタッフ間のコミュニケーションを大切にしながら、それぞれの役割分担を明確にしている。特に選手の起用に関しては、C監督から相談がない限りは口を出さないといったルールを皆が尊重し合っているという。では、そのC監督はAからの指導を踏まえ、プロ・アマの断絶回復以後についてどのように感じているのだろうか。

現役時代C監督は、Aと同じ投手であったが、これまで独学で自身の理論を築いてきたという。しかし、C監督はこれまで医療分野でのエビデンスをもとにしてきたが、コンディショニングの作り方などは、Aからプロでの経験を実際に聞くことで、これまでの先入観を見直すことができたと話す。例えば、投手の冬場の投げ込みは高校野球のアウトオブシーズン¹⁶⁾期間中に行うが、量的な面のみで頼るのではなく、身体機能との関わりを考慮に入れられるようになったという。また、C監督から野手のメニューを任されているDコーチは、様々な書籍やインターネットでの情報を通して日々現在のチーム見合った練習方法を考えているが、年数を経る毎に何か新しい内容を与えようとすることもあり、メニューの構築に行き詰

まりを感じることもあるという。その際に A から受ける助言は大いに手助けになるという。やはり、これまでは自身が選手であった 10 年前の経験を基本とし、精神面の強化を考えた量的な内容で補おうとする傾向が多かったようである。

以上のように、朝日高校では元プロ選手との交流によって、これまで高校野球の指導では当たり前であったことが、あらためて見直されつつある。そして、こうした傾向は資格回復制度が導入されたことによって可能となり、高校野球にとっては大きな進歩であるといえる。さらに、このことは飛田が奨励して以来、現在の高校野球にも残る精神や意気込みを中心としたイデオロギーとは相反することにもなる。しかし、B 部長がプロの理論を評価しているように、選手のフィジカル面に対する指導者側の気配りや、単に精神面だけではなく野球に繋がる機能的なトレーニングを構築することは今後の高校野球にとっては必要な部分であると考えられる。単に厳しい練習メニューに耐えることを美談とせず、練習メニューを理解し、野球技術の向上へ向けて如何にしていくべきかを考える選手を育成することこそ、教育の一環としての高校野球に求められる部分ではないだろうか。

おわりに

本章では、高校野球において元プロ野球関係者の指導制限が、何故、設けられたのかについて明らかにすることを目的とした。まずはじめに、それぞれの統轄団体である日本高野連と NPB とを中間集団論によって比較をした。つづいて、プロ・アマの関係についてこれまでの規約変遷とそれに関わる歴史的背景について分析を加えた。そして、最後に実際の指導現場において元プロ野球選手から指導を受けている高校での事例をもとに、資格回復制度の導入後の実態について検討を加えた。その結果として、日本高野連とは無報酬主義を基軸として、教育的意義とアマチュアリズムという理念に共感する人たちによって支えられた自立性の高い中間集団である点を捉えた。また、これに対して NPB は、企業体のように経済的利益を充足するという共通の目標によって結びついた組織である。そして、利害関係を中心とした商業主義の中で、日本高野連のように自立性を高める必要のない組織であるといえる。まず第一に、こうした組織のもつ目標の違いが、日本高野連側から NPB との距離を取り続けた要因であるといえる。

さらに、元プロ野球選手の高校野球指導に対する厳しい制限は、こうした組織構造の違いの中で、戦後、プロ野球側からの選手獲得へ向けた無秩序な高校生への勧誘行為が加わったことで、その長期化に繋がったといえる。そして、そこには、技術を見せるプロ野球に対し

て、飛田、佐伯の純真さを理想とした高校野球側の対抗的なイデオロギーもその要因として大きく関わっていた点も見逃せない。

しかし、そのような歴史から転換期を迎えた現在では、構造の異なる集団同士の対立から、互いが協力するようになったことで、実際の指導現場にとっては得るものがたいへん多い。資格回復制度の導入は、特に、技術面以前に選手の身体面での怪我の予防や運動能力の発達には大きく寄与するものであると考えられる。1990年代以降、日米のプロ野球の交流が活発化し、両国のプロリーグで活躍する選手やトレーナーによって、日本のプロ野球界においても身体面へのコンディショニングなどはたいへん発展した分野であるといえる。そして、こうした知識が、プロ・アマの断絶回復によって高校野球の指導現場に伝わることは、これまで閉鎖的であった高校野球の世界にとっては大きな進歩であるといえる。

註

- 1) ここでいう元プロ野球関係者は、監督やコーチ、選手はもちろん、スカウト、トレーナーにまで適用される。
- 2) 1865年福岡市生まれ、同志社大学卒、早稲田大学教授、早稲田大学野球部初代部長。
飛田とともに早稲田大学野球部初の米国遠征に帯同し、日本の学生野球界の技術的発展と野球界全体の発展への見地から、飛田とは逆に国内プロチームの結成を奨励していた。
- 3) 富山県出身、警視庁警務部長時代に虎ノ門事件によって免官、翌年1924(大正13)年に読売新聞社社長に就任、次々に大胆な企画を打ち出し飛躍的に部数を伸ばした。
- 4) 「元プロのコーチを大学野球も認める」『朝日新聞』1973年8月11日朝刊, 18頁
- 5) 日本学生野球協会編「日本学生野球憲章 付属規定」10. 大学野球指導者および審判員への回復に関する規定 2016年度版
- 6) 1960年まではプロ側がシーズン中に社会人の監督、選手を引き抜かないことを条件に、プロ野球と社会人野球の間で「選手の転出加入に関する協約」が結ばれていた。しかし、1961年、プロ側がプロ退団者受け入れ人数の増加などを希望したが、社会人側が拒否したため、プロ野球側が協約締結の拒否を決めた。この直後に、中日がシーズン中にもかかわらず、日本生命の柳川選手と契約をしたことがきっかけに、社会人側が翌年からの元プロ野球選手の受け入れを一切拒否するとともに、それまで短期間に限って許可されていたプロの監督、コーチ、選手からコーチを受けることも禁止となった。

- 7) 「プロ、アマ野球間のかかわりの主な歩み」『毎日新聞』2013年1月18日朝刊, 18頁
- 8) 日本学生野球憲章第4章第14条8（学生野球資格の回復）
- 9) 「徹底したモラル必要」前掲、2013年1月18日
- 10) 「プロ側もろ手挙げ歓迎」前掲、2013年1月18日
- 11) 一般社団法人日本独立リーグ野球機構（The Japan Association of Independent Professional Baseball League）は、2014年9月1日に設立。日本のプロ野球独立リーグの合同組織である。四国アイランドリーグplusとベースボール・チャレンジ・リーグの2リーグによる合同組織である。
- 12) 「元プロ野球関係者の学生野球資格回復容認の経緯」、日本高等学校野球連盟、1-2、2014年6月20日。
- 13) 2012（平成24）年、選抜大会に出場した早稲（山口）の大越基（元ソフトバンクホークス）、2015（平成27）年、選手権大会に出場した九州国際（福岡）の楠城徹（元西武ライオンズ）、2016（平成28）年の選抜大会と2017（平成29）年の選手権大会に出場した東海大菅生（東京）の若林弘泰（元中日ドラゴンズ）などがその例である。
- 14) 以後、学校名および人名は仮名で表記する。
- 15) 日本サッカー協会は、プロ選手を指導できるS級ライセンスからA級、B級、C級、D級キッズリーダーまで6段階に分けて講習会を実施するライセンス制度を設けている。
出所：日本サッカー協会、<http://www.jfa.jp/coach/official/training.html>
- 16) 日本高野連は「高校野球アウトオブシーズンについての規定」を制定し、通常12月から翌年3月上旬まで対外試合を行うことを禁止している。

結論

1. 本論文のまとめ

1-1 慣習的行為の継承とは

本論文では、第 I 部において、高校野球の世界における野球部員の独特な慣習的行為が、どのようにして作り上げられ、また、どのような過程を経て現代まで継承されてきたのかについて、歴史的な動向を辿りながら明らかにすることを目的とした。

高校野球の前身である中等野球は、早いところでは明治期に旧制高等学校の OB や外国人教師などによって伝播していた。しかし、その中において統一されたイデオロギーを示すものは見られない。唯一、関連づけて考えられるものは、近代日本において、国家における学術、政治、芸術など各分野の上層階級を養生していた旧制第一高等学校の課外活動のなかで、野球部がイデオロギーとしていた武士道である。将来の日本を担うべく最上層の成員候補生には、旧特権身分層であった武士道をもって自己を鍛錬するといった志向が、近代スポーツを行う上でも取り入れられていたのであった。

大正期に入ると中等野球は、他の旧制高等学校や大学の OB から上意下達のかたちで多くの旧制中等学校に広まる。しかし、明治期の晩年には既に、野球部員が野球に熱中するあまり学業を疎かにするケースや、試合の判定や勝敗をめぐる暴力の発生などが問題となっており、東京朝日新聞社は野球害毒論を連載していた。このようななか、大阪朝日新聞社は、現在の夏の甲子園大会の第 1 回大会を 1915(大正 4)年に開催したのである。

大会を挙げるにあたり同社は、野球は外来の競技でありながらも男性的でその中身は国民性に一致する点を強調するとともに、武士道をその象徴としたのである。そして、ここに、「礼に始まり、礼に終わる」などの武士道を手本とした道德上の儀礼が、中等野球における慣習的行為として成立するのである。即ち、現代の高校野球の現場にも精通する武士道的なイデオロギーは、メディアイベントの開催を正当化する手段として新聞社から発進されたことがその起点であるといえる。

第 1 章では、こうした武士道を象徴とした野球部員の儀礼について、デュルケームの宗教概念において聖と俗の世界を二分するという儀礼論の枠組みから分析を加えた。中等野球の現場に武士道的なイデオロギーが注入された時代は、天皇主権の時代であり、天皇を国家の象徴とするイデオロギーが教育現場で教え込まれていた。このことから、武士道を中等野球の象徴へと水路づけるカリキュラムの実践は、当時の指導現場において比較的容易であ

ったと捉えることができる。さらに、大正デモクラシーといわれる社会潮流に対抗し、国家への貢献を表現する意味でも武士道という表現は最適であったといえる。

また、戦前の中等野球における理想化されたイデオロギーの動向は、昭和に入り戦時色が濃くなる中で、国家主義的な社会の象徴へと置き換えられることによって、大規模な大会を継続することを可能にしていたといえる。また、このことはメディアイベントとしての商業主義的なイメージを払拭する手段として機能していたことはいままでのない。そして、ここに武士道に加え組織内の凝集性を根底とした集団主義的な思考や印象が加わるのである。

こうした歴史的背景から、戦前の中等野球の現場では、武士道や国家主義的なイデオロギーを集団の象徴として展開されていたことがわかる。そして、グラウンド内での野球部員の行為は、デュルケームのいう宗教的信念のもとで展開される儀礼と同様に、常に厳粛な態度によって、集団内の共通意識を表現する行為として慣習化されていったのである。また、それらは、実際には国家からではなくメディアが発進したスローガンではあるものの、常にその時代の国体に見合った内容であったことが、社会的にも受け入れられた要因としてあげられる。

本論文の第2章では、こうした中等野球の世界におけるイデオロギーが、現代の高校野球においても継承されることで、体罰が発生しやすい環境であることを示した。戦前の中等野球における武士道や国家主義的なイデオロギーは、中等野球の現場を神聖で特定の閉られた世界へと導いた。グラウンド上では親族共同体のような集合意識の強い社会連帯が築かれ、それはデュルケームのいう機械的連帯として同質性の強い集団となったのである。そして、作田が述べるように、このタイプの集団においては、同質性が基軸となるがゆえに集団規範への違反に対する抑止的制裁はたいへん厳しいものとなったのである（作田 1983 : 32）。さらに、こうした傾向は、指導現場において、野球部員の行為がグラウンド上での儀礼に反するとみなされた場合には、指導者が聖なるものに対する司祭にかわり、体罰を贖罪的な儀礼として正当化するという原因にもつながるのである。そして、こうした観点から、指導現場では、武士道を起点とした精神論への「タテマエ」として、指導者側から常に贖罪を理由に体罰がより正当化されやすい環境であるといえる。また、このことは、たとえ表面的であったとしても、戦前からのイデオロギーを継承することへの危険性を示す部分であるといえよう。

しかし、現代では武士道という旧特権身分層の道德や国家主義的な集団主義が擁護される時代ではない。即ち、戦後の民主主義の時代において、本来ならば受け入れられにくい内

容が、高校野球の世界において継承されているのは何故であるのかという疑問がここでさらに生じるのである。この点に関しては、他の高校野球研究においても、その理由について十分に答えられていない。そこで本論文では筆者の長年に渡る指導現場での経験をもとに、高校野球の現場で継承されている慣習的行為の源泉について再考を加えた。

現代の高校野球において、野球部員のグラウンド内で行われる特定の儀礼的な行為とは、グラウンド内での全力疾走や声を出しての挨拶など、絶えず気合のこもった溼漑とした態度のことを指す。そうした態度は、彼らのグラウンド外での態度とはほぼ異なった内容である。こうした傾向は、ゴッフマンが役割演技の理論で述べているように、それぞれの立場に見合ったかたちでの立ち振る舞いが実践されていると捉えられる。もっともこうしたホンネとタテマエのような傾向は、戦前においても同様であろう。しかし、中等野球の時代には、武士道や国家主義といったイデオロギーが、集団を象徴とする当時の時代精神として、絶えず野球部員の近くにあったといえるが、現代においてそれらは、おおよそ昔話の世界を真似ているといっても過言ではない。それにもかかわらず、現代の高校野球においてもそうした慣習的行為が何故維持されているのか。以下に関連する2つの要因を述べる。

まず1つ目は、第1章で述べた監督－野球部員の間で展開される功利的な相互行為である。特にその中で展開されているのは功利的自己呈示であり、他の体育系の課外活動でも十分にあり得る行為である。高校野球の世界においても、野球部員自身が良い選手と思われたい、さらにメンバーに入り試合に出たいという願望をかなえるために、また、進学的手段として野球を考えている場合などにおいてこうした傾向は強まる。

さらに、武士道をイメージした高校野球の世界では、監督－野球部員の間において、飛田という師匠と弟子といった権威関係が構築されやすい環境にあるといえる。こうした関係によって、指導現場では、たとえ監督からの指導が理不尽を含むものであったとしても、野球部員は絶えず従順な態度で指示に従う傾向にある。そして、そうした態度のモデルとして、戦前より継承されている野球部員としての慣習的な行為を遂行することを、彼等は内面化しているのである。

このように監督－野球部員の関係性を起点とした、野球部員個人の功利的な相互行為が、高校野球の現場において今もなお、戦前からの慣習的行為が維持されていることへのひとつの要因として関連づけられる。

さらに、もう1つの要因として関連づけられるものは、甲子園大会の主催者である新聞社を中心としたメディアによる高校野球のドラマ化である。戦前、武士道的イデオロギーをス

ローガンとして中等野球の全国大会を開催したメディアは、戦後の高校野球においてもそのイメージへの手綱は緩めることはない。むしろ、現代社会にはない武士道的な礼儀作法や集団主義を高校野球の美談として取り上げることで、よりその世界を戦前から変わらぬものとして表現しているのである。そして、われわれはメディアから発進された内容をもとに、それらを高校野球のイメージとしてそのままのかたちで受け取っているのである。こうした構造について、第3章では、野球部員の行為についてゴッフマンのドラマトルギー論を援用し、野球部員をパフォーマー、競技団体の役員や指導者、大会主催者であるメディアを舞台スタッフに、そして、その他高校野球を認知している人びとをオーディエンスと規定して考察を加えた。その結果、日常の野球部員の行為は、パフォーマーとしての印象操作への役割が大いに含まれており、そこには舞台スタッフからの演出が大きく関わっている点を大会規定や指導現場での実証を通して明らかにした。さらに、そうして演出された高校野球の世界には、オーディエンスからの期待がたいへん大きいという点について、地元の名門野球部に不祥事が発生した際、地域社会に見られた落胆の大きさをもとに浮き彫りにした。

このような内容を踏まえると、グラウンド上での野球部員の態度は、集団に対する信念の強さによって示されているものではなく、甲子園大会での行動様式をモデルとした、高校野球を演出する側と見る側の双方からの要求によって、決められた行動様式を演じているということになる。即ち、野球部員の慣習的行為は、外部からの要求によって高校野球の印象を崩さぬための手段として維持されているといえる。

以上にあげた2つの要因から、高校野球における慣習的な行動様式は、その外見からは戦前の武士道や精神主義を継承しているようにも見えるが、実際には、野球部員の功利的な相互行為や、メディアによる高校野球を印象づける演出によって維持されていると結論づけることができる。

1-2 規約の持つ意味

第Ⅱ部では、高校野球における規約の源泉である学生野球憲章を堅持する日本高野連について、組織設立の経緯を踏まえた上で、他の高校スポーツには見られない処分制度が日本高野連にとってどのような意味をもつのかについて明らかにすることを目的とした。

日本高野連の設立は戦後である。第4章で示した通り、全国大会が始まった1915(大正4)年から1932(昭和7)年までは中等野球を統括する組織は存在せず、規約に代わるものといえば民間のメディアによる大会規程のみであったといえる。即ち、民間企業が中心となり全

国大会が行われるなど中等野球は民主的な運営形態の中でその人気を得ることになったのである。しかし、そうした中等野球人気による商業化等を懸念する政府は、野球部員の思想の善導や学生野球全般の健全化を理由に、文部省（当時）の訓令として統制令を施行したのである。そして、このように中等野球が民主的な運営形態から始まったにもかかわらず、国家による統制へ移行したことが、戦後、野球関係者のもとで日本高野連が設立された大きな要因となるのである。

戦後、日本高野連の前身にあたる中等野球連盟の設立に奔走した佐伯は、「文部省の不当な介入を招かないためにも、連盟は必要」（日本高等学校野球連盟編 1976：23）であると関係者に呼びかけている。こうした佐伯の構想によって設立された日本高野連は、先に示した民主的な運営によって築かれて中等野球を、統制令による国家の専制から解放するための組織であるといえる。本論文では、こうした観点から、日本高野連についてデュルケームの中間集団論を援用して考察を加えた。

デュルケームの中間集団論には2つの主張がある。1つ目は中間集団の権力が高まることで成員の自由が拘束され、そうした場合には国家の権力が中間集団のそれを上回ること、個人の人格が解放されるという主張である（Durkheim 1950=1974：98）。そして、2つ目として、国家権力は専制的に高まる可能性を含むため、そうした国家権力と拮抗する中間集団が必用であるという点についても主張している（Durkheim 1950=1974：98）。即ち、そこには中間集団の存続の問題性と、中間集団の不在の問題性という2つの理論が含まれているのである。

4章では、日本高野連について、後者で述べられている中間集団の不在の問題性を出発点とし、処分規約の変遷を辿りながら組織のもつ権力構造について分析をした。その結果、文部省からの統制に対抗して設立された同団体は、文部省の管轄下にある高等学校に対してたいへん対抗的である点が明らかとなった。その象徴といえる内容が、連帯責任を伴う独自の処分規約である。それらは、組織の成員が起こした不祥事への処分を、競技団体の権限によって行うというかたちで、学校の課外活動でありながら学内の生徒指導の権限を越えているのである。即ち、こうした観点からみた日本高野連という競技団体は、文部科学省と野球部・野球部員の間を媒介する中間集団であり、それは、中間集団の不在の問題性によって民主的に設立された教育機関として、政府機関とは常に対抗的な関係にあるといえる。

しかし、このように、設立当初は野球関係者によって国家統制から中等野球を開放するために設立された中間集団も、やがて、その成員を思うがままに拘束し形成・陶冶する方向へ

向かうのである。第4章で述べた連帯責任を伴う処分制度や、第5章で注目した高校野球のプロ・アマ問題などはその例であり、日本高野連が野球部員個人の自由を拘束し、彼らの権利を独占する局地的な権力として機能している点を示している。では何故、民主的に設立された日本高野連はこのような形態に変化したのか。ここにも、第I部で示した高校野球のイメージを守るためへの手法が込められているのである。

日本高野連が中間集団として再び国家による統制を避けるためには、より自立性を高める必要がある。そして、そのためには内部への統制力をより高める必要がある。即ち、外部からの統制や中傷に対して自らを守るためには、外部にはないより厳しい処分制度や規定をもって他方からの干渉を避けなければならないのである。そうした意味で連帯責任を伴う処分制度は、外部に対する組織の防衛手段として他にはない集団主義的なイメージを高めながら、同時に内部への統制力を高めることで自立性を強化しているのである。しかし、こうした処分制度は、不祥事に関係していない野球部員に対して、個人の権利を拘束し、野球をするという自由への大きな妨げになることはいうまでもない。

このように、規約の中身から見た日本高野連は、中間集団の不在の問題性を抱えた野球関係者によって設立された集団であるが、処分規約を制定し中間集団としての自立性を強化することによって、その成員を拘束する個別的な権力が高まった状態にあるといえる。そして、こうした権力構造の変化が、今度は中間集団の存続の問題性を抱えることとなるのである。第5章では、そうした日本高野連の権力構造が弛緩することによって、新たに得られる成員への効果について、高校野球界とプロ野球界の関係改善後の事例によって明かにした。

2013年から開始された元プロ野球関係者を対象とした「学生野球資格回復制度」の導入は、高校野球の世界に対して、これまでの精神論のみに頼るのではなく、より合理的かつ機能的な考え方を導くきっかけにもなっている。しかし、互いに人気を博している高校野球とプロ野球が、なぜこれまで断絶の関係にあったのか。そこには、日本高野連とプロ野球を統轄するNPBとの組織的な相違が大きく関連しているのである。

日本高野連とNPBのそれぞれを、設立段階から今日までの歴史的背景から比較すると、日本高野連は第4章でも述べた通り、戦後、国家からの統制に対抗して民主的に設立された組織であり、企業体として経済的利益の充足を目的とするNPBとは異なるタイプの集団である。中でも「野球は教育の一環」としての独自の理念をもつとともに、「無報酬主義」という他にはない共同体的な思想を貫いている点など、プロ野球との根本的な組織機能の違いがその対立関係に大きく繋がっているといえる。つまり、そうした違いによって、高校野球

が「無報酬主義」をもって「アマチュアリズム」のイメージを維持していくには、プロ野球のとの間に一定の距離を保つ必要があるということになる。さらに、そうした関係の中で、プロ野球側からの野球部員への行き過ぎた勧誘行為が「アマチュアリズム」への弊害となり、高校野球側からプロ野球側に対して、一方的に高い壁が設けられることとなったのである。

また、第4章で紹介した佐伯や、戦前から戦後にかけて中等野球・高校野球を先導した飛田らの、技術を見せるプロ野球に対する嫌悪感と、純真さを理想とする高校野球を良しとする対抗的なイデオロギーもその要因として見逃すことはできない。しかし、高校野球の側から対立関係を築き維持してきたといえるプロ・アマの関係も、2013年以降は、先に示した資格回復制度によって新たな局面を迎えているといえる。

プロ・アマの断絶回復後に実施した、高校野球の指導現場における筆者のインタビュー調査では、元プロ選手の指導によって伝えられた、科学的なコンディショニングの導入から機能改善までの過程は、これまで高校野球の世界で慣習化されていたことを、あらためて見直すきっかけとして、たいへん発展的であるという点を実証することができた。そして、このことは中間集団としての日本高野連の権力が弛緩することによって、その成員である野球部員が解放され、あらたな技術や知識を身に付けることが可能となった一例として捉えられる。

1-3 高校野球が再生産される構造

最後に、第I部、第II部において明らかにした内容が、どのような繋がりをもって高校野球の世界が再生産されているのかについて、再び2つの制度をもってその構造をまとめることとする。第I部で示したように、グラウンド上で展開されている、野球部員の慣習的行為は、戦前の精神主義や集団主義のような印象をわれわれに与えるが、それは実際には形式化しているだけの行為であり、各野球部員はグラウンドの内外において、そうした行動様式を使い分けているのである。そして、たとえ形式上だけであったとしても、従来からの慣習的行為が継承されているのには2つの要因があげられる。

まず1つ目の要因は、野球部員の功利的な相互行為によるものである。それは、野球部員にとって、武士道的な儀礼をモデルとした礼儀作法や、高校球児らしさの象徴とした一生懸命さへの演技は、試合の出場やベンチ入り、進学などの実現に向けた個人的な手段として実践しているという点である。

そして、2つ目の要因には、そうした行為を要請する主催新聞社による甲子園大会のドラ

マ化である。一発勝負の夏の大会では、甲子園球場での全国大会のみならず、最後の打者はアウトと分かりながらも1塁ベースへ向かってヘッドスライディングをする。さらに、甲子園大会になると敗者は砂を拾う。そして、これらは常に映像を通して高校野球の「一生懸命さ」や「さわやかさ」を醸し出す儀式として定着している。さらに、そうしたイメージを醸成するための仕掛けとして、大会規定においても、スピーディーさをはじめとした「高校野球らしさ」を印象づける内容が予め定められているのである。

このような仕掛けによって、甲子園大会では入場行進から試合後まで昔と変わらぬ野球部員の姿が映し出される。そして、こうした2つの要因によって、戦前の集団主義を想像する野球部員の慣習的な行為が継承され、高校野球を印象づける土台が守られているといえる。

さらに、そこには第Ⅱ部で明らかにした日本高野連の定めた規約との関連が大きいといえる。組織における法としての規約は、野球部員が外の世界と関わることを抑制することで、彼等の思考を絶えず拘束しているのである。即ち、日本高野連はデュルケームのいう中間集団の存続の問題性を含みながらも成員を手中の収め、政府機関や他の企業体との距離を設けながら独自の統制力を高めているのである。特に連帯責任を伴う厳しい処分規約は、内部への統率力を高めると同時に、他の集団への見せしめとしての効果を担っているといえる。そして、何よりも連帯責任は集団主義の遺産として、高校野球のイメージを戦前と変わらぬものへとつなぎとめる効果を持っている。また、プロ・アマにおける規約においては、教育の一環としてアマチュアリズムのイメージを維持するためにも大きく寄与していると見える。

以上のように、高校野球の世界では、行為のレベルにおける「タテマエ」としの行動様式と、集団のレベルにおいて維持されている「厳しい規約」が補強関係となり、指導現場において双方が互いに絡み合うことによって、戦前と変わらぬ印象をわれわれに与えているのである。しかし、その結果、高校野球の世界に抱く印象と、現代社会における行動様式とのギャップは年度を重ねるごとに大きくなる。こうした点への対応として、行動様式においては、髪を伸ばした選手を許容し、規約の上では連帯責任を伴う処分の緩和やプロ野球との交流を拓けるなど、近年になって双方ともに弛緩する傾向が見られる。そして、今後も日本高野連には、現代社会とのづれに対して、そうした弛緩的な対応が課されることが予測される。しかしながら、その一方で、他の高校スポーツにはない観客動員数を集めながら、外部との商業的な関係を排除し、その内部での無報酬主義を貫く限り、日本高野連の中間集団としての自立性は維持され、中央集権的な組織体制は今後も継続されていく可能性を大いに含ん

でいるといえる。

2. 本論文の意義

次に、本論文で展開してきた諸論を踏まえて、高校野球の研究として本論文の学術的な意義を示していく。

これまでの高校野球についての学術研究では、歴史叙述がその大部分を占めている。なかでも有力校の変遷、著名な選手や指導者に焦点を当てたものが多く、それらはやや一元的な観念を導く傾向がある。また、制度史においては戦前の野球統制令に関する諸研究が中心であるが、それらは制度の制定に関わった人物のみの言説に頼るところが多い。そして、戦後の学生野球憲章の研究においても同様の傾向に留まる。こうした先行研究を踏襲した上で、第1章においては、戦前までの言説に対して、デュルケームのいういかなる物も「聖なる物」の対象となるという社会学の理論をフレームとして、戦前から社会情勢の変化に対応することで、常に注目を浴び続ける中等野球の特異性について、これまでにはない理論社会学による分析によって浮き彫りにすることができた。こうした点は、本論文がもつひとつの意義として捉えることができよう。

また、第2章において、高校野球における体罰について、デュルケームのいう社会連帯と関連づけ、高校野球のような閉じられた世界のなかでは、慣習的な行動様式を逸脱した者に対する贖罪への観念が強く、体罰が発生しやすい点を明らかにした。さらに、そうした組織形態において発生する体罰は、戦前のイデオロギーを「タテマエ」として継承することへの危険性を示している点であると捉えた論点は、高校野球界に留まらず、体育会で発生する体罰の研究にも援用できる部分を含んでおり、今後の「体罰」研究の発展にも寄与する内容である。

さらに、第3章では、戦後の動向において、一見、高校野球の世界では戦前の精神論的な気質を継承していると捉えられがちである点に対して、ゴッフマンのドラマトウルギー論を援用し、実際の選手のグラウンド内とグラウンド外での行為の違いに対する違和感が発生する要因の分析を行った。その際、何よりも筆者が高校野球の指導者であるという立場から、単なるフィールドワークだけでは得ることのできない、日常の野球部員や保護者のよりリアルな現実を見据え、「ホンネ」と「タテマエ」の部分を明らかにできたことは、本研究の大きな意義であるといえる。

これまでの社会学による高校野球の学術研究においては、メディア研究としてメディア

の商業戦略を中心とした研究の蓄積はあるものの、いずれの場合もひとつの恣意的な内容に留まる部分が多い。例えば、連帯責任を伴う処分制度が何故維持されているのかという問いについて、これまでの研究によれば、処分制度はメディアが作り上げた高校野球の真正な物語の仕掛けとして機能していると結論づけるなど、ジャーナリズムの世界で前提となっているメディアを中心に添えた観点と相違はなく、十分な説明として受け入れることができない。また、同様に、学生野球憲章を基軸とした高校野球界の諸問題への研究においても、日本高野連のあらゆる制度について、歴史的過程を整理することでその要因を分析するに留まり、日本高野連が生み出す独自性について、その根本的な構造に留意した説明はされていない。

第4章、第5章では、スポーツ社会学分野で定説とされてきた学術研究において、これまで十分に留意されていない点として、「連帯責任」を伴う処分制度や「プロ・アマ問題」への規制といった高校野球独自の制度に焦点をあて、なぜこうした規約が成立しているのかという点について、その歴史的変遷への調査や、実際の指導現場におけるフィールドワークによる実証を行った上で、中間集団論をフレームとした理論社会学による分析を加えて研究を重ねてきた。そして、その結果として、高校野球の特異性に対してよく耳にする「なぜ高校野球だけが」という素朴な問いに対して、これまでの学術研究に見られない、より論理的で立体的な説明ができたことは本論文のもつ大きな意義であると考えている。

3. 今後の課題

最後に本論文では展開できず、今後への課題となる内容を明示する。

まず、第1章、第3章における戦前のイデオロギーについて、実際に当時プレーしていた経験者を通じて量的なデータを採取することは困難を極めるが、現在の指導現場において得られた選手の「ホンネ」と「タテマエ」と同様に、戦前の中等野球の時代に遡り、如何にして当時の「ホンネ」に近づくかが今後検討していく課題として残された。

第4章においては日本高野連が連帯責任をなぜ維持しているのかについて、競技団体の側から組織の背景にある政府やメディアとの社会的関係について、理論社会学をもってこれまでにはなされていないその構造の分析を試みる事ができた。しかし、実際に連帯責任は野球部員にとってはどのように受け入れられているのかについての視点はやや弱い。

今後、連帯責任を伴う処分制度の研究においては、処分によって試合をする権利を剥奪された野球部員や、処分に繋がる不祥事を犯した野球部員のその後など、高校野球が教育の一

環である以上、処分を受ける側に注目することも必要であると考え。そして、連帯責任の是非を問うていくことも本研究を継続していく上で必要となる課題である。

第5章では、元プロ野球関係者が高校野球を指導する際に設けられていた規制が、資格回復制度によって緩和されたことについて、指導現場から一定の評価を受けているケースを中心に論じた。しかし、今後はフィールドワークを通して、この件に関してネガティブに捉えられる事例について触れていくことも必要になる。

また、資格回復制度によって、高校野球側からプロ野球側への対抗関係が緩和されたように捉えられるものの、日本高野連は、2008（平成20）年より、高校野球の若手指導者を対象に「高校野球・甲子園塾」という研修会を開催している。そして、この研修会の受講条件には、教員免許を取得し現在教諭であることを原則としており、元プロ野球関係者が資格を回復した後も教員資格という見えない壁が設けられていることがうかがえる。こうした日本高野連の姿勢に対して、本研究では、プロ・アマの壁について中間集団論による組織形態の違いや佐伯や飛田のイデオロギーの継続、さらに戦後のプロ側による選手勧誘の問題について論じてきた。今後は、教育の一環としての高校野球の価値や、無報酬主義の観点へと対象の幅を広げて分析を加える課題を残している。

最後に、本論文では全体を通して高校野球の甲子園大会が、中等野球の時代から注目を集め人気を博している点について論じてきた。しかし、この大会が大観衆を集める人気の理由については分析できていない。さらに、日本野球界におけるヒエラルキーの中で、なぜ高校生野球の人気が維持されているのかという問いについて、これまでの野球史を中心とした高校野球の研究においても明らかにされていない。今後、高校野球の研究を継続するにおいて、こうした人気の理由を明らかにするために、単なるメディアによる商業戦略や日本社会における時代精神などに限定せず、理論社会学の枠組みをもって取り組んでいきたい。

本論文で行なってきた歴史と理論、フィールドワークによる高校野球の研究は、研究者であるとともに現役の高校野球の指導者でもあるが故に得ることができた研究の成果である。指導現場を熟知しているが故に恣意的な思考への偏重を懸念させるが、そうした傾向を認識して、できる限り実態に対して論理的な展開を心掛けた。理論の援用においてさらに詰めるべき余地を含んでいるかもしれないが、指導現場での事象に対して理論社会学を援用した研究は、これまでの高校野球研究に対して新しい試みとして位置づけられるものであると筆者は考える。今後もデータと理論の相互作用による分析をもって研究を継続していく決意をもって本論文を閉じたい。

引用、参考文献

- 安東由則、2002、「身体訓練（兵式体操）による『国民』の形成」、『武庫川女子大紀要 人文・社会科学編』第50巻、武庫川女子大学、85-95頁
- 有山輝雄、1997、『甲子園野球と日本人』、吉川弘文館
- 東田一朔、1989、『プロ野球誕生前夜』、東海大学出版会
- ベースボール・マガジン社編、1994、『日本プロ野球60年史』
- Coakley, J. 2008, "Sports in Society" : Issues And Controversies, Tenth Edition, McGraw-Hill.
- Collins, R. 1984, Sociological Insight—An Introduction to Nonobvious Sociology, Oxford U.P.
(井上俊・磯部卓三訳、1992、『脱常識の社会学—社会の読み方入門』、岩波書店)
- 第一高等学校編、1939、『第一高等学校六十年史』
- Durkheim, E. 1893, De la division du travail social, Presses Universitaires de a France.
(田原音和訳、1971、『社会分業論』、青木書店)
- , 1895, Les règles de la méthode sociologique, Presses Universitaires de a France.
(宮島喬訳、1978、『社会学的方法の基準』、岩波文庫)
- , 1912, Les formes élémentaires de la vie religieuse, Presses Universitaires de a France.
(古野清人訳、[1941]1975、『宗教生活の原初形態』上、岩波文庫)
(古野清人訳、[1942]1975、『宗教生活の原初形態』下、岩波文庫)
- , 1925, L`education morale, Presses Universitaires de a France.
(麻生 誠・山村 健訳、1964a、『道德教育論』1、明治図書出版)
(麻生 誠・山村 健訳、1964b、『道德教育論』2、明治図書出版)
- , 1950, Leçons de sociologie, Presses Uiversitaires de France.
(宮島喬・川喜多喬訳、1974、『社会学講義』、みすず書房)
- Goffman, E. 1959, The Presentation of Self in Everyday Life, New York: Doubleday & company .
(石黒毅訳、1974、『行為と演技—日常生活における自己呈示』、誠信書房)
- , 1967, Interaction Ritual, New York: Doubleday & company .
(浅野敏夫訳、2002、『儀礼としての相互行為』、法政大学出版局)
- 軍司貞則、2008、『高校野球「裏」ビジネス』、ちくま新書

- 井上俊・作田啓一、1968、「個人・集団・全体社会」作田啓一他編『社会学の
すすめ』、筑摩書房、149-171 頁
- 煎本増夫、2009、『五人組と近世村落ー連帯責任制の歴史』、雄山閣
- 亀山佳明、2001、『子どもと悪の人間学』、以文社
- 神谷拓、2015、『運動部活動の教育学入門』、大修館書店
- 菊谷剛彦、1995、『大衆教育社会のゆくえ』、中公新書
- 菊幸一、1988、『近代プロスポーツの歴史社会学』、中公新書
- 君島一郎、1972、『日本野球創世記』、ベースボールマガジン社
- 岸野雄三・成田十治郎・大場一義・稲垣正浩編、1973、『近代体育スポーツ年表』、
大修館書店
- 小林信也、2007、『高校野球が危ない』、草思社
- 、2008、『あの夏、西風が吹いた』、ベースボールマガジン社
- 小椋博・江刺正吾編、1994、『高校野球の社会学』、世界思想社
- 久保田高行、1956、『高校野球五十年』、時事通信社
- 草柳千草、2008、「自己呈示のドラマ」井上俊 伊藤公雄編『自己・他者・関係』、
世界思想社、33-42 頁
- 桑田泰次、2000、『野球バカ』、講談社
- 毎日新聞社編、2008、『選抜高等学校野球大会史』、毎日新聞社・日本高等学校野球連盟
- 牧野直隆、2003、『ベースボールの力』、毎日新聞社
- 丸屋武士、2014、『安部磯雄と嘉納治五郎』、明石書店
- 松商野球部百年史 h 編纂委員会編、2013、『松商野球部百年史』、松商学園高等学校硬式
野球部 100 年推進プロジェクト
- Merton, Robert, K. 1949, *Social Theory and Social Structure*, Free Press.
(森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳、1961、『社会理論と社会構造』、みすず書房)
- 見田宗介・栗原彬・田中義久編、1988、『社会学事典』、弘文堂
- 宮島喬、1987、『デュルケム理論と現代』、東京大学出版会
- 文部省、1913、『學校體操教授要目』、開發社
- 森岡浩編、2001、『県別全国高校野球史』、東京堂出版
- 森岡清美・塩原勉・本間康平編、1993、『新社会学辞典』、有斐閣

- 村岡健次、1987、「『アスレティズム』とジェントルマン」、村岡健次・鈴木利章・川北稔編『ジェントルマン』、ミネルヴァ書房
- 虫明亜呂無、1996、「咲くやこの花」玉木正之編『時さえ忘れて』、ちくま文庫、45-61 頁
- 中島道男、1997、『デュルケームの〈制度〉理論』、愼星社厚生閣
- 中島隆信、2016、『高校野球の経済学』、東洋経済新報社
- 中村哲也、2010、『学生野球憲章とはなにか』、青弓社
- 、2007、「日本学生野球協会の成立と『学生野球基準要綱』の制定」『一橋大学スポーツ研究 26』、一橋大学、25-32 頁
- 中村敏雄・高橋健夫・寒川恒夫・友添秀則編、2015、『21 世紀スポーツ大辞典』、大修館書店
- 日本学生野球協会編、1984、『日本学生野球協会史』
- 、2011、『学生野球要覧』
- 日本高等学校野球連盟編、1976、『日本高校野球連盟三十年史』
- 西原茂樹、2018、「甲子園大会の『国民的行事』化」白川哲夫他編『「甲子園」の眺め方』、小さき社、264-291 頁
- 西山昌抹、1982、『甲子園へ』、神戸新聞出版センター
- 大平昌秀、1992、『異端の球譜』、サワズ出版
- 龍谷大学付属平安高等学校野球部史編集委員会編、2008、『平安野球部 100 年史』、学校法人平安学園
- 佐伯達夫、1980、『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社
- 櫻井瀧彦、1997、「ゴッフマンにおけるモダニティの問題」『慶応大学大学院社会学研究科紀要』、慶応大学大学院社会学研究科、15-22 頁
- 作田啓一、1967、「高校野球と精神主義」『恥の文化再考』、筑摩書房、257-267 頁
- 、1983、「デュルケームの思想」『デュルケーム』、講談社、5-58 頁
- 澤宮雄、2004、『炭鉱町に咲いた原貢野球』、現代書館
- 佐山和夫、1998、『ベースボールと日本野球』、中央公論社
- 椎野信雄、1991、「ドラマトウルギーから相互行為秩序へ」安川一編『ゴッフマン世界の再構成』、世界思想社、33-64 頁

- 清水諭、1998、『甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、新評論
- 城丸章夫、1991、「体育・スポーツの現在」城丸章夫・水内宏編『スポーツ部活はいま』、青木書店、3-25 頁
- 正力松太郎、1999、『正力太郎』、日本図書センター
- 寒川恒夫、2017、『近代日本を創った身体』、大修館書店
- 杉本厚夫、1994、「劇場としての甲子園」江刺正吾 小椋博編『高校野球の社会学』、世界思想社、18-38 頁
- 田尻賢誉、2011、「甲子園研究—極細眉毛編—」三田紀房『砂の栄冠』第 4 巻、講談社、204-207 頁
- 、2018、『高校野球は親が 9 割』、竹書房文庫
- 高橋由典、2007、「自己呈示のドラマツルギー」作田啓一 井上俊『命題コレクション社会学』、ちくま学芸文庫、61-70 頁
- 玉木正之、2013、『スポーツ 体罰 東京オリンピック』、NHK 出版
- 玉置通夫、2004、『甲子園球場物語』、文藝春秋
- 谷川穰、2018、「明治期宗教系学校と野球・研究序説」白川哲夫他編『甲子園の眺め方』、小さ子社、63-90 頁
- 飛田穂州、1974、『学生野球とはなにか』、恒文社
- 、1976、『熱球 30 年』、中公文庫
- Whiting, R. 1977. Chrysanthemum and the bat. (松井みどり訳、1991、『菊とバット』、文春文庫)
- 山室寛之、2010、『野球と戦争』、中公新書
- 矢野恒太記念会編、2020、『日本国勢図会 2019/2020 版』

図表一覧

| | | | |
|-------|-------|-------|-----------------------------------|
| 序論 | 3 頁 | 表序-1 | 「高校野球の創成期に関わる歴史的動向」 |
| | 8 頁 | 図序-1 | 「研究方法の類別」 |
| | 16 頁 | 図序-2 | 「本論文の構成」 |
| 第 1 章 | 26 頁 | 表 1-1 | 「明治期および大正期における中等野球での主な応援団、選手の不祥事」 |
| 第 2 章 | 48 頁 | 表 2-1 | 「部内暴力発生件数の推移」 |
| | 55 頁 | 表 2-2 | 「指導者の不祥事発生件数の推移」 |
| 第 3 章 | 59 頁 | 図 3-1 | 「高校野球の演出構造」 |
| | 60 頁 | 図 3-2 | 「対面的相互行為」 |
| | 61 頁 | 表 3-1 | 「高校野球の公式戦における使用用具の制限」 |
| | 65 頁 | 表 3-2 | 「高校野球の公式戦における周知徹底事項」 |
| 第 4 章 | 78 頁 | 図 4-1 | 「日本学生野球協会の組織図」 |
| | 78 頁 | 図 4-2 | 「高校野球における不祥事報告後の流れ」 |
| | 83 頁 | 表 4-1 | 「不祥事処分の理由別統計と『対外試合禁止』処分の割合」 |
| | 92 頁 | 表 4-2 | 「労働組合の推定組織率」 |
| 第 5 章 | 97 頁 | 表 5-1 | 「日本職業野球連盟創立総会参加球団」 |
| | 99 頁 | 図 5-1 | 「日本の硬式野球総括団体の組織図」 |
| | 101 頁 | 表 5-2 | 「高校野球の指導に関するプロ・アマの歩み」 |
| | 104 頁 | 図 5-2 | 「学生野球資格回復から学生指導までの道のり」 |
| | 106 頁 | 表 5-3 | 「NPB プロ研修会」 |
| | 106 頁 | 表 5-4 | 「学生野球研修会」 |
| | 107 頁 | 表 5-5 | 「インタビュー対象者の属性と実施日」 |

初出一覧

- 第1章 「儀礼論による高校野球の考察：宗教的儀礼から相互作用儀礼へ」『龍谷大学社会学部紀要』第46号 龍谷大学社会学部紀要編集委員会、130-41頁
- 第2章 「高校野球部員の意識と行動の分析：ドラマツルギーの方法を通して分析する」『龍谷大学社会学部紀要』第44号 龍谷大学社会学部紀要編集委員会、59-69頁
- 第3章 亀山佳明編、2015、「修復的儀礼としての体罰：高校野球におけるその変化を分析する」『体罰の研究』龍谷大学社会学部 共生社会研究センター、81-96頁
- 第4章 「高校野球における処分規約と運用の変遷」『スポーツ社会学研究』第26巻2号 スポーツ社会学会、67-81頁
- 第5章 「高校野球にみるプロ・アマ問題：アマ断絶の構造と歴史」『龍谷大学社会学部紀要』第54号 龍谷大学社会学部紀要編集委員会、56-69頁

以上は本論文のために加筆・修正している。また、以上に上げた以外は書き下ろしである。